

令和元年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和元年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第 1 号 (12月3日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第68号～議案第86号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	14

第 2 号 (12月5日)

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	15
○議会事務局職員	15
○開議の宣告	17
○諸般の報告	17
○一般質問	17

7 番 花 島 進 君

災害対策と防災について	18
下水道や排水処理について	22
高齢者などの交通対策について	23
周辺地域の活性化について	24

国民健康保険について……………	2 5
市の職員増員の検討を……………	2 7
9 番 寺 門 厚 君	
想定外災害について……………	2 9
雨水排水対策について……………	3 6
インセンティブ交付金（介護予防の自治体交付金）について……………	4 1
5 番 關 守 君	
防災対策について（台風 1 9 号における那珂川氾濫状況と今後の対策について）……………	4 6
1 2 番 古 川 洋 一 君	
台風による災害関連について……………	5 4
公共交通について……………	6 6
那珂核融合研究所について……………	7 1
6 番 富 山 豪 君	
避難所の運営について……………	7 3
防犯カメラの設置状況について……………	7 5
ドローンの導入について……………	7 6
地域おこし協力隊について……………	7 8
耕作放棄地や私有地の原野化対策……………	7 9
国道 1 1 8 号四車線化に併せ地域活性化対策について……………	8 1
8 番 筒 井 かよ子 君	
自治会について……………	8 4
ひまわりバスについて……………	8 7
風しんワクチン接種について……………	8 9
道路を被う立木の枝について……………	9 3
観光大使の制定について……………	9 4
○散会の宣告……………	9 5

第 3 号（12月6日）

○議事日程……………	9 7
○本日の会議に付した事件……………	9 8
○出席議員……………	9 8
○欠席議員……………	9 8
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	9 8
○議会事務局職員……………	9 8

○開議の宣告	9 9
○諸般の報告	9 9
○一般質問	9 9
1 1 番 木 野 広 宣 君	
防災について	1 0 0
消防団について	1 0 5
乳がん検診について	1 0 8
2 番 小 池 正 夫 君	
保幼小中連携について	1 1 4
那珂市の農業政策について	1 1 9
1 番 小 泉 周 司 君	
ネーミングライツの導入について	1 2 7
1 8 番 福 田 耕四郎 君	
公共下水道の現状と今後の方針について	1 4 0
大規模太陽光発電について	1 4 8
1 7 番 助 川 則 夫 君	
自然災害対応について	1 5 1
公共下水道整備の進捗について	1 5 9
プレミアム付商品券について	1 6 2
3 番 石 川 義 光 君	
L G B Tについて	1 6 5
発達障害について	1 6 9
○議案等の質疑	1 7 3
○議案の委員会付託	1 7 6
○請願・陳情の委員会付託	1 7 7
○散会の宣告	1 7 7

第 4 号 (12月20日)

○議事日程	1 7 9
○本日の会議に付した事件	1 8 0
○出席議員	1 8 0
○欠席議員	1 8 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 8 0
○議会事務局職員	1 8 1
○開議の宣告	1 8 2

○諸般の報告	182
○議案第68号～議案第86号及び陳情第8号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	182
○議案第87号～議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	187
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
○委員会の閉会中の継続調査申出について	193
○委員会の閉会中の継続審査申出について	193
○閉会の宣告	194
○署名議員	197

那珂市告示第 6 1 号

令和元年第 4 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和元年 1 1 月 2 6 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和元年 1 2 月 3 日（火）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和元年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第1日	12月3日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	12月4日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	12月5日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	12月6日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 陳情の委員会付託
第5日	12月7日	土		休 会	
第6日	12月8日	日		休 会	
第7日	12月9日	月		休 会	(議事整理)
第8日	12月10日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	12月11日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	12月12日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	12月13日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	12月14日	土		休 会	
第13日	12月15日	日		休 会	
第14日	12月16日	月		休 会	(議事整理)
第15日	12月17日	火		休 会	(議事整理)
第16日	12月18日	水		休 会	(議事整理)
第17日	12月19日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)
第18日	12月20日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1 番	小 泉 周 司 君	2 番	小 池 正 夫 君
3 番	石 川 義 光 君	4 番	君 嶋 寿 男 君
5 番	關 守 君	6 番	富 山 豪 君
7 番	花 島 進 君	8 番	筒 井 かよ子 君
9 番	寺 門 厚 君	10 番	綿 引 孝 光 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	中 崎 政 長 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	助 川 則 夫 君	18 番	福 田 耕四郎 君

不応招議員（なし）

令和元年第4回定例会

那珂市議会会議録

第1号（12月3日）

令和元年第4回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和元年12月3日（火曜日）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案等の上程、説明

議案第68号 専決処分について（令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号））

議案第69号 専決処分について（令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号））

議案第70号 那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第74号 那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第75号 那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例

議案第76号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第77号 那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第78号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第79号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第80号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第4号）

議案第81号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

議案第82号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第83号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

議案第 85 号 令和元年度那珂市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 86 号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	小 泉 周 司 君	2 番	小 池 正 夫 君
3 番	石 川 義 光 君	4 番	君 嶋 寿 男 君
5 番	關 守 君	6 番	富 山 豪 君
7 番	花 島 進 君	8 番	筒 井 かよ子 君
9 番	寺 門 厚 君	10 番	綿 引 孝 光 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	中 崎 政 長 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	助 川 則 夫 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	次 長 補 佐	小田部 信 人 君
書 記	小 泉 隼 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。ただいまより令和元年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告及び令和2年度予算編成方針が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から令和元年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、筒井かよ子議員、9番、寺門厚議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会寺門 厚委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎議案第68号～議案第86号の一括上程、説明

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案第68号から議案第86号まで、以上19件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） おはようございます。

令和元年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。提出いたしました議案の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろより議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配を賜っておりまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、10月12日から10月13日にかけて日本列島を縦断しました台風19号は、東日本を中心に甚大な被害をもたらし、那珂市においても、下江戸地区において住家では半壊23棟、一部損壊4棟の被害を受けました。このほか市内において橋の流失や倒木などが発生をいたしております。

被害に遭われました方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

最近は数十年に一度の災害といった言葉をよく耳にいたします。それだけ、ここ数年の異常気象により日本各地で被害が多く発生をいたしております。

行政としましては、突然の災害に対応するため、市民参加の防災訓練、ほかの自治体や民間企業との災害発生時の相互支援協定など、防災・減災対策を進め、さらには各地区において開催されている自主防災訓練などに協力をし、防災力の強化を図ってまいります。

また、本県2回目の開催となったいきいき茨城ゆめ国体では、本市が競技会場となった馬術競技の開催に当たり全国から来られた選手団、競技を観戦に来られた方を、市民をはじめとするスタッフの皆様が温かく迎えていただきまして、成功裏に大会を終えることができました。改めて皆様のご協力に感謝を申し上げます。

去る11月9日には、君嶋議長をはじめ議員各位のご臨席を賜り、令和元年度那珂市表彰式典を挙行いたしました。本市の市政発展に多大なるご貢献をいただいた64名の方と9団体に

対しまして、敬意と感謝の意を表させていただきました。また、式典の中において、歴史民俗資料館の仲田館長から、名誉市民である根本 正先生の功績を称える講演をいただきました。今後も自治功労や功労、善行をはじめ感謝状を贈呈することにより、市民の模範となるような方が多くあらわれることを念願し、また多くの市民が式典に参加していただけるよう取り組みを進めてまいります。

これからも那珂市が着実に飛躍し、さらなる進展を遂げるよう、どうか引き続き議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。

それでは、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、議案として専決処分に係るものが2件、条例の一部改正が8件、条例の制定が2件、令和元年度各種会計補正予算が6件、その他が1件の計19件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第68号 専決処分について（令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号））。

予算総額に、令和元年台風19号の被害に係る災害対応として、歳入歳出それぞれ5億799万2,000円を追加し、205億1,582万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容として、総務費については、災害救助対策事業において、時間外勤務手当等の職員人件費、避難所の設置運営に係る消耗品費、手数料及び被災住宅の応急修理に伴う修繕料を、災害廃棄物対策事業において、災害ゴミの処分に係る委託料等をそれぞれ計上するものでございます。

民生費については、要保護・罹災者一時援護事業において、被災者生活支援金の支給に伴う補助費及び災害見舞金の支給に伴う扶助費を、災害援護資金貸付事業において貸付金をそれぞれ増額するものでございます。

農林水産業費については、湛水防除施設維持管理事業において、排水機場臨時操作に係る水門操作員の報償費を、また、農業集落排水整備事業特別会計への災害復旧に伴う繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

災害復旧費については、単独災害復旧事業において、道路の災害復旧に係る工事請負費を増額し、農地・農業用施設補助災害復旧事業及び農地・農業用施設単独災害復旧事業において、ほ場内農地及び機場等農業施設の工事請負費及び委託料等を、給食センター単独災害復旧事業において、給食センターの雨漏り対応に係る修繕費をそれぞれ計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において国庫支出金、県支出金、繰越金、繰入金、市債をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、2ページをお開きください。

議案第69号 専決処分について（令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号））。

予算総額に、令和元年台風19号の被害に係る災害対応として、歳入歳出それぞれ1億8,920万円を追加し、13億1,720万円とするものでございます。

歳出の内容として、災害復旧費については、補助災害復旧事業において、戸多北部処理施設の被災によるくみ取りに係る委託費及び復旧に係る工事請負費並びに神崎額田処理施設の復旧に係る工事請負費を、単独災害復旧事業において、それぞれの施設の設備修繕に係る修繕料、復旧に係る調査設計の委託料及び仮放流等の仮設工事に係る工事請負費をそれぞれ計上するものでございます。なお、予備費については、災害対応の不測の事態に備え増額するものです。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において国庫支出金、繰入金、諸収入、市債をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、3ページをお開き願います。

議案第70号 那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格事項の見直しが行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

続いて、7ページをお開き願います。

議案第71号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本条例において、市内に住所または勤務地等を有していない者が施設を使用する際の使用料の額について規定しておりますが、表現がわかりにくいため文言の修正を行うものです。また、あわせて他の文言の修正も行います。

続いて、11ページをお開き願います。

議案第72号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、引用する法令の条文番号を改正するものでございます。

続いて、15ページをお開き願います。

議案第73号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等における保育所等の連携施設の確保義務の緩和や免除、その連携施設の確保の経過措置の延長等について改められたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、27ページをお開き願います。

議案第74号 那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本条例において、市内に住所または勤務地等を有していない者が施設を使用する際の使用料の額について規定しておりますが、表現がわかりにくいため文言の修正を行うものでございます。

続いて、31ページをお開き願います。

議案第75号 那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例。

那珂市都市公園条例、那珂市営グラウンドの設置及び管理に関する条例及び那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例において、公の施設の広域利用に関する使用料について定められておりますが、広域利用の適用範囲の表現がわかりにくいため文言の修正を行うものでございます。

続いて、36ページをお開き願います。

議案第76号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例。

平成29年民法改正により、個人根保証契約に極度額の定めのない保証契約は無効となることが規定されたことから、連帯保証人における極度額の設定が必要になり、また、入居の条件となっている連帯保証人の確保が困難な場合に対応するため、自然人の連帯保証人と家賃債務保証法人を選択できるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、43ページをお開き願います。

議案第77号 那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

下水道事業については、平成28年3月に那珂市下水道事業地方公営企業法適用方針を定め、平成30年第3回定例会産業建設常任委員会において、地方公営企業法の適用後の事務の取り扱い及びスケジュールを報告いたしました。この報告に基づき、地方公営企業法の適用に係る条例の一部を改正するものでございます。

続いて、106ページをお開き願います。

議案第78号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について所要の条例整備をしようとするものでございます。また、同条例制定に伴い改正が必要な条例について、あわせて改正を行うものでございます。

続いて、138ページをお開き願います。

議案第79号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、利用者負担額の支払いを受ける保護者の範囲の限定、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、特定地域型保育事業における保育所等の連携施設の確保義務の緩和や免除、その連携施設の確保の経過措置の延長等について改められたことを踏ま

え、本条例の全部を改正するものでございます。

続いて、補正予算の説明になります。

議案第80号をお開き願います。

議案第80号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第4号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2億7,180万6,000円を追加し、207億8,762万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、総務事務費において、会計年度任用職員制度導入に伴うシステム改修の委託料を、文書管理事業において、郵送料をそれぞれ増額し、瓜連支所整備事業において、国道118号線拡幅に伴う支所駐車場の測量設計に係る委託料及びフェンス等撤去に係る工事請負費等を計上するものでございます。

民生費については、障害福祉サービス給付事業において、給付対象者増加等により扶助費を、生活保護扶助費において、医療扶助の増加により扶助費を、児童扶養手当支給事業において、支払回数の変更に伴う扶助費を、老人保護措置事業において、措置者の増加により扶助費を、介護給付費の増加による介護保険特別会計（保険事業勘定）への繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

衛生費については、未熟児養育医療給付事業において、低体重児の長期入院により扶助費を、浄化槽設置補助事業において、浄化槽設置数の増加等による補助費をそれぞれ増額するものでございます。

農林水産業費については、畜産振興事業において、豚コレラ侵入防止対策に要する防護柵等設置に係る補助金を、経営所得安定対策事務費において、県補助金の交付額決定による農業再生協議会への補助金をそれぞれ増額するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において、県道の整備とあわせて行う平野杉本線取り付け道路等の工事請負費及び額田城跡外周排水路の土地購入費を、橋りょう長寿命化修繕事業において、調査設計に係る委託料をそれぞれ増額するものでございます。

消防費については、国土強靱化地域計画策定事業において、計画策定に係る委託料を計上するものでございます。

教育費については、障害児学習活動支援事業において、支援を必要とする児童が増加したことにより賃金を、就学奨励事業において、就学奨励費の単価が上がったことにより扶助費を、給食センター運営事業において、食材等の値上がりにより賄材料費を、教育支援センター整備事業において、教育支援センター移転に伴う運搬料をそれぞれ増額するものでございます。

公債費については、償還期間を短縮して借り入れたことにより起債償還元金を増額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、子ども・子育て支援交付金、医療福祉費等補助金等の前年度精算返納金を計上するものでございます。

歳入については、主な内容として、諸収入において、国道118号線拡幅に伴う瓜連支所駐車場等の補償料を計上するものでございます。その他、歳出補正予算との関連において分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第81号をお開き願います。

議案第81号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ163万円を追加し、57億3,399万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、国民健康保険事務費において、マイナンバー利用に係るシステム改修の委託料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において国庫支出金及び繰入金を増額するものでございます。

続いて、議案第82号をお開き願います。

議案第82号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度の下水道事業運営に要する契約について、令和元年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

続いて、議案第83号をお開き願います。

議案第83号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、13億2,020万円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費については、農業集落排水処理施設維持管理費において、処理場における汚泥処理量が増加したことにより委託料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第84号をお開き願います。

議案第84号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,154万5,000円を追加し、47億4,300万8,000円とするものでございます。

歳出については、保険給付費において、高額介護サービス給付費及び高額医療合算介護サービス費が増加したことに伴い負担金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第85号をお開き願います。

議案第85号 令和元年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

令和2年度の水道事業運営に要する契約について、令和元年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、163ページをお開き願います。

議案第86号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について。

那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、現在の指定期間が令和2年3月31日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時27分

令和元年第4回定例会

那珂市議会会議録

第2号（12月5日）

令和元年第4回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和元年12月5日（木曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	小 泉 周 司 君	2 番	小 池 正 夫 君
3 番	石 川 義 光 君	4 番	君 嶋 寿 男 君
5 番	關 守 君	6 番	富 山 豪 君
7 番	花 島 進 君	8 番	筒 井 かよ子 君
9 番	寺 門 厚 君	10 番	綿 引 孝 光 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	中 崎 政 長 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	助 川 則 夫 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君

議会事務局職員

事務局長 寺山修一君 次長補佐 小田部信人君
書 記 小泉隼君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。また、あす6日は、通告7番から12番までの議員が行います。

以上、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（君嶋寿男君） 通告1番、花島進議員。

質問事項 1. 災害対策と防災について。2. 下水道や排水処理について。3. 高齢者などの交通対策について。4. 周辺地域の活性化について。5. 国民健康保険について。6.

職員増員の検討を。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔7番 花島 進君 登壇〕

○7番（花島 進君） 通告の順に沿って質問いたします。

まず、災害対策と防災について質問します。

今年は、強風、大雨と自然災害がありました。本年秋の水害に関して、反省点あるいは悪かったとかいうことではなくて、今後はこうしたらよいのではないのかと考えたようなことはありますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

反省点と申しますか、改善できればと思う点についてお答えさせていただきます。

各避難所における会議室等のかたい床に避難する場合の対応、男女が同じスペースでの避難生活、そして介護が必要な方に対応する職員の充実などが今後改善できればと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） これについては、後でまた触れます。

次の質問事項です。

あるときの防災無線放送で、食料、毛布などを持参するように放送したという話を聞きました。事実はどうような放送だったのでしょうか。市民からは、食料や毛布などを持参できる人ばかりではない。そういう放送では避難をためらってしまうのではというお話がありました。具体的にどういう放送があったのかをお伺いしたいです。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

ご質問の放送内容につきましては、10月12日午前9時半に放送した自主避難についてのものだと思います。

放送内容は、「台風19号の接近に伴い、強い雨や風を警戒し、自主避難できるよう避難所を開設いたしました。開設した避難所は、中央公民館及び総合センターらぼーるの2カ所です。なお、自主避難される場合、避難中の食事や生活用品につきましては、ご自身で準備をお願いします」というようなものでございました。

これは、市が事前に避難を希望する住民に対して、一時的に開設する避難所であることから、避難する際には食料や毛布等を持参していただくことをお願いしているものでございます。

しかしながら、さまざまな理由により用意できなかった場合、避難所で物資等の支給を希

望されれば対応したところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） その自主避難の段階というのと、その後の避難勧告なり避難するようという強い指示のとは内容が違ふということであつたと思うんですけども、住民にとってはその違いがはっきりわからなくて、最初に聞いた放送でそういうことが必要なのじゃないかなと感じてしまう向きがあるかと思います。

この点については、そこまで言う必要があつたのかということが1つと、もう一つは、ここに実際面では、食料とか毛布を持参できない方には供給するということも含めて放送があればよろしいのかなと思います。

次の質問に移ります。

堤防等が十分でなくて水害になる場合がありますが、それだけではなくて、水門などの使い方によって水害になる場合があります。那珂市民ではありませんが、水門の開け閉めが適切にされずに被害に遭つたと話す人がいます。市内においては、水域の監視体制・管理体制は十分でしょうか。そちらの考えをお伺いしたい。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市の管理する排水樋管は、那珂川流域に4カ所、久慈川流域に7カ所ございます。毎月担当職員による操作点検を実施しております。また、排水機場の施設につきましては、久慈川流域に3カ所ございます。年度当初に保安業者立ち合いによるポンプや電気設備の点検作業と試験運転を行い、受電期間としております5月から10月までの期間におきましては、現場で操作をお願いしております地元操作員の方と担当職員による操作点検を実施しております。

また、台風等の災害が想定される際の監視・管理体制でございますが、地元操作員の方と担当職員が国土交通省の河川水位情報や現場河川の水位等の状況を確認するなど、情報を共有しながら操作マニュアルと経験に基づきまして被害を出さないよう対応しているところでございます。

現場でいち早く状況を判断し対応できる地元操作員の方には、大変重要な役割を果たしていただきまして、感謝しております。現在の地元操作員の方々は、皆さん経験豊富な熟練者でございます。今後の管理体制につきましては、後継者の育成も含めましてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） ちょっと私、しくじって順番を飛ばしてしまいました。戻ります。

水戸市の池上団地近く、那珂市の中台にある場所で危険と把握されている場所、あるいはそのほか危険と把握されているがけなどのがけ崩れの状態などは今回どうだったのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

まず、池上団地につきましては、がけ崩れなどで住民に被害が生ずるおそれのある土砂災害警戒区域の指定はございません。

今回の台風19号では、降り続く大雨により、土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況になることが事前に予測されましたので、その土砂災害警戒区域、市内9カ所に対しまして、12日の午後1時30分に25世帯63人に避難準備・高齢者等避難開始を発令しましたが、がけ崩れ等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） ありがとうございます。

次の質問です。

避難所等の設置と受け入れについては、今は、主に命からがら避難する人の受け入れを目的にしているように思えます。それはもちろん必要ですが、本当に身の危険が迫る前にあらかじめ避難しておいたほうがよい場合がたくさんあります。避難がおくれてヘリコプターでつり上げられるということがないようにしたいということですね。

近年の災害の中で、避難した人たちが、思ったよりも早く水が来たと話すのをマスコミなどでも聞きます。私自身の知人数名は、避難所の居心地が悪そうなので、すぐに避難所に入らなかったと言っています。そういう状態では、あらかじめ避難する人が減ってしまいます。命からがらを助けるという考え方から、あらかじめ避難してもらうということを含めた改善を考えてほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 避難所の環境につきましては、さまざまな方が避難されるため、一人一人が避難所における良好な環境生活が確保されるよう、今後、会議室等のかたい床に避難する際に、マット等資機材の整備に取り組んでまいりたいと思います。また、避難情報等は、住民の生命を災害から保護するために避難を促すための情報となります。そのため、市民にはぜひ避難をしようという意味だととらえていただき、積極的に避難していただけるよう周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 私の望むことを既に考えていらっしゃるということで、ありがたいと思います。

災害避難ではありませんが、福島原発事故対応で私も福島県の応援に5日間行ったことがあります。泊まる場所に敷布団がないと聞いていましたので、アウトドア活動用のエアーマットを持って行きました。空気を抜けば小さくなるので、大きな荷物にならず持って行けて

大変役に立ちました。ただし、膨らましたり畳んだりするのが少し大変なんですけれども。

資材導入には、事前に試ってみて実際の場面で抜かりがないように進めていただきたいと思います。また、実際に物の購入だけではなくて、保管ということも大事なので、その点も考えた計画をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

那珂市と水戸市は接していきまして、水戸市の住民でも水戸市内の避難所に行くには那珂川を越えなければならない人たちがいます。水戸市の避難所に無理に行くのではなく、那珂市の避難所に避難するほうが安全な場合があると思います。

水戸市池上団地の住人から、「以前、那珂市の避難所に避難できると聞いたことがあるけれども、今でも入れるのか」と聞かれました。現状はどうなっていますでしょうか。また、水戸市とのそういう協定ですか、そういうのはあるのでしょうか。なければ、明確な協定をつくることを検討していただきたいし、また同時に、そういうふうになっているということを双方の住民によく知らせることも必要かと思います。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

本市以外の方が状況により那珂市の避難所に避難をされて来た場合でございますが、避難所への受け入れをしておるところでございます。

今回の台風19号では、中央公民館へ水戸市の方が4世帯10名、ひたちなか市の方が1世帯3名、そして総合センターらぽーるへ常陸太田市の方が2世帯7名、木崎小学校へ1世帯4名が避難されたという経緯でございます。

また、水戸市では、近隣の指定場所では対応できないときと、あと那珂川が増水して橋が渡れないときに開設する避難所として茨城県立水戸農業高等学校を緊急避難所としておるところでございます。

今後も、特に避難所への受け入れ等に関する協定は各市町村とはしておりませんが、避難所の受け入れにつきましては、連携し速やかな対応を心がけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 実際には受け入れているということは、実は承知しているんですけれども、実際には、この先、明確な協定をつくったほうが市民も安心できますし、那珂市側の職員の対応もためらいなく進められると思います。また、那珂市民が出先から帰れなくなってしまうということもあって、他市村の避難所のお世話になる場合もあると思います。今後、明確な協定の締結等を検討いただきたいと思います。その際は、かかった費用はそれぞれ住民の市町村が払うみたいなことを含めてもいいかと思います。

次の質問に移ります。質問というか、防災関係の意見です。

防災については、予防と被害の軽減、それから被害の対応と、こういう2つの面が必要だ

と思っています。

予防については、まれに起きる大きな災害に対して、どう向き合うかが難しい課題です。今回のように被害が少し続くと、これからたびたび起こるかに考えて、慌てて何か対応を考えますけれども、少し被害がないとそれがもう忘れられてしまうということがよくあることです。

まれなことに備えるという覚悟を持って冷静に考察してほしいと考えます。これは、例えば堤防の建設には長年時間がかかるわけですが、一旦洪水が起きると慌ててつくろうとする、だけれどもちょっとないとそれを忘れてしまうというようなことです。その辺をよく考えて進めてほしいということです。

次の大きな項目の質問に移ります。

下水道や排水処理について。

私は、議員に当選してすぐから、広域下水道計画の見直しを求めてきました。市街地は別にして、住宅が密でない地域まで広域下水道の網を張り巡らすのは、余りにお金がかかり過ぎます。それは、同時に、結果として整備がなかなか進まないということにもつながります。また、広域下水道計画というものは、人口分布の変化に対応することも非常に難しいという性格があります。

一方、近年の合併浄化槽は、ものを選べば十分排水を浄化できます。

国は、建設と運営のコストからだと思えますけれども、近年は下水道計画の見直しを誘導しています。国の誘導の流れ・経済の観点からも合理的な見直しが必要と考えていると思いますが、進捗が余りに遅いと思えます。大きな見直しをいついつやると言っても、蜷気楼のように先延ばしになったのも何回か経験しております。どうお考えでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

公共下水道や農業集落排水による汚水処理を市内全域で整備を完了するまでには多大な時間と経費を要することから、やはり合理的な計画の見直しが必要であり、公共下水道、農業集落排水また合併処理浄化槽の役割を定め、最適な汚水処理に向けた取り組みを進めているところでございます。

実際の作業といたしましては、合併処理浄化槽の設置状況等を把握した上で公共下水道を整備した場合と合併処理浄化槽により整備した場合につきまして、経済性との比較検討により進めておりますが、下水道に対する早期の整備を希望している方もおりますので、きめ細かな住民への説明も必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） この件に関しては、私に、お前は広域下水道に反対してけしからんという市民の声が来ています。私は、前から言っているんですけども、広域下水道全般を

だめだと言っているのじゃなくて、場所を選んでやれということなんですね。

そのためには、その地域の事情をある程度詳細に調べた上で計画を立案する、あるいは見直すということが必要だと思います。ぜひ、そういう観点で進めていただきたいと思います。

それで、市民の中に下水道を求める声は非常に多いんです。その多くは、今の性能のよい合併浄化槽のことを知らない、あるいは下水道建設にどれほどの予算がかかるのかを知らない方が多いのではないかと思います。現在の高度処理の合併浄化槽の効果を周知することも含めつつ全体計画の見直しを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、単独処理浄化槽やくみ取りをご利用の方に対して、公共下水道による処理と同等の水質に汚水処理を行うことができます現在の合併処理浄化槽についてのPRが必要であると考えているところでございます。

なお、本年より単独浄化槽から合併浄化槽への転換を行う場合につきまして、宅内配管工事費の補助の新設に伴いまして、該当すると思われる2,700世帯の方にダイレクトメールを送付し、ご案内したところでもございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） まだ、いろいろ意見があるんですが、後にほかの議員の方の質問もありますので、この項目はこれまでにします。

次に、高齢者などの交通対策についてお伺いします。

高齢者などで、車を運転できなくなり不自由になっている人がいます。

一方、車の運転に支障があるにもかかわらず、車がないと不便なため運転をやめない方の存在が懸念されています。

現在、那珂市では、ひまわりバスとデマンド交通「ひまわりタクシー」を運行していますが、高齢者などの需要を満たしているとは言えません。拡充は求められますが、一方で、公共交通機関として民間企業が広範囲に行って採算をとれるほどの需要は見込めないという難しさがあります。オンデマンド型の交通手段の拡充を求めますが、どういうサービスならばどのぐらいの費用がかかり、どのぐらいの利用が見込めるのかなどを経営の観点で検討して進める必要があると思います。それは、市がお金を出すなということではなくて、かかるならこのくらい余計に出す、その覚悟が必要だという意味の検討です。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

市が運行している2つの種類について、まずは30年度の実績について申し上げます。

ひまわりバスにつきましては、運行経費が1,350万円に対して運行収入は85万円、収支率は6%ということで年間の利用者は1万1,600人ということで、1人当たりの経費は1,080

円という状況ございます。一方、ひまわりタクシーについては、平成30年度実績ですので、水戸市の乗り入れ前の数字にはなりますけれども、1日8便を4台体制で運行しております。運行経費2,200万円に対して運行収入は350万円であり、収支率は16%、年間利用者1万5,062人に対して1人当たりの経費は1,240円となっております。

本定例会で報告させていただきますが、ひまわりバスは本年度末をもって休止し、ひまわりタクシーを市が運行する地域公共交通の柱として位置づけさせていただきました。

しかしながら、長期的視点で考えますと、現行のまま継続することが最善と言えるというのは断言できるものではありません。ひまわりタクシーの運行形態をさらに見直しをする必要性や場合によっては新たな方式の導入が必要になってくるときも来ることも想定されるわけでございます。

いずれにしても、見直しに当たっては、議員ご指摘のとおり、大変な労力を伴うかもしれませんが、経営の観点から費用対効果の検証や利用者の見込みをシミュレーションした上で結論を出していくように心がけてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） よろしくをお願いします。

そういった事業の計画に関してもかかる人的コストについては、また別項で意見を述べたいと思います。

次に、周辺地域の活性化についてお伺いします。

私自身は、周辺地域の活性化策として、分散型居住を推進したいと考えています。つまり、住宅や人が密な場所ではなく、緑や農地などの多い土地に暮らす人を那珂市に呼び込みたいということです。私自身、そういう場所を好んで那珂市に家を建てました。これは、よく言われるコンパクトシティ構想とは若干ずれた発想です。あえてそういうことが必要だと思っています。

市街化調整区域の中でも、当該の場所が宅地として認められている場合は、外部から転入ができます。これは、多くの人は実は知りません。市街化調整区域だと外から入れないのではないかとと思っている人がほとんどです。周辺地域の人口減少対策、地域の活性化などのためにも転入を促進したいと考えています。

その施策として、空き家がある土地の値段、取り壊しの費用などケーススタディを行い、どのくらいの費用がかかるかなどを市が把握し、広報に利用されてはいかがかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

周辺地域の人口減少対策や地域の活性化につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、区域指定制度を導入するなど、市街化区域はもとより市街化調整区域の転入の誘導も実施しているところでございます。

また、転入の促進には、那珂市での暮らしが少しでもイメージしやすくなるように、できるだけ具体的な情報発信が欠かせないということから、移住ガイドブックでは、国土交通省出典の不動産取引価格情報の掲載、WEBマガジンでは、公益社団法人不動産流通推進センターが運営する総合不動産サイトへのアクセスできるようにリンクを張るなど、情報発信の強化に努めてきたところでございます。

しかしながら、議員ご提案の売却の意思があるなしにかかわらない個人の資産について、売買する場合のコスト試算をケーススタディとして行政が実施し公表するといったことは現実的ではなく、実際は行っておりません。

今後は、本定例会で報告させていただき空き家バンク制度について、来年度から登録物件の対象範囲を市内全域に拡大し、かつ、老朽、損傷等が著しい建物及び大規模な修繕が必要と認められるような建物も登録できるように要綱を改正することとしております。

まずは、こういった改正をした上で、空き家バンクへの登録物件をふやしていきながら、移住希望者に対して、空き家バンクに掲載をする売買や賃貸借の価格を個別の事例として情報発信することで、ケーススタディを行うのと同様の効果が得られるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） わかりました。空き家バンクの運用については、別項で質問しようと思っていたんですが、既に運用の拡張を考えていらっしゃるということですので、よろしくお進めいただきたいと思います。

次に、国民健康保険の関連の質問をします。

まず、来年度の国民健康保険税の基準税制ですか、それは税率は改正はありますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

国民健康保険は、平成30年度から茨城県との共同経営となりまして、県が財政運営の責任を負うということになりました。市町村が県に対しまして国民健康保険事業費納付金を納めることによりまして、市町村が支払う保険給付費については県が交付金として措置をしてくれるという仕組みが確立されているということでございます。

県は、毎年、国が示します係数、それから市町村が報告する各種の数値をもとに次年度の事業費納付金を算定し、各市町村が納める額を決めます。

一方、市町村は、次年度の国保税や交付金等の収入見込み額から事業納付金を支払えるよう予算を組むということでございます。その際、現在の国保税の税率のままでよいか、あるいは改正が必要かどうかということを検討することとなるということでございます。

事業費納付金につきましては、11月末に仮係数による算定、年が明けまして1月末に本係

数による算定を行いまして確定というふうになります。仮係数の算定結果から判断しますと、現段階では、来年度の国保税率の改正につきましては、想定はしておりません。最終的な判断につきましては、来年1月末の本係数の算定結果を待って行うということになるということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 最終的な判断は来年1月の本係数の算定結果を待つということなんですが、いずれにせよ、増額にならないようにしてほしい。というか、むしろ税率は減らししてほしいんですが、今の県会計への移行の中では、先の見通しがよくわからないということは重々承知していますので、それ以上は強く言わないことにします。

次に、その問題ですが、国民健康保険の利用者負担額というのは、他の健康保険よりずっと重いですね。例えば、協会健保などに比べて、世帯によりますが、1.5倍から2倍とわれています。比較的収入が少ない人が多くなる性格がある国民健康保険なので、国の財政負担をふやすことが求められています。

一方、全国知事会議等では、国の負担の増を要請していますが、那珂市としても機会をつくり強く要請してほしいと考えています。

もう一つ、国は、もろもろの誘導で一般会計からの繰り入れを減らそうとしています。例えば、那珂市が一般会計から繰り入れている、計画的に繰り入れているものを赤字という言い方をして、あたかもいけないことのようなことを印象づけながら、それを減らすことを要求しています。これは、那珂市が独自の考えで行っていること、つまり自治でやっていることなので、それに反するということです。ですから、こういうことに対してはきっぱりと断っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

国民健康保険は、我が国が誇る国民皆保険の基本となるものでございます。国保加入者の医療ニーズが高く、また年金収入に頼る方が多いなど、構造的な問題が顕著となっております。国保財政を圧迫しているというのが現状でございます。

そのような中、全国市長会などでは、国に対しまして国保財政基盤の強化のために公費投入の継続、それから拡大を求めています。

今後も引き続き、国へ要望する機会に当市としても加わりまして、さらなる財政基盤の強化を求めてまいりたいというふうに考えております。

また、一般会計からの国民健康保険特別会計への繰り入れでございますが、法により繰り入れが定められていない部分につきましては、特別会計の赤字補填を目的とした繰り入れに当たるものがあるとしまして、国からその精査と解消を求められているということでございます。需給と負担のバランスや受益者負担の原則の視点から、今後の国保特別会計のあり方

を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 私が思うよりは若干弱いですが、国に要請していくということで、それは今後も期待していきたいと思います。

ただ、受給者負担の原則という、単純に全部受給者が負担すべきという考えじゃないということは確認させていただきたいと思います。ある程度どのように負担してもらうかという原則をつくってやるべきかなと思っています。

次に、最後の大項目です。市の職員の増員検討を要求したいと思います。

まず、今までの質問で述べました下水道計画の見直し、公共交通の検討、周辺地域の活性化策など、いずれも人手とそれにふさわしい能力が必要な事業だと考えています。それらの仕事の進捗が遅いのは、その原因の一つに人手・人材不足があるのではないかと推測しています。日常の業務に追われて、これらの難しくかつ面倒な仕事に十分手が回らないのではないのでしょうか。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市の現在の職員数は482人ということになっております。これは、那珂町と瓜連町が合併したときと比べまして50人ほど減っている職員数ということになっております。

また、全国の地方自治体の職員数の推移を見ましても、那珂市が合併した当時約299万8,000人いた職員数は、現在273万7,000人まで減っており、約26万人減という数字になっており、ここ近年はほぼ横ばいの推移というふうなことでございます。本市におきましても、ここ数年は現状の職員数で推移させていただいております。

議員おっしゃるとおり、市役所の業務は年々業務が多様化、複雑化しており、職員一人一人にかかる業務の負担もふえていると実感しております。この増加する業務に対応するため、臨時職員の方など、非常勤職員の方々に業務を補助していただきながら、日々の業務を実施している状況でもあります。

このような中、職員をふやして対応するというのも一つの選択肢ではありますが、職員数の増加に伴う人件費の増大により、市民サービスのための財源を確保できなくなることは避けなければならないというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 多忙化しているというのは認識しているということなんですが、市民サービスの財源を確保できなくなることを避けなければならないと、それはまさにおっしゃるとおりなんですけれども、一方で、職員数が少ないから必要なサービスができないとか、かえってお金がかかるということがあるのではないかと私は考えています。

人件費がふえても事業の効率が上がれば元は取れます。例えば、1人の職員に直接支払う給与など以外のお金を含めて、毎年2,000万円1人余計にかかったとしても、下水道計画の見直しで毎年2億円の支出が減らせれば十分元は取れると考えます。総合的な計算で増員の検討を求めたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

職員をふやすかどうか検討するに当たりましては、先ほども答弁させていただきましたが、人件費増加の問題ばかりではなく、今後導入が予定されております65歳定年延長が実現されることになれば、その分職員数が増加することを想定しなければならないと思っております。我々公務員は、定年延長制度の改正を想定した上で、さらに将来の人口推移を見据え、市役所の組織や職員数を考えていかなければならないと思っております。

なお、限られた職員数で効率的に業務を行うためには、職員一人一人の能力を向上させる必要があることから、人材育成にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 定年が延長されることを見込んでいるということですが、それはある意味で人数がふえるということですよ。ちゃんと入れていけばですがね。それを覚悟しているということですか。

これは意見ですけれども、私自身、長く公的な機関に勤めていました。ですから、人員の問題は、トータルでお金がいくらかかるとかいう単純な計算ではなかなか進められないというのは理解しています。

ですけれども、国の人員削減の方向は間違っていると思っています。いろいろな業務を外部に発注することはできても、継続性とか実務へのなじみなどがなくなることになりやすいです。

それから、さらに問題なのは、外注ばかりしていると、職員は仕事のことがわからなくなるといことがあります。把握できなくなるということですね。きょう、あすの改善は難しいことだと思いますが、人材の問題を重要な課題として今後考えていっていただきたいと思っています。

以上で、私の本日の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告1番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（君嶋寿男君） 通告2番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 想定外災害について。2. 雨水排水対策について。3. インセンティブ交付金（介護予防の自治体交付金）について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔9番 寺門 厚君 登壇〕

○9番（寺門 厚君） 議席番号9番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回の台風で被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

今回の一般質問では、台風水害、災害関連で6名の議員が質問をしております。それぞれの視点、重点ポイントにて質疑がされると思います。私は、想定外災害という角度から今回の災害についてお聞きしてまいります。

最初に、想定外災害についてということでございますが、台風15号、これ9月ですけれども、千葉県で想定外の暴風による高圧送電鉄塔や電柱の倒壊、倒木の被害により、大規模停電が発生しました。また、家屋の屋根の損壊というのも多発しております。このように、やはり風に対する災害に対しまして、脆弱な防災体制が露呈をされたということでございます。

19号では、関東山間部に1日で500ミリ近い想定外の降水量を記録しました。結果として、那珂川や久慈川の氾濫による大規模水害がもたらされております。

最初の質問は、9月以降連続して関東を直撃しました台風15号、19号、21号では、本市にどういう被害をもたらし、何が想定外だったのかについてお聞きしてまいります。

初めに、今回の台風での本市の被害状況について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

まず、台風15号では大きな被害はございませんでした。台風19号では人的被害はありませんでしたが、物的被害として那珂川右岸の堤防が下江戸地内で決壊し、久慈川では木崎橋が流出いたしました。建物被害は、浸水等により住家で半壊23棟、一部損壊4棟、非住家で全壊が1棟、半壊5棟、そして一部損壊が15棟となっております。

農作物では、ナスやそばに被害がございました。農業関連施設は、那珂川統合土地改良区

下江戸機場ポンプ、額田北郷土地改良区用水機場及びほ場、そして有ヶ池土地改良区機場、下江戸右岸農地に被害がありました。

下水道施設等につきましては、戸多北部農業集落排水処理施設で処理場、マンホールポンプ3基、神崎額田農業集落排水処理施設でマンホールポンプ2基が被害を受けました。

台風21号の影響による大雨では、市内数カ所で冠水が発生したという状況でございます。以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 東日本大震災以来、8年ぶりの本市も災害の被害を受けたということ、内容については大きな被害があったのだということがよくわかりました。被災された方々の心中はいかばかりかとお察し申し上げます。

人的被害がなかったということは、住民の方々の備えと訓練のおかげ、さらには市職員や消防士、消防団、自治会及び住民の皆様の普段からの備えと迅速な対応があったからではないのかなというふうに推察をいたしております。

では、今回の台風災害で何が想定外だったのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

今回の台風19号においてでございますが、那珂川や久慈川の上流域で広範囲にわたり長時間大雨が降ったことにより、河川の氾濫、さらには堤防の決壊へと被害が拡大したところでございます。また、浸水想定区域にはなっているものの、下江戸地区において床上浸水が発生することは想定を超えるものでございました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 私も下江戸地区で床上浸水が発生と聞いて驚きを隠せませんでした。やはり、想定外だったかなという気がいたしております。

台風19号で下江戸地区が被害に遭った原因の一つとして考えられていますのが、小場江用水からの越水というふうに聞いております。昨今は、想定外の災害が常態化傾向にあり、同規模の大雨がまた発生することも十分に考えられます。今後の対応策についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

今回の台風19号で下江戸地区が浸水した原因は、大雨による内水の増水、那珂川の堤防が低い場所からの越水によるものと、隣接する常陸大宮市の農地に流れ込んだ那珂川の水が小場江用水に流れ込み溢水したと推測されるところでございます。

まずは、小場江用水を管理している那珂川統合土地改良区に対しまして、今回の台風で蓄積された用水路内のゴミの撤去をお願いしました。また、那珂川の堤防を含めた対策につき

ましては、国・県・流域市町村で構成いたします「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」で両河川の流域における洪水氾濫による被害を軽減するため、構成関係機関とともに総括的な減災対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 下江戸地区の床上浸水被害については、内水の増水、那珂川の低い堤防からの越水、小場江用水からの越水と複合的な要因が重なったということはわかりました。真相については、今後調査をして究明していただきたいなというふうに思います。

地元の方からは、70年ぶりの水害だというお話も聞きました。この那珂川の堤防整備につきましては、実はこの那珂川の堤防整備実績というのは、全国でもワースト2位に入っております。堤防が必要な区間でまだ堤防ができていないところが42.1%もあります。これについても早急な整備が要求されていたにもかかわらず、台風19号には間に合っていなかったという状況がありました。

今、お答えいただきましたように、那珂川、久慈川流域における減災対策協議会というものができまして、これを通じて国への早急なる堤防整備をするよう強く要望していただきたいというふうに思います。もちろん、今回想定外で一級河川へ流れる支流のほうでも河川が氾濫をしているということなので、これについては自治体管理となっておりますので、こちらについてもあわせて防災対策を要望していただきたいというふうに思います。

今回は、想定外の災害について考えておりますけれども、一部要望や、どうしてもこの点だけは対策を打ってほしいということがございましたので、4つほどお聞きします。

まず、1点目でございますが、避難勧告・指示が発令されましたけれども、なかなか避難に踏み切れない方がいらっしゃいました。また、避難指示を聞いていないという方もいらっしゃいました。自治会長さん、消防団の方たちが一軒一軒回って、避難しなよと初めて口頭で言われて避難したという事実がございます。避難指示についても、直ちに命を守る行動をとってください、すぐに避難しなさい、こういった避難行動要請の仕方を工夫すべきではないのかというふうに考えますので、これについてはどういうふうに考えていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

避難勧告や避難指示等の避難情報につきましては、防災無線や緊急速報メールなどによりまして、対象地域の住民にお知らせをしているところでございます。それに加えて、台風19号の際には、広報車を用いまして避難情報の対象地域の住民に広報活動を行ったところでございます。

しかし、それでも避難されない方もいらっしゃったことは事実でございます。

避難情報の広報につきましては、住民が避難行動をとりやすい内容となるよう配慮していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 今回は、広報車を使つての広報活動を実施したということでございますが、今後については、今、答弁にありましたように、避難者がすぐ逃げるという行動に移せるよう言葉で呼びかけ、指示命令を徹底していただくよう配慮をお願いしたいと思います。

それから、もう一点は、エリアメールで知らせたということですが、お年寄りの方で携帯を持っていらっしゃる方もいらっしゃる、やはりここはもう一つの知らせるという手段を考慮していただきたいなというふうに思います。

2点目ですが、昨年も渇水期に国田近くまで海水の流入があり、水道水取水制限の一手前の危機に瀕した事実がございました。今回の台風では、さらに那珂川の川床が変化しているということもありまして、海水流入がさらに上流にまで拡大していくのではないかと懸念がございします。この海水流入対策についてどうしていくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

市独自の対策はございませんが、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所におきまして、久慈川緊急治水対策出張所、そして那珂川緊急治水対策室が設置されました。

その中で、流域市町村の意向を踏まえながら、今後の治水計画づくりや設計など災害からの復興を図るだけでなく、両河川の災害対策に向けた専門的な対応を効率的に進めていくことになると伺っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 緊急対策出張所や対策室というところを設けて早急にやるというお話でございしますが、まず復旧のほうは優先していただきたいと思います。

しかしながら、海水の流入につきましては、特に夏場が非常に増長されますので、専門的な対応を効率的に進めていただけるよう要望しておきます。

3点目は、治水の観点から水源地域、これは那須地方への植林をし、保水力を高めることについて、流域の自治体が広域的連携をしていく必要があるのではないかとというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

久慈川・那珂川流域における洪水氾濫による被害を軽減するため、国・県・流域市町村等で構成されます久慈川・那珂川における減災対策協議会に本市も参加しておりますが、その協議会で対策河川を絞った部会を設置することとなりました。

ご質問の那須地方への治水対策でございしますが、今後はその部会の一つ、那珂川上流地域における減災対策部会において、水害リスク情報や対象地域の減災に係る取り組みの共有を

行いながら、関係機関が連携・協力して地域特性そして氾濫特性を踏まえ、減災のための対策を一体的かつ計画的に推進することとなるかと思われるところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 那珂川上流地域における減災対策部会を中心に関係機関が連携・協力して減災について取り組んで、対策を計画的に推進していただきたいと思います。

名称が長い対策本部やら協議会とかございますけれども、実際に対策した中身については、定期的に我々市民にお知らせいただけるように今後についてはご配慮いただきたいなというふうに思います。

4点目は、近隣の水戸市や常陸大宮市で直接被害に遭った地域外でも浄水場の冠水や給水管損傷等により水道が断水いたしました。3日から4日ですか、もうちょっとあったかな。水戸それから常陸大宮ですけども、こういった本市において同様の被害に遭った場合の対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

本市で断水につながる災害が発生した場合は、飲料水は市が備蓄してあるものを供給し、さらに災害応援協定を締結しているほかの市町村から、または企業から支援していただくことになっております。そのほか生活用水につきましては、拠点避難所6カ所にある防災井戸と市民の方々のご協力によります災害時提供井戸で対応できるものと考えております。

なお、甚大な被害があり浄水場の機能が停止した場合においては、災害応援復旧工事に関する協定に基づき、民間業者による給水タンク運搬や公益社団法人日本水道協会への要請によりまして、県内外の水道事業者から応急給水活動が行われることとなっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 東日本大震災3.11以降、自前の災害備蓄飲料水の使用あるいは防災井戸や災害時提供井戸での供給体制、応援協定を締結した市町村、企業からの支援、さらには県内外の水道業者からの支援などなど、二重、三重の供給体制・対策がとられているというのはよくわかりました。

今回の常陸大宮の水道の断水についても、那珂市も応援に行くというようなことを申し出されたということを聞いておりますが、逆に提携自治体からも支援のお話があったということも伺っております。やはり、こういった協定を結んで、実際に活動していただけるというのは本当にありがたいことだなというふうに思います。

しかしながら、この支援体制・対策についても、今回は機能するかどうかというのは確認はできませんでしたが、今後においては、災害時本当に機能するのかどうか防災訓練

のできちんと確認をしていくよう要望しておきます。

次でございますが、今回の災害から学んだことはどういうことなのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

住民に対する避難情報伝達方法の再確認と住民の避難に対する意識向上を図っていかなくてはならないと再認識したところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 命を守るための情報をまずは伝達・指示をする。それから、受け取り側の意識の高揚、これをやられるということなんですが、やはり共通言語なり共有化ができる、きちんと伝えたものが伝わって、理解して行動に移せるということで、極めて重要かつ根本事項だと思いますので、しっかりと見直していただきたいというふうに思います。

今回、私は、特に3.11以降感じたことは、災害が少なく安全だという意識でいた那珂市も災害が発生し被災したという事実。それから、他自治体へ災害応援部隊を派遣しておりましたけれども、今回は逆に災害応援提携自治体から、あるいは企業から支援される立場に立ったこと。我々住民も心のどこかで、那珂市は災害が少なく水害もない、風の被害もない、大雨・豪雨の被害もなく本当に安全だと。やはり心の中で思っていたということがある。

一方で、災害に対する備えとしての防災グッズの在庫切れ現象があったりと、防災に対する意識が大きく変わったなという印象は受けました。

これらの事柄をよくよく考えてみますと、やはり3.11の記憶を忘れず、災害は必ず発生する、減災してもできるだけ被害を少なくする。減災について、いま一度防災の原点に立ち返って、個人、地域の防災・減災体制について見直しをしてみる必要があると私は強く感じました。

そこで、冒頭申し上げましたように、想定外の災害が想定外ではなく常態化してきております。さらに想定外の災害が起こり得ると、これについてはどういうものなのかは想定は困難ですけれども、それでも災害は必ず発生します。

じゃ、どうすればということからすると、それについては、今まで経験した災害から学んだことを減災対策として生かしていくことが想定外の災害に備えていくことだと私は考えます。想定外の災害の備えとして、今回強く必要だと感じた3項目について提案いたしますので、ぜひ実施されるよう検討をお願いしていただきたいというふうに思います。

まず、第1に、各地域防災組織の中で、「自分の命は自分で守る」意識の徹底と、時間ごとの行動計画を作成し、命を守る行動ができるようにするマイ・タイムラインの作成が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

災害時に、特に水害におきまして、住民がみずからの判断で適切に避難できるよう、受け取った避難情報をもとに適切な避難方法を判断し行動できることを目的として、県がモデル事業を平成29年度に実施し、そのモデル地区として下河原自治会で事業を実施した経緯がございます。マイ・タイムラインを作成するための災害・避難カードを作成し、水害時、避難行動の内容と避難のタイミングについて学んだところでございます。

今後は、これを参考に関係機関と協力し、特に河川流域の自主防災組織を中心に、逃げおくれゼロを目指したマイ・タイムラインの作成を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 河川流域地区での自主防災組織に手を挙げていただいて、命を守るこのマイ・タイムライン作成、ぜひ促進をお願いしたいと思います。

2つ目は、想定外災害が常態化しており、ますます想定外災害が想定される中、現行の地域防災組織体制を見直し、地域での地区防災計画の策定を行って、防災力をさらに強化していく必要があると考えますがいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、地域の住民が自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い、特に共助の部分を膨らませた自発的な防災活動計画の策定は、減災のために重要なことだと認識しておるところでございます。

今後、関係団体と協力し、地域防災計画策定の重要性を周知するとともに、計画策定の支援や計画策定後の地区の防災訓練等実施への支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 地区防災計画を策定しております近隣の自治会と申しますと、水戸市の吉田町あるいは住吉町がもう2年ぐらい前ですかね、作成しております。

中身といいますか、どういう状況かといいますと、やはり地域防災を見直し、いま一度地域内を歩いて見ると、減災のために必要なことが見えてくる。防災活動を通して地域の活性化にも貢献しているということでございますので、ぜひともモデル地区を募集して、計画策定及び策定後の訓練実施への支援をよろしくお願いしたいと思います。

3つ目は、地域防災リーダーの育成と活用を図ることです。

地域防災リーダーの育成と活用状況について、現状と課題について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

現状といたしましては、防災士資格取得補助制度を設けて2年が経過したところでござい

ます。利用者は平均で6名となっており、那珂市の防災士資格取得者は、現在73名となっておるところでございます。

課題といたしましては、地域の中での防災リーダー育成の重要性について、さらなる周知を図り、今後、関係団体と連携を密にして、より多くの防災リーダーの育成に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 防災士の資格取得補助制度を設けて2年間たったということで、現在は73名の方が防災士資格を所有されているということでございます。

この防災士リーダーですね、地域の防災士リーダー育成の重要性というのは、もっともっと周知をしていただきたいなというふうに思います。それと、防災士の仕組みといいますか、防災士資格を取得して地域の自治組織でどう活動をしていくのかということがちょっとまだ明確になっていない部分があります。

それと、地域防災リーダーという資格。資格ではありませんので、この辺も市としてやはり那珂市地域防災リーダーということで公認をしていただいて、役割をもっと明確にさせていただきたいなというふうに思います。防災リーダーが中心となって地域防災組織の方や防災士の活用も含め、先ほどのマイ・タイムライン作成や地域防災計画策定に力を発揮していただける環境づくりを切に要望いたしまして、この項の質問を終わります。

2番目は、雨水排水対策についてでございます。

これも1番の台風に関連する質問にはなりますけれども、大雨や台風により、耕作地に雨水による冠水箇所が増加しており、農産物への影響が出ております。作付おくれや収量減、不耕作地化が発生をしております。

また、通学路や交差点、T字路を含みますけれども、雨水冠水箇所の増加と冠水の常態化が発生しており、通学児童の通行障害あるいは車の通行障害、周辺住民の都度の対応の大変さが発生もしております。

このような状況が昨今の異常気象によるものなのかもしれませんけれども、今後も増加すると予測されますので、本市の雨水対策について、どのようになっているのかお伺いいたします。

まず、最初に、さきの台風による農業被害、先ほどもありましたけれども、これについてちょっと詳しくお聞きいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

今回の台風19号による農業被害でございますが、農作物の被害ではそば、ナス、約12ヘクタールほどが冠水いたしまして、被害額は約116万円でございます。

また、農地被害につきましては、那珂川堤防右岸側の決壊によりまして、下江戸地区の水

田約24ヘクタールが冠水し、うち1.1ヘクタールに堤防の土砂の堆積がございました。また、額田北郷土地改良区内のほ場につきましても、久慈川堤防の越水により約20ヘクタールの水田が冠水し、こちらも土砂の流出、堆積が起きてございます。

さらには、農業施設につきましても、那珂川統合土地改良区下江戸用水機場、額田北郷土地改良区用水機場、有ヶ池土地改良区用水機場の一部が冠水し、約2億5,000万円ほどの被害がございました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 農業被害についても結構大きな金額で出ているということですね。

11月29日の茨城新聞によりますと、台風19号では用水機場施設被災が16市町137施設あり、修理復旧が集中していると。来春の作付が間に合うのかどうかと不安もあるという記事が載っておりました。

本市においては、復旧に向け全力で取り組むとの答弁でございますが、農業施設や水田の被害が大きい下江戸用水機場を含め土砂堆積のあった水田は、来年の田植えシーズン、これ4月になりますけれども、それまでに復旧の見通しというのは立っているのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 農地それから農業施設ともに来年度の作付時期には間に合うような工程を組みまして、現在、全力で復旧作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） モーター等の部品については1社に集中しているというような記事もありましたので、部品等の手配ができないというような不測の事態もありますので、復旧計画の各工程ごとの納期ごとの完了チェックですね、これをしっかりやっていただいて、4月には作付ができるようご尽力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

台風や豪雨による大雨の被害は、目に見えてふえてきているのではないかというふうに思います。それは、先ほど答弁の中にありました直接河川の決壊や越水等による被害ではなく、一般耕作地での被害であります。例を挙げますと、耕作地が冠水して長期間冠水したままになってしまう。よって、耕作ができない、あるいは作付もできなくて、収量減となる。そういった影響が出ていると農業者の方からお話を聞いております。

そこでお聞きしますが、農政課にはこういった耕作地の冠水対策の要請、あるいは相談などというのは入っているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

大雨や長雨のときには、排水路が土砂で埋まって流れないというような要請がございし

て、随時土砂を撤去しているところでございます。また、排水路を改修してほしいという要請もございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 耕作地の冠水対策要請は、現在のところ入っていないということです。各農業者が自己対策完結すべき問題ではないのかという理解があるのかもしれませんが、まだ認識されていないことがあるのかもしれない。

今後につきましては、農業委員さんや主な認定農業者の方を通じて確認をしていただけるよう要望をしておきます。

では、耕作地の冠水の原因、これはどのようなものがあるのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

冠水の原因の一つとして、台風やゲリラ豪雨などによりまして排水路に大量の雨水が一気に集中しまして、排水能力を超えてしまうことにより下流域に流れにくくなりまして、降った雨水がそのまま耕作地にとどまってしまい冠水を引き起こすということが考えられると思います。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 降水量の増大による排水路のオーバーフローということによるわけですが、これについては、平地林の伐採、これは太陽光発電施設開発で大量に切られております。よって、保水力の低下があるのではないかと。あるいは、地下水の流路の上昇や変化、これについてもあるのではなかろうかというふうな原因が考えられます。

いくつかのこういった要因が複合されていると私は思うんですけれども、原因についても今後調査研究していただけるとありがたいというふうに思います。

では、冠水対策についてどのように考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

本市の場合、道路など農地以外の雨水のほとんどが農業の排水路に流入することからも、この農業用排水路の整備につきましては、大変重要であるというふうに認識をしております。

今後も老朽箇所の年次計画による改修及び緊急的に改修が必要な箇所につきましては、早急に改修を進めるなど、雨水による冠水を少しでも防げるよう整備を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 急ぐところは早目にやっていただきたいということでございます。

耕地についての冠水対策については、コストをかけずにできる方法についてちょっと考えていただきたいなというふうに思います。例えば、昔ですと耕地の端に堀を掘って排水対策を実施した例があります。それは現在でも有効なのかどうか検討の余地はあるかと思います。コストをかけずにできる範囲での解決策がないか、再度お考えいただければありがたいなというふうに思います。

次に、通学路や市道交差点の冠水対策についてでございます。

具体的な例で言いますと、飯田地区で言いますとしみずや近くの信号の付近の市道、これ通学路ですね。あるいはスーパーヒロセヤ手前のT字路もたびたび冠水が起きております。

このような冠水は、あちこちで起きているのではないかなというふうに考えますので、その原因というものはどういうものがあるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

道路冠水の原因としましてはいくつかございますが、最近では短時間に集中的に降るゲリラ豪雨が発生することで想定以上の雨量により、既存の排水機能が追いつかない状態となることです。ほかには、流末排水先がないことや排水施設内の堆積物によるもの、また開発された周辺宅地との高低差など地形的な問題があると考えられます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） はい、わかりました。

応急対策としては、土のうを積んで対策に当たるということがやられているようですけれども、市では、この土のう積みに関してそういった対策についてどういうふうに対応しているのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

日ごろから台風などの非常時に備えまして、土のうのつくり置きと追加分の土のうの袋、中詰め用の土砂の用意をしております。大雨による雨水の浸水を防ぐ手段としましては、消防本部と連携をしながら、土のう積みによる応急対応をしているところでございます。

また、市民の方へも取りに来ていただくことにはなりますが、お渡しするなどの対応もしております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 通学路や交差点などの冠水対策、毎年何度も何度も土のうを積んだり片付けたり応急処置をやっているわけですね。これについては、抜本的な対策をぜひ講じていただきたいと思うんですけれども、どういうふうに考えていますか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

冠水被害の対応策としましては、既存の排水施設を適切に維持管理することで、排水能力を向上させることや、集中豪雨により一時的に冠水する場所には今まで同様土のう積みによる応急的な対応も必要であります。また、中長期的な対応としましては、冠水状態が長時間にわたるなど冠水の頻度が多い場所などにつきましては、流末排水を考慮した計画的な排水整備が必要と考えております。

住民の方の不安や負担を軽減し、安心・安全な生活環境の確保につなげるために、引き続き雨水排水対策を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 対策を進めているよというお話がありましたけれども、以前から本市においては雨水排水路整備、これはなかなか進展しないままの状況だというふうに思っています。水害や冠水被害を抑制するには、排水路の整備は不可欠だと考えているわけですが、今後、本市の排水路整備についてどのように考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

先ほど、産業部長からもありましたように、市内にありますかんがい排水事業やほ場整備事業などで整備された排水路は、完成から長い年月が経過し、施設の老朽化や排水能力などにおきまして、近年の集中豪雨には十分に対応できていない状況でございます。

そのため、排水路の機能向上のための土砂払いを兼ねた排水路のコンクリート底版工事や既存の道路横断管の修繕工事など、市内の雨水排水の受け皿となっております水田地帯の通称大排水路の改修工事を進めております。

住宅地におきましては、中台地区の国道349号バイパスとJ R水郡線との間の区域で排水計画を策定し、近接する大排水路までの流末排水管工事を実施いたしました。後台地内におきましては、道路拡幅にあわせて流末排水路を設置する計画を進めるなど、局所的な排水対策にも取り組んでおります。

また、市内の市街地におきましては、菅谷地区から早戸川にかけて両宮排水路の整備が昨年度全線完了したことで、冠水被害の解消を図ることができました。

一方、瓜連地区の幹線排水路の機能を有しております瓜連駅北側の春日川では、大雨の際にたびたび冠水被害が発生しており、土のうを積むなどの応急対応をしていることから、今後は春日川排水路整備事業として改修に着手する計画でおります。

今後も排水整備計画につきましては、市内をいくつかの排水エリアに分けた中で、冠水被害の大きいところを重点的に現在の排水路を有効に利用しながら、断面の確保などの改修を行い、排水機能を高めて被害の抑制につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） エリア別に被害の大きいところから今ある排水路の有効活用をして、被害抑制を進めていくということ、予算がない、前例がないなど後ろ向きな対応ではなく、できるところから始めていくということはとても大事なことでと思います。

今後についても、ぜひ有効策、対応をそのように進めていただければなというふうをお願いします。

これからは、想定外の台風や大雨が常態化し、1日で400ミリを超える雨量も想定されます。そうすると両宮経由早戸川の排水だけでは対応はできない、そういう状況になります。さらに、農業系の大排水路も現状では整備が進展しないままとなっており、水田の調整池機能が作動せず、あちこちで冠水が発生するのではないかと危惧をしております。

雨水排水対策の一つとして、那珂川、久慈川への東西に抜ける排水路を設けるということも考えてみてはどうかということでお聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたように、当面は既存の排水施設の適切な維持管理と改修などを行うことにより、排水機能を向上させるよう雨水排水対策を進めてまいります。

なお、議員ご提案の新たな排水路整備計画につきましては、将来的な検証は必要であると考えますが、現時点におきましては新規排水路の整備計画はございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 私もコスト的に考えても、何が何でも新規排水路の整備という考えではありません。既存排水路の有効活用が優先だと考えております。

しかし、やはり考えていただきたいのは、従来とは違った発想でさまざまな方法を検討いただき、本市にとって最適な雨水排水処理の方法を生み出していただけるよう要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次に、最後の質問でございますが、インセンティブ交付金（介護予防の自治体交付金）についてでございます。

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するための新たな交付金、正式には保険者機能強化推進交付金といいますけれども、2018年度から200億円規模で給付されております。2019年度も200億円の給付が実施されるということになっており、さらに2020年度には前年の2倍の400億円の予算化がされています。

交付金は、介護の予防や自立支援に成果を上げた自治体に手厚く配分され、専門的なケアが必要な重度の要介護高齢者の増加防止に寄与し、コスト削減の効果が期待されております。

一方では、重度介護者の介護状態は簡単には改善しないとの予測もあって、サービス抑制

を目指す自立偏重の方向性に批判も出ております。

このインセンティブ交付金、介護予防の自治体交付金、正式には保険者機能強化推進交付金について、どういう交付金なのか、また本市の取り組みはどのようなものなのかお聞きしたいと思います。

最初に本市の取り組み状況と課題についてですが、インセンティブ交付金、この保険者機能強化推進交付金の目的と内容についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立した日常生活の支援、それから要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減の防止などに関する市町村の取り組みを支援する目的で、平成30年度から国において予算化をされたものです。

国の予算総額につきましては、平成30年度及び令和元年度ともに200億円でございます、国の評価指標に基づいた市町村の取り組み状況に応じて配分をされるものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） この交付金は、市町村の取り組み状況に応じて配分されるということですが、では、保険者機能強化推進交付金の評価指標というのはどういうものになるのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

令和元年度の保険者機能強化推進交付金につきましては、65の評価指標がございます。

主な評価指標といたしましては、地域密着型サービスや在宅医療・介護連携、認知症総合支援、介護予防・日常生活支援、要介護状態の維持・改善などの自立支援、重度化防止等に資する施策の推進に係るものというふうになっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） では、本市の給付金の額、これは2018年度及び2019年度というのはいくらぐらい給付されているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

保険者機能強化推進交付金の交付額でございますけれども、平成30年度は732万6,000円、令和元年度につきましては、現時点では内示額になりますけれども905万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 交付額がふえておりますけれども、ではこの実際の取り組み事項というのはどういったものがあるのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市では、介護予防を含めた中で、那珂市における地域包括ケアシステムの拡充に取り組んでおりまして、具体的には地域包括支援センターを中心に地域ケア会議の開催、医療・介護等の専門職や民生委員、地域の皆さんなどとの連携強化の取り組み、それから認知症初期集中支援チームの運営などに取り組んでおります。

なお、こうした取り組みは、国の指針等を踏まえたものでございまして、保険者機能強化推進交付金における評価指標の対象となっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） まだ取り組んでから2年目ということでございますが、給付金活用での成果はどういった点がありますか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度に交付が開始されたものでございまして、現時点では具体的な成果をお示しすることはなかなか難しいというふうに考えております。

当該交付金につきましては、現在、平成29年度から開始をしました介護予防生活支援サービス事業、いわゆる総合事業と呼ばれるものですが、こちらに特定財源として充当をしております。

先ほどご説明をしましたとおり、自立した日常生活の支援、介護予防などの取り組みに活用することができますので、今後とも介護予防を中心とした各種施策の推進に有効活用をし、介護予防の推進、ひいては介護保険料の抑制に資すればというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 成果はまだ明確なものは明示できないということですが、この交付金は、介護予防という目的達成のための種々の実施事業に使えるということですので、本市ならではの介護予防策の実践が可能だと思います。ぜひ、本市ならではの予防策について取り組んでいただきたいなというふうに思います。

交付開始から2年がたつということで、課題はどのようなものがありますか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

団塊の世代が後期高齢者になるという2025年が間もなくやってまいります。そのために、

地域包括ケアシステムの拡充に向けまして医療・介護・保健などの専門職の方との連携と民生委員をはじめとする地域の皆さんの連携によりまして、各種取り組みを進めておるところでございます。

一方で、市民の皆様におかれましては、ご自身やご家族がお元気なうちになかなか介護予防や万が一に備えてのご家族同士の話し合い、いわゆる「人生会議」と言われるものですが、このようなことにはなかなかやはり取り組みがたいというところがあるというふうに考えております。

このようなことから、市では、12月8日の日曜日、3日後でございますけれども、総合センターらぼ一におきまして、この人生会議をわかりやすくお伝えする機会としまして、那珂市在宅医療と在宅介護に関する講演会を開催いたします。今後、このような市民の皆さんに対しての意識啓発を推進していくことが課題であり必要なことではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 市民に対する意識啓発としての人生会議開催、これは大変よい取り組みだと思います。今後も積極的に進めていただきたいなというふうに思います。

次は、2020年に向けた重点取り組み事項でございますが、2020年度からは65項目の評価項目が見直しをされ、積極的に取り組む自治体への配分をより手厚くし、消極的な場合は減らす仕組みに改められてしまいます。自治体間競争を激化させ、結果を公表するインセンティブ付与についてどのように考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

国の指針等を踏まえた取り組みを各市町村において促進させることを目的としました保険者機能強化推進交付金につきましては、介護予防などの取り組みを進める上での財源として貴重なものであるというふうに考えております。

なお、新聞の情報ではございますが、令和2年度は交付金の予算額が倍増されるということですが、一方、取り組みが消極的な自治体につきましては削減する動きもあるというふうに伝えられております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） インセンティブ付与ということになりますと、当然、ふえる自治体、減らされる自治体が出てくるわけで、各自治体については、本来予防活動というのは特色のある取り組みをされているわけで、確立したことをやれということで自治体間での競争をあおることになりますと、私はこれはいかがなものかなというふうに思っております。

しかし、そうは言っても、財政的なインセンティブということでございますので、それは

それとして給付金は確実に獲得していただきたいなというふうに思います。給付金を獲得するための65項目の評価指標、あれもこれも全て取り組んでいかなければならないという状態になると思いますけれども、本市における評価指標に対する重点取り組み、どういうことについて取り組んでいくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、市では地域包括ケアシステムの拡充に向けまして、医療・介護・保健など専門職の方との連携と民生委員をはじめとする地域の皆さんの連携を進めているというところでございます。

そういった中で、今年度から始まりました多職種の多様な見解により個別事例の検討を行う地域ケア個別会議、それから市民の皆さん同士が地域の実情や課題に対して意見を交わし合う場としての「みらいミーティング」などの取り組みをふやしまして、専門職や市民の皆さんとの気軽な意見交換の機会の創出を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 医療や介護・保健等の専門職等の方々との連携、地域住民との連携を進めていくことはとても重要なことだと思います。

先月、地域住民それから市民協働課、社会福祉協議会とで地域のみらいミーティングが開催され、私も参加してきました。自治会をはじめ地域のリーダーの方々との地域の活性化、自治会活動も含め地域の未来について活発な意見交換、討議ができました。

こういったミーティングを若い世代をはじめ、パパ、ママ世代など数多く開催していただき、地域同士、市、社協との連携強化に努めていただきたいなというふうに思います。

最後の質問ですが、介護予防の本来の目的であります介護認定率の低下や介護保険料の上昇抑制について、今後どのように対応していくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

国の研究結果の一つに、人との交流や地域活動への参加が、ひいては介護予防につながるといったものがございます。

保険者機能強化推進交付金を活用するとともに、地域ケア個別会議、それからみらいミーティングなどの機会を通しまして、市民の方々の意識啓発を図るとともに、シルバーリハビリ体操指導士会、またリハビリ体操指導士会と連携をしまして、各地域のサロン活動の場で具体的な予防活動を行うなどの取り組みを引き続き行っていくことで、介護保険料の上昇の抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 介護予防に本市ならではのいろいろな事業をどんどん実施をしていただいて、そのための財源ということでこの給付金を有効に使っていただきたいなというふうをお願いをしまして、今回の一般質問をこれで終わりにいたします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告2番、寺門 厚議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 關 守 君

○議長（君嶋寿男君） 通告3番、關 守議員。

質問事項 1. 防災対策について。（台風19号における那珂川氾濫状況と今後の対策について）

關 守議員、登壇願います。

關議員。

〔5番 關 守君 登壇〕

○5番（關 守君） 議席番号5番、關 守でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まずは、今回の台風19号に際しまして、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い生活にお戻りになられるよう切に願うばかりでございます。

また、ちょっと今回の質問からずれますが、先日29日、偉大な昭和の政治家、中曽根元総理がお亡くなりになりました。心から哀悼の誠をささげたいと思います。歴史観と宗教観を持てという中曽根総理の持論でございました。「古を以って鏡と為せば、興替を知るべし」ということで、過去の歴史も政治について振り返れば、現在のいろんな興替から見る事ができるのではないのでしょうか。

今回、災害に質問させていただきますが、今朝のニュースでびっくりなCOP25のお話が飛び込んでまいりました。昨年度のデータだと思いますけれども、日本は一番災害が大きかったというような、世界で最も災害の大きい国というCOP25の判断が下されたわけでございます。

今や異常気象というよりも、異常危機というふうな災害を二度と起こさないためにも、本

日も何点かの質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、今回の台風19号の接近に対しまして、市民の皆さんへの避難勧告とともに避難指示という2つの方法があるかと思いますが、これについて担当課にお伺いをさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

避難情報の発令状況は、令和元年10月12日午後1時30分に大雨によります土砂災害発生のおそれのある市内9カ所の区域25世帯63人に避難準備、高齢者等避難開始を発令いたしました。

同じく12日午後4時15分に久慈川、那珂川の上流部におきまして夜中まで大雨が降り続き、水位の上昇が見込まれたため、流域の2,762世帯7,195人に避難勧告を発令したところでございます。

同じく12日午後11時20分に竜神ダムの放流によります久慈川の水位上昇に備え、本米崎四堰地区82世帯233人に避難指示を発令したところでございます。

翌13日午前4時にその後の久慈川、那珂川の急激な水位上昇が見込まれたため、流域の2,762世帯7,195人に対しまして避難勧告から避難指示に発令を引き上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 關議員。

○5番（關 守君） ありがとうございます。

当日は我が家でも、再三の避難勧告、それと避難指示というふうに変わりまして、たしか12日の朝6時ごろだったと思うんですが、とりあえず近くの運動公園のほうに避難をいたしました。避難所では、何名かの戸多地区の皆さんを避難所でお見かけいたしましたが、全体の避難者の数が、避難者側から見た場合に安否確認がわからないのかなという感じがいたしました。というのも、受付で市の方が名簿にご記入いただく作業をしておったんですが、大まかな地区別の名簿記入風に分けていれば、例えば安否確認に行く際に、戸多地区の誰が来ているかなというのがすぐにわかるのではないかと思います。全体こう一緒くたに名簿を記入しているようなスタイルがあったので、その辺の改善があればと、今後あればというふうに思いました。

また、その際に毛布とか非常食の備蓄なんかも市の方に問い合わせしてみたんですが、全体のその総数が把握していなかったような感じもいたしました。これは災害が、ますますもっと大きな災害であったならば、相当混乱になっただろうというふうに想定しますと、その辺のその備蓄している数の把握なんかも事前にいただければなというふうに感じた次第でございます。その足でらば一るのほうに私1人で行って見ましたが、やはり対応は同じような感じでございました。

様子を見て、夕方近くになってから雨が強くなってまいりまして、とりあえずかっぱを着て、まずは私のところ若宮という地区なんです、独居老人の10軒ぐらいの方を訪問してみました。さすがに子供さんたちが心配で実家に戻ってきていまして、親御さんと一緒にいて、中には雨戸を閉めたり、あるいはサッシが飛ばされないようにロープで結んだり、また盛んにあの当時はテレビでガラスが風で割れますという情報があつていまして、ガラスをガムテープでかなりばりばり張ったり、それなりにお父さん、お母さんを助けながら子供さんが一緒にいたということが回ってみまして安心をしたところでございます。

そのついでに、下江戸地区の自治会長さんのところに訪問したんですが、私のトラックは軽トラックでも二駆なものですから、ちょっと地図があるとわかりやすいんですけども、ゑびす屋さんというところがあるんですけども、かっぱ屋さん、その北側の西側に続いている坂を上ったところが自治会長さんのお宅なんですけれども、その坂が物すごく急でスリップしてしまうんですね、1人で運転すると。2人乗っていると二駆の軽トラックで上がれるんですが、そこがちょっと崖崩れ状態に一部なっているところがありましたけれども、当時12日の夜6時ごろでしたかな、行きましたら、とりあえず今のところ大丈夫ですということで失礼をさせていただいたんですが、ご承知のとおり、その後の12日から13日の未明にかけて状況が一変したのは皆さんのご承知のとおりでございます。

それで、2つ目の質問でございますが、自主防災組織、今現在、市内68の自治会でしたか、ほとんどつくられたと思うんですが、そのふだんの訓練と、災害に際しての消防団というか、消防署の連携などについてお伺いをしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

自主防災組織では、災害に備えた防災訓練を行うことをそれぞれの規約等で規定しておるところでございます。それに従いまして、一部の自主防災組織では地域の特性に沿った災害を想定した訓練を定期的の実施しているところでございます。

今後は、さらなる地域の防災力向上のため、全ての組織で実践的な訓練が定期的の実施できるよう啓発及び支援を行っていきたいと考えております。

また、消防団につきましては、地域での消防防災のリーダーとなり、平常時は訓練指導、防災知識の普及啓発を行うことが期待されておるところでございます。災害時には地元の事情に通じ、地域に密着した存在でありますので、救助活動や避難支援に即時に対応できるなど、災害対応について重要な役割を担っているところでございます。

さらに、災害時における自主防災組織と消防団の連携につきましては、それぞれの役割はありますが、連携し活動することでどちらか片方が把握している知識、情報等の共有ができ、災害を縮小する効果があると考え次第でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 關議員。

○5番（關 守君） ありがとうございます。

なぜこんな質問をしたかと言いますと、自主防災組織の設立を行政側から要請というか、何年か前にありまして、先ほども申しましたとおり、現在ではほとんどの自治会に防災組織が設立されていると思いますが、私のところの戸多地区においては、だんだん年数がたつごとに訓練を、最初の年は、設立の年はやっていたんですが、やっていない地区もちろはらふえてきたのかなという感じがいたします。また、この自主防災の設立の年は那珂市全体で防災訓練を、自衛隊さんのトラックなんかを利用して、運動公園に集まった機があるんですが、こういう災害時のためにも必ず、強制はできないと思いますが、年1回は必ず各字ごとに、地区ごとに訓練を実施すべきだなということを強く感じた次第でございます。

今回、下江戸の自治会長さんほか消防の方もいますので、地区の方々の機転をきかせましてあそこへ行った方はご存じだと思いますが、相当高台のところと低いところがありまして、高台の方々を中心に3軒のお宅に緊急避難を13日の午前2時ごろでしょうか、したということで事なきを得ております。

那珂市総合計画でも「誰もが輝き、やさしさと支え合いで、安心して暮らせるまち」というスローガンを掲げておりますが、自助・共助・公助の精神でそれぞれの地域の頑張りが大切かなというふうに思います。江戸中期の米沢藩の9代藩主の上杉鷹山がこの言葉を最初に使ったと言われていますが、そのときは自助・互助・扶助という言葉を使っていたそうでございます。そういう精神を常に持ち続けたいなというふうに思います。

次に、那珂川の氾濫、久慈川もそうなんですが、地元なものですから那珂川の氾濫の防止策について、今回の氾濫の原因と防止策、前の質問の方ともダブる点もあろうかと思いますが、その防止策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

今回の台風19号で下江戸が、下江戸地区が浸水した原因は、大雨による内水の増水、那珂川の堤防が低い場所からの越水によるものと、また隣接する常陸大宮市の農地に流れ込んだ那珂川の水が小場江用水に流れ込み越水したと推測されているところでございます。

まずは、小場江用水路を管理している那珂川統合土地改良区に対しまして、今回の台風で蓄積された用水路内のゴミの撤去をお願いしたところでございます。

また、那珂川の堤防を含めた対策につきましては、国・県、流域市町村で構成いたします久慈川・那珂川流域における減災対策協議会で両河川流域における洪水氾濫による被害を軽減するための対策を構成関係機関とともに総括的に減災対策を進めていくこととなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 關議員。

○5番（關 守君） ありがとうございます。

私も水が引いた後、冠水した下江戸地区の周辺、3回ほど自分自身で巡回を試みました。現地被害に遭われた方々にお話をお伺いしましたが、何点か改善策、修繕する項目があるなと強く感じた次第でございます。

市長さんにもお話をお伺いしましたが、市の役割、県の役割、国の役割があるということで、市長も何度も県・国のほうへ要望していただきまして大変ご苦労さまでございました。こういう災害をやっぱり二度と起こさないためにも、今後の対策を県、あるいは国に対して要望する必要があるなと痛感した次第でございます。

越水の防止策ですが、ご回答の中にもありましたとおり、小場江用水があふれて流れ込んだ那珂川の水ですが、一つの方法としては、これもう現地の人から、被災された方から言われたことですが、あそこの県道というのは日立笠間線と言うらしいんですけれども、そのかさ上げが必要なのではないかという1点、現地の方から言われました。ちょうど千代橋から東に向かってかなりこう下っているような道になっておりまして、その県道を越えて水が越水したというような原因がまず1つありました。それと、小場江用水そのものが私のほうの若宮という地区にも国田の方面に向かってあるんですが、私どもの地区から比べるとかなり幅が狭いんです。高低差はそんなにないんですけれども幅が狭い、そういった関係も原因をしているのではないかなというふうに思います。

あるいは、ところどころに7キロぐらい小場江用水が戸多地区、流れていますが、排水機場が何カ所かありますけれども、下江戸の排水機場と私ちょっと確認はしていないんですけれども、例えば下江戸地区の北側は小場地区になりますが、あそこが遊水地的な役割を今現在、国交省の考えからいいますと果たされると思うんですけれども、そこへその排水機場を小場江用水から1カ所設けておけば、那珂川の北側から回り込んで小場江用水に水が入らなくて済んだのかなという気もいたします。

それと、もう一つは、ちょうど下江戸が冠水した北側が堤防が南北に向かってあるんですけれども、80メートルぐらい堤防が切れているんです。これは現地の古い方に話聞きますと、昭和27年につながっていた堤防を、おそらく遊水地的な役割を田んぼエリアに果たすために削ったそうです。それで水を、その那珂川の増水の水をその田んぼエリアに引き込むための遊水地的な役割をしたのだらうというようなことがありました。

もう一つはその何か神社、吉田神社という神社があるんですが、それがちょうどその堤防から延長してつくってあると何か神社にぶつかってしまうというようなことで、堤防をカットしたという話をする方もおりました。

いずれにしても正確な理由はちょっとわからないんですが、そういった予防策が考えられるのかなという気がいたします。いずれにしても莫大な費用と時間がかかりますので、これも県、あるいは国に対して強く要望をしていきたいなというふうに考えております。

直近の話では、きょうの日経新聞ですか、国交省の対策が載っていました。前にも何かに載っていましたが、いずれにしてもその国交省の新しい機関、組織をつくって、川底の掘削、

あるいは堤防のかさ上げを検討してまいりたいというような話も先日の新聞で載っておりまして。きょうの新聞は、その防災集団移転促進事業というような形で、市町村が定めた計画に対し、国が事業費の94%を補助する支援ということで、従来からある制度らしいんですが、それが10棟、10戸からその支援の対象となるのを、5棟、5棟以上に、目安に緩和するというような記事もきょう載っておりましたけれども、そういう対応も早目に国として考えていただけるということは大変いいことだなというふうに感じた次第でございます。

続きまして、3番目の質問ですが、これは4番目の質問と関連がありまして、ゴミの問題ですけれども、3番目のほうのゴミの撤去について関連がございます仮置き場からの搬出に関連がありますので、これあわせてちょっと質問をさせていただきたいんですが、ばらばらにご返答いただいても結構ですので、ゴミ問題の撤去についてまずは質問をさせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

ゴミの撤去に関しましては、今回の災害地域が限定的であったことから、その地区の自治会長と災害ゴミについて対応を協議したところでございます。

被災者は地元が決めました集積所に災害ゴミを搬出し、市のほうでは集積所から仮置き場に搬入することといたしました。仮置き場につきましては便乗ゴミや不法投棄の対策といたしまして、原則非公開としたところでございます。

水が引き始めた10月14日から、被災者の方々の集積所への災害ゴミの搬出が始まり、市職員は集積所から仮置き場への搬出及び仮置き場での分別作業を開始したところでございます。

被災者がいち早くもとの生活に戻れるようにと、一日でも早く被災地から災害ゴミを移動することを目的に、18日までの5日間集中的に市職員を動員しまして、撤去作業及び分別作業をしたところでございます。

また、仮置き場での搬出処理について申し上げますと、仮置き場では災害ゴミのうち可燃ゴミは衛生上の問題や野生動物に荒らされるおそれがあるため、市職員が環境センターへ直接搬入し処理したところでございます。可燃ゴミ以外の不燃物、木製家具、畳、家電や粗大ゴミなどは業者に処理業務を委託しまして、ひたちなか市や東海村にあります処分場で処分をしている状況でございます。

近隣市町村が広域に被災しているということから処分場が混乱し、処分に時間を要しているところでございますが、年内には仮置き場から搬出したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 關議員。

○5番（關 守君） ありがとうございます。

ちょっと前の質問の中で言い漏れたことが若干あったので、ちょっとまずつけ加えておきますが、道路の件について、ちょうど一番被災した下江戸地区の北側というのは高台の道路が東西に走っていきまして、軽トラック、乗用車が1台通れるぐらいの道路なんですけれども、それが常陸大宮市との境なんです。道路は常陸大宮市らしいんです。今回、ちょっと何回か通ってみたんですけれども、そのさっきのスリップして上れない坂もあるんですが、崩れたところがありまして、かなりガードレールもなく、走ってみるとわかりますけれども危険なんです。だから市でやるというわけにはいかないの、これは大きな声を上げて常陸大宮市のほうにもちゃんとガードレールをつけていただいて、崖崩れが発生しないような修繕をぜひ要望したいなというふうに今思っているところでございます。

それと、ゴミの件については、本当に市の職員の方にも大変お世話になりました。感謝しても感謝し切れないんですが、この前の打ち合わせ、質問の打ち合わせをお伺いした際にどのぐらい市の方、延べ人数で来ていただいたんですかという、早速、即テーブルで計算していただきまして、おおよそなんですけれども170名の方にお手伝いいただいたということです。本当にありがとうございます。そのほか、社協を通じたボランティアの方々含め、たくさんの方にお手伝いをいただきました。本当にありがとうございました。

1カ月ぐらい、10月11日から国体の、障害者の国体の中止になった日から、私、茨城新聞、全部11月18日ぐらいまで切り取って、何の質問をしようかと思ったんですけれども、質問する事項が余り要望が多くて、また、今回も議員さんがたくさん質問をされるので、なるべく割愛して今質問をしているところなんです、その中で唯一気になったのが、ゴミの処理場ですか、ちょっと詳しくはわからないんですけれども、県内5つのエリアに分かれて市町村連携をもう図っているなんていうこともお聞きをしました。ゴミの分別について、そうはいっても被災された方、そんな余裕は毛頭ないんだと思いますが、もうちょっとそういうボランティアの方々を含め、手伝った方がやってはいたんですけれども、私も三、四日お手伝いに行きましたが、ゴミの分別をしていただければ市役所の方々も苦労せずに仮置き場、あるいは処理場に運搬することができたのではないかなということが1つ。

それと、持ち込み、積み込みの、これもいろいろ市のほうのご事情があったかと思うんですが、かなり民間、一般の方も軽トラック等で応援に駆けつけている方々、人数も含めて台数も多かったと思うんですけれども、積み込んだ後に待っている時間が長かったんですね、何日か。だから、それは本当は個人の車はなかなか有料になってしまうとかいろんな理由があって使えなかったんですけれども、まあそれはやむを得ないとしても、今度仮に、仮にこういう災害起こった場合には、やっぱり民間の方も車を出す、惜しみなく出すよと言ってきていたので、そういうような利用法も考えて、なるべくその早い時間に、人数の多いときに集中して処理をするというような体制も今後とれるのではないかなというふうなのが気づいたわけでございます。

また、そのほかの質問でもたくさんあるんですが、ゴミの環境センターのほうの何か容量

ですか、キャパ、そういうことは今回どうだったんでしょうか、ちょっと質問通告にはないんですけども、よろしいですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

そのキャパ的な数量、今ここではちょっと把握していなくて申しわけございません。

ただ今回、広範囲に那珂市以外の常陸大宮地区とか大子地区で本当に大きな被害があったところでございまして、特にうちの環境センターの場合は常陸大宮と広域でやっておりますので、本当に常陸大宮の場合は那珂市のもう数倍以上というような話を聞いておりまして、なかなかその那珂市だけ搬出するというわけにはいかなかったというところでございます。

確かに災害が起きた場合のその容量的なものとなりますと、確かに数量的には少ないのかなとは思いますが、ただ、ふだんからの量ということでは十分なあれかなとは思っておるところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 關議員。

○5番（關 守君） ありがとうございます。

まだまだ質問したい項目はたくさんありまして、質問は今回は割愛をさせていただきますが、例えば被害家屋の消毒とか、あるいは石灰関係の配付、市長さんもみずから回っていたいて要望を聞いていただいたということをお聞きしております。

また、被害者の支援の補助金、この前も説明会を下江戸のところでやっていただきました。そのときの際の説明の、話を聞く側の金融機関なんかの窓口に明るい方も同席していただければ、究極的にはやっぱり家屋の解体、新築をする、あるいは違う場所に建てるという、お金を借りる話になるんだろうと思います。そういう体制もとればよかったのかなという気もいたします。あるいは、市独自の救済策があるのかどうかなど、防災体制の一本化なんかも含めて、機会あれば今後質問をしていただきたいなというふうに思います。

最後に、これは質問ではないんですが、ちょっと感動するエピソード、エピソードを2つほどあえてご紹介をしたいと思います。

1つは、被災された方、お名前は言いませんが、おそらく13日の未明、水が床上浸水になった時点の話だと思うんですけども、急に思い出したんだと思うんですけども、赤い羽根募金と歳末たすけあい募金の担当、下江戸を担当されている方なんですね、集金した金を母屋の床、畳の上に置いておいたらしいんです。それを気がつきまして、手探りで真っ暗な中を見つけ出しまして、後日7万円ほどをまちづくり委員会に届けたそうでございます。いやそのそういうことも、被災されている自分が危険を顧みずそういうことを思い出すというのは大変すばらしいことだなと思います。称賛に値すると思います。

もう一つは市の職員の方なんですが、おばあちゃんがぼんぼん廃棄処分にするゴミをうちの中から運び出している最中に、こたつの下に7万円入った袋をわからなくて出してしまっ

たらしいんです。それを市の方に言っていただいたら、あの仮置き場の大量の瓦れきの山でよくお金が入った袋を見つけたなという。それで、おばあちゃんに無事届けたそうでございます。

これも市の職員の顕彰制度というのがあるかどうかわからないんですが、市長さんもお話を聞いているということですので、ひとつ訓辞の際にその職員の方を褒めてあげたい、褒めてあげていただければと思います。まあ1人で捜したわけではないんでしょうけれども、職員の皆さん、みんなで捜してくれたんだと思いますが、まさに今年の流行語大賞じゃないですけど「ONE TEAM」ということじゃないかなというふうに思います。

いろいろ質問をさせていただきましたが、これにて私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告3番、關 守議員の質問を終わります。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（君嶋寿男君） 通告4番、古川洋一議員。

質問事項 1. 台風による災害関連について。 2. 公共交通について。 3. 那珂核融合研究所について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

令和元年の最後となる、私にとっては初当選以来連続での通算35回目の質問となりますが、今回も那珂市を、住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思える町にするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初は、台風による災害関連についてお伺いしてまいります。

このたびの台風15号や19号などにより、他の自治体も含めて多くの方々が被災されました。私も泥かきなどで何軒かお手伝いをさせていただきましたけれども、水害被害の悲惨さと復旧の大変さを目の当たりにし、多くのことを感じました。まずもって被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早くふだんの生活に戻れることをお祈りする次第でございます。

本市においても、台風19号により住居、建物27棟を含め、一部損壊や床上浸水等の被害があったと報告をいただいておりますが、今回はそのときの市の対応などを検証し、今後のことも考えてお伺いしてまいりたいというように思います。

まず最初に、避難についてでございますが、台風19号の際の避難勧告、避難指示等の避難情報につきましては、先ほどの質問でも答弁されておりますので割愛をさせていただきますが、避難準備から避難勧告、避難指示へというふうに何度か発令をされたということでございます。

では、今度は避難所の開設の時間をいつされたのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

まず、自主避難といたしまして令和元年10月12日午前9時半に中央公民館と総合センターらぽーるを開設いたしました。その後、避難勧告、避難指示の発令に伴いまして、当日午後4時に那珂総合公園及びふれあいセンターよこぼりを加えて開設し、さらに翌13日午前4時に木崎小学校を開設したところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

避難情報の発令と、避難所開設の時間をお伺いしたわけですが、つくり、どのような状況、タイミングで避難情報を発令し、避難所を開設したのかと、その関連性を伺っているわけであります。確認ですが、避難所の開設は避難勧告の発令前に行ったということで間違いないでしょうか。また、避難勧告を発令した際には既に避難所では職員や備蓄食料など、万全の体制で受け入れることができたのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

避難所の開設につきましては避難勧告の発令前に行っております。避難所開設に当たっては避難所運営職員が避難所の準備、備蓄品の確認等受け入れ体制を整えてから防災行政無線で避難所開設の放送をいたしたところでございます。

今回開設した避難所のうち、木崎小学校体育館以外の避難所は拠点避難所になっているため、施設内または敷地内にある防災倉庫に前もって食料及び資機材、防災資機材等の備蓄品は準備できておるところでございます。

木崎小学校体育館につきましては、避難所開設準備時に合わせ、市役所倉庫から運び、開設に備えましたので問題はないというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。ほっといたしました。

これは、本市ではなく他の某自治体の那珂川流域にお住まいの方から伺ったお話なんですけれども、こんなことがありました。避難する際に、一緒に同行した方と飲料水だけでも持っていこうかというようなことを話をしたんですが、避難所に行けば水くらい用意してある

んじゃないのということで持参をしなかったそうであります。そして、避難所に到着し、しばらくして対応に当たっていた職員の方に水はありますかと聞いたところ、今はどこに行ったって水は売り切れていますよという返事があったそうです。聞いた方は思わず絶句したそうです。ここに備蓄品の飲料水は備えてありますかという意味で聞いたことは皆さんもおわかりだと思いますが、結局その避難所に備えはなかった。当然配付もなかったということだそうです。緊急だったので、ただいま倉庫から運搬中ですよというような何らかの言い方があったとは思いますが、私はそんな対応があるんだということで耳を疑いました。ですから本市においては大丈夫だったのかなということが大変気になったわけであります。

ちなみに、私からその避難された方に対しては、公助も大変大切なんです、その前に自助ですよというお話はさせていただきました。

では、職員の体制も含めて避難所での備えは万全だったということですが、備蓄品が足りなくなるようなことはなかったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

今回のまず避難者総数なんですけど374名ございました。各避難所で配付した食料や毛布等には不足はございませんでした。また、自主的に持参していただいた方もおりました。

なお、不足時には市の備蓄倉庫から配送して対応することとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

不足はなかったし、自主的に持参された方もいらっしゃったということですが、万全の体制で避難所を開設してから避難勧告等の発令を行っているということですが、避難所の用意もできていない状態で避難情報を発令されますと、避難所が混乱することは容易に想像がつかますから当然といえば当然なんです、しかしながら、避難所の準備に手間取ったがために避難情報の発令がおくれますと、命にかかわる問題にもなりかねませんから、台風などあらかじめ避難が予想される場合は特に、早目早目の動きを心がけていただきたいというふうに思います。

それから、避難勧告や避難指示を発令し、現地での職員や消防団員による避難の呼びかけ等も行っていらっしゃると思いますが、避難しなかった、あるいはできなかったという方も少なからずいらっしゃったのではないかなと私は思います。高齢者や障がいをお持ちの、いわゆる要支援者の方々ですが、支援を必要とする方々の避難方法については市としてはどのような方針を持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

本市では災害時に避難などの支援を必要とする方が避難行動要支援者支援制度に登録しており、その登録者の名簿等を自治会、民生委員、社会福祉協議会等で共有するとともに、登録者の地域支援者を定めることによりまして避難の手助けを行う制度を整備しているところでございます。

この制度は、避難支援に携わる人々の温かい善意によって支えられているもので、ふだんから地域の助け合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） そのような共助の精神による制度があるということでございます。ではその制度、今回はうまく機能できたんでしょうか、お伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

大きな混乱や避難行動要支援者の逃げおくれの報告はないところでございます。しかし、避難行動要支援者制度を活用しての避難については、全ての要支援者への支援者が決定していないことと、支援者が災害の被害に遭うことの想定等を改善しなければならない、機能というところで、機能できたとは言えないところでございます。

今後はこの支援制度の機能を発揮できるよう、より一層の体制の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） そうですね。その支援者、協力者ですけれども、今回のような夜中の事象や緊急時は、みずからの命を守るだけで精いっぱいであると考えます。支援者は善意によるものですし、義務も責任もない。ですから、そのような制度があるから大丈夫ということではなく、今回のような台風の場合は早目早目の連絡により、早目に避難の支援をお願いしておく。制度があるからわかっているはずではなくて、台風がまいりますので、支援の方でできる範囲でお願いしますよというような、その当日でもの連絡が必要なのかなというふうには思います。

また、要支援者に対してだけでなく、広く住民に対しても、空振りでもいいから早目の避難勧告とかが必要だよねというふうにおっしゃっている方も多数おりましたことをお伝えしておきたいと思います。

先ほど、竜神ダムの放流によって本米崎四堰地区に夜中に避難指示を出したとのご報告がございましたけれども、混乱や逃げおくれはございませんでしたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

本米崎四堰地区に対し12日の午後11時20分発令いたしました避難指示の際、特に緊急性が高かったため、広報車で広報活動を行い、そして要配慮者を対象に市のバスを四堰地区に配備したところでございます。今回、混乱や逃げおくれなどの報告は受けていないところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 広報車で呼びかけとともに、要支援者を対象にバスを準備していただいて、混乱や逃げおくれの報告はなかったということなんですが、では、それは十分に住民が乗れるバスなんですか。また、実際に用意したバスで避難された方は実際にいらっしゃったんでしょうか、お伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

バスにつきましては24名が乗車できるものを1台配備いたしましたところでございます。しかし、実際にバスを使用しての避難者はおりませんでした。消防から、ほとんどの方は自家用車で避難したとの報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） バスに乗車した方はなく、自家用車で避難されたとの報告を受けているということですが、少し疑問が残ります。自家用車であったとしても、要支援者が本当に全員避難されたのかを確認されたのか。

それと、要支援者の方を対象に24人乗りのバス1台を配備したということでございますが、対象者以外の大多数の住民の方々の中には高齢者も多いと思います。夜中ですから寝起きの方もいらっしゃったかもしれない。そんなときに夜中の運転は怖いから乗せていって欲しくないかなというようにもし言われたときにどうしたのかということでもあります。

そのお答えについては通告しておりませんので、お答えは結構ですが、今後、もし考える必要があるよ、そういったところまで考える必要があるということであれば、ぜひご検討いただきたいように思います。自助・共助・公助といいますか、緊急の避難に際して支援者に限らず、隣近所が声をかけ合い、乗せていってあげますよという共助の精神が至るところで発揮されれば、それは素晴らしいことだと思います。

共助といえば、今回被害が大きかった下江戸地区においては、ご自宅から高台のお宅に避難された方もいらっしゃって、その後は住民同士が協力して炊き出しも行ったというお話を伺いました。共助の面で今後モデルケースになるのではないかなというふうに思います。

それから、市民の声としてお伝えしたいことがございまして、それは職員が配置され、備蓄品の用意もある避難所とは別に、歩いていける一次避難所があったらいいなというお声があります。要支援者でなくとも、車の免許も返納してしまって自家用車がないという高齢者

だけの世帯も今後ふえてくる可能性がございます。その場所が安全であることが大前提ですが、歩いていける近くの地区公民館、集会所など、そこまで歩いてきてくれればそこから拠点避難所までは乗せていってもらえる、そんな仕組みが可能であれば、さらにすばらしいと思います。これは共助としての自治会等の取り組みになるのかもしれませんが、市執行部にもお伝えをしておきたいと思います。

次に、東日本大震災を受けて、私は家族同然のペットの避難についても考えてほしいというお願いをいたしました。今回、ペットを連れて避難された方はいらっしゃいましたでしょうか。また、今回はいなかったかもしれませんが、ペットと一緒に避難所に避難された場合の対応についてはどのようなになっておりますか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

今回、ペットと一緒に避難した方はいらっしゃいませんでした。

市の対応といたしましては、避難される方の中には、動物が苦手な方やアレルギーを持つ方もおられるので、トラブルの原因となるおそれもあるため、盲導犬など補助に必要な場合を除き、動物の持ち込みは禁止しているところでございます。

ペットにつきましては、避難施設以外の施設の外に場所を設け、飼い主が責任を持って管理していただくということとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 市といたしましては施設内は原則禁止。連れていらっしゃった方がいた場合には施設の外に場所を設けて、飼い主の責任で管理をしていただくということですが、今回は実際に場所を設けたり、一緒に連れていきたい等の相談はなかったんでしょうか。再度伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

問い合わせについては数件ございました。しかし、実際に避難をした方がいなかったため、ペットの避難場所は設けなかったところでございます。

実際にペットを同伴してきた方のうち、小型であってケージ等に入っている場合は施設の入り口付近を提供し、中型、大型犬におきましては樹木や柱等につないでおいていただくようお願いするところでございます。

今後は、ペット等の避難について、ご理解とご協力をいただけるよう周知をしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ただいまのご答弁で市民にご理解がいただけるかどうか、私はだい

に疑問であります。小型でケージに入っていれば施設入り口付近を提供するが、中型、大型は樹木や柱等につないでいただくということですよね。

では、小型、中型、大型の区別はどういうふうにつけるのでしょうか。種類ですか、体重ですか。例えば犬だとして、中型犬以上を入れるケージは売っております。それでも雨風の中、樹木や柱につないでおけということでしょうか。今のご説明で理解と協力は得られない。いや、ペットは連れてこないでほしいとも聞こえます。

問い合わせが数件あったとのことですが、何課のどなたが何とお答えになったのでしょうか。樹木につないでくれれば連れきてもいいですが……。そんな感じじゃないでしょうか。

先ほども申し上げましたが、ペットは家族同然と思っている方がほとんどだと思います。もし、まだきちんと検討できていないのであれば、今後どういう形で設置するのか、よく検討していただきたい。災害の種類によっても違うかもしれません。全ての避難所で受け入れるのか、その中の設置場所、連れていけるペットの種類、管理方法や飼い主の責任なども明確にさせていただいて、担当課以外であっても、職員の誰もが説明できるようにしていただいた上で、ペットの避難についてを、簡単なものでもよろしいと思いますが、文字にさせていただいて、事前に市民に周知していただきたいと思います。

でないと当日の問い合わせや相談だけで混乱しませんでしょうか。連れてきたペットを自宅に戻すことになりかねませんし、飼い主についても、危険で避難してきた自宅に帰らせられるでしょうか。施設内は禁止など理解できる部分はございますし、また、至れり尽くせりの必要はありませんが、ここはぜひとも飼い主の立場でご検討いただくことを改めて強くお願いしておきたいと思います。

次に、災害時の職員の対応についてお伺いいたします。

この件につきましては、先ほどの避難所での職員の対応に関してではなく、災害時の職員の体制というのが正しいかもしれません。

具体的には正規職員だけで情報収集、初期対応、避難所運営、復旧支援等々、十分な体制がとれますかということであります。これは市民の方が心配して言ってくださったんですけども、たまたまテレビで各自治体における非正規職員、臨時職を含む非常勤職員の割合が50%ぐらいだという放送をごらんになったそうで、本市の災害時の対応は大丈夫なんだろうかというふうに心配になったということであります。

今回に限らず、災害発生時などに対応する職員は正職員だけなんでしょうか。また、臨時職員なども災害対応ができる雇用になっているのでしょうか。正職員、臨時職員等の人数もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在の正職員の数でございますが482人、臨時・非常勤の職員につきまして短時間勤務を除いた数になりますが225人というふうになっております。

市で雇用している非常勤職員を災害対応に従事させることは法的に制限はございません。勤務時間内や勤務時間外に災害対応に従事させることは可能であると思っております。

しかしながら、現状では災害時の勤務時間外の対応につきましては、正職員で対応が可能であると考えております。非常勤職員の時間外の勤務をさせることは想定していないところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 非常勤職員を災害対応に当たらせることについては法的な制限はないが、正職員だけでの対応が可能だということなので、時間外についても対応させることは想定していないということであります。

災害対応については安心をいたしますけれども、これだけ非正規の職員が多いことを知れば、市民にとってみれば何をやるにも大丈夫なのかと心配になってしまうのは当然だろうと思いますし、市民サービスに対する不安もあるよねとの声もございました。

話はそれですけれども、今定例会には来年度から非常勤職員を会計年度任用職員として雇用することになる議案も上がっておりますけれども、業務内容も含めて非常勤職員の雇用契約については、これまで以上に慎重になさる必要があるのではないかというように感じております。

次に、今回の台風による被害を受けて、被災者の生活に対する支援、中小企業に対する支援、被災住宅への支援、農作物被害に対する支援などがあるのかなのか、また、どの程度の支援があるのか、さらには国・県だけでなく、那珂市独自の支援はできるのか等も気になりますし、被災者の現実を考えれば一日も早い復旧・復興のために、できることは何でもやってやりたいという思いがございました。

さまざまな支援については、それぞれ担当課が違うようでありますので、順にさらっと伺ってまいりたいと思います。

まず、被災者に対する支援については社会福祉課が担当とのことですが、支援金にはどのようなものがございませうか。お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

台風19号での被害に対する支援金でございますが、今回、国の被災者生活再建支援法が適用となりましたので、法に基づきまして全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯に対しまして、被害状況や今後の生活再建状況に応じまして国の支援金が支給されることとなっております。

また、国の支援金の支給対象とならない世帯で、半壊の判定を受けた世帯に対しましては、那珂市被災者生活再建支援金支給要綱、こちらに基づきまして支援金を支給いたします。

なお、茨城県におきましては、市が支給した支援金に対する補助制度がございまして、県は市が支給した支援金の2分の1を負担することとなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） それは支援金ですね。支援金のほかには何かございますか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

支援金のほかに、見舞金の制度がございます。見舞金につきましては茨城県、それから市に制度がございますが、県の見舞金制度は今回の災害のように国や市の支援金制度が適用となった場合には支給されないということになっておりますので、今回の被害につきましては適用されるというケースはないのではというふうに考えております。

一方、市の見舞金制度でございますけれども、今回の台風被害を受けまして、那珂市災害見舞金等支給要綱の見直しを行いまして、支援金制度の適用の可否にかかわらず支給をするということにいたしました。したがって、住家または非住家が全壊や半壊、または床上浸水と判定された場合、その被災者に対しましては被災状況に応じて災害見舞金を支給をするということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

では、次に、中小企業に対する支援については商工観光課が担当とのことですが、どのような支援がございますか。お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

被害を受けました中小企業に対する主な支援でございますが、市では企業支援コーディネーターが被災状況等を確認いたしまして、再建に向けた相談、各種補助メニューを説明するなど、商工会と連携をいたしまして支援をしているところでございます。

また、国・県等の支援メニューといたしましては、事業継続、再建などについての専門家派遣相談、それから施設の復旧費用など補助制度につきましては、小規模事業者再建支援事業といたしまして持続化補助金、それから資金繰りや金融機関等への返済などの相談につきましては、まず貸付といたしまして、台風第19号特別貸付、それから信用保証制度といたしまして、セーフティーネット4号及び災害関係保証、融資制度といたしまして、台風19号災害マル経などがございます。

これらの支援策につきましては、被災した市町村の商工会、それから商工会議所の主催による説明会を常陸太田市と合同で11月27日に実施をして、中小企業者の皆様に直接説明をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） では、次は被災住宅に対する支援については建築課が担当とのことですが、どのような支援制度がございますか。現在の受け付け件数も含めてお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

被災住宅への補助としましては、災害救助法に基づく国の制度に住宅の応急修理制度がございます。この制度は災害のため住宅が被害を受け、そのままでは居住できない場合に茨城県からの事務委任により市が応急的に必要最小限の修理を行い、居住可能とするための制度でございます。

支援の対象としましては、一部損壊以上の住宅で、市が行う修理費の上限額は一部損壊で30万円、半壊以上で59万5,000円となっております。

また、応急修理の対象範囲でございますが、被災した住宅の屋根、柱、床、外壁、基礎、電気、ガス等の配管、配線や衛生設備等で、緊急に応急修理が必要となる部分が対象となります。なお、被災前には設置されていない便器に、例えば温水洗浄便座を設置するようなグレードアップを伴う応急修理は対象外となっております。

市では10月29日に被災された各戸に制度のチラシを配付して周知を行いました。現在までの受け付け件数でございますが13戸あり、そのうち6戸が修理が完了している状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） それでは次に、農作物被害に対する支援については農政課が担当とのことですが、被害状況も含めて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

本市の農作物の被害でございますが、先ほども申しましたが、ナス、そばで12ヘクタール、116万円ほどの被害を受けてございます。

なお、その支援につきましては、被害により収入減少が生じた場合には国の経営安定対策事業の畑作物の直接支払交付金によりまして補填する制度がございます。県・市の独自の補填制度については現在のところございません。

なお、交付につきましては迅速な交付を行いまして、被災農家を支援してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 各部長、ご説明ありがとうございました。

さまざまな支援があることはわかりました。その上で私の考えを何点か述べさせていただ

きます。

まず、支援の制度はあっても支援の基準を満たさない被害、例えば全壊、大規模半壊については国の支援金の対象になるが、半壊以下は対象にならない。そのため、半壊であれば市が県から2分の1の補助を受けて支援金を支給するとのことであります。見舞金につきましても、県では国や市の支援金制度が適用になった場合は支給されない。被災住宅への応急修理制度についても一部損壊以上の住宅に限られており、つまり床上浸水による被害は対象にならない。市内で27棟が床上浸水以上の被害を受けているにもかかわらず、現時点で13戸しか申請できて、受け付けが13戸というのはそれが現状なのかなというふうに思います。

ここで私が言いたいことは、全壊、大規模半壊、一部損壊、床上浸水等にはそれぞれ判定基準があり、どこかで線が引かれていると思うのですが、その線以上とそれ以下の被害にどれだけの差があるんだろうということでもあります。例えば、一部損壊と床上浸水の判定には1メートル以上かそれ以下かという線があるとして、その場合、床上1メートルと90センチではどれだけ被害の差があるのか。その判定によって支援金等の有無が分かれていいんだろうかということでもあります。

確かに、どこかで線を引かなければならない必要性も理解できますけれども、何と申しますでしょうか、不公平感というか、被災者の現実を思うともどかしさのようなものを感じてしまいます。

そのような中、市は今回の台風被害を受けて那珂市災害見舞金等支給要綱を見直しされた、先ほどご答弁ありましたけれども、支援金制度の適用の可否にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水と判定されれば被災状況に応じて見舞金を支給することにしたということでもありますから、大変ありがたいことだなと評価したいと思います。

また、ありがたいことに那珂市での被災に対する義援金やふるさと納税による寄附も集まってきたとのことでありますから、今後とも被災された全ての方々に対して、わずかであっても行き届くことを私個人としては願っております。

それから、本市における農業被害については先ほどのご答弁、そばが、約12ヘクタールの被害があったとのことですが、本当にそれだけなのかと思います。お聞きいたしましたところ、これについては調査を行った結果とのことでもあります。収入減少が生じた場合は国がそれを補填してくれる制度ですが、調査対象者はあくまでも経営農家、経営農業者であって、かつ今回は冠水による被害があった方とのことでもあります。河川からの冠水ではなく、例えば、おか水で排水溝の水があふれ、野菜がかぶってしまって売り物にならないという方もいらっしゃるのではないかと思います。

今回は稲刈りも済んだ時期であったために水稻の被害はなかったかもしれませんが、もしそのような時期であったとすれば、かなりの面積に被害が及んでしまったかもしれません。しかし、経営農業者でなければ、お金と時間をかけて育てた作物が全滅してしまっても何の支援もない。家で食べるだけつくっているという方であっても収穫ができないということは

収入がないということにもなりますので、とれなかったら今度は自分でどこかで買わなければいけないというダブルパンチであります。それでは余りにもかわいそうじゃないかというように思うわけであります。国の制度を変えるのは難しいでしょうけれども、市としてできることはないのか。もちろん財源の問題もあるでしょうから、わずかな見舞金という形でも結構です。ぜひご支援をお考えいただきたいというふうに思います。

もう一つ、1つの災害でも支援の窓口となる担当課が複数あることがわかりました。社会福祉課、商工観光課、これは商工会も含めてです、建築課、農政課、さらには罹災証明は防災課、家屋の被害調査判定は税務課、健康相談は健康推進課など多くの課が関係しております。市民にとって怖いのはたらい回しにされることなんですが、大きな災害の場合は総合窓口のようなものが必要なのではないかと思えます。

今回の被害は一部の地域が中心であったため、役所から直接地域に出向いて、自治会長さんをはじめ住民の皆様にご説明したり、必要物品を配付されたりしたとのことですので、大変ありがたいことだなと感じました。役所に来てくださるのではなく、可能な限り直接出向いていくという姿勢が必要だと思いますし、それが市の信頼にもつながるものだと思います。

最後に、今回のような洪水被害に関して今後の防止策についてお伺いをいたします。最近よく50年に一度とか100年に一度といった言葉をよく耳にいたしますけれども、今回のような自然災害は、今年あったから50年はないだろうなんて考える人はおりませんよね。今回の台風は海水温度の上昇等の影響により、勢力を増しながら上陸したということですが、昨今の地球の温暖化を考えますと、今後、毎年発生すると考えて備えておかなければいけないのかなと思います。

そこで、市としての今後の対策について、方針や考え方をお伺いするところだったんですが、先ほど来の質問にも対してご答弁がございました。国・県、流域市町村で構成する久慈川・那珂川流域における減災対策協議会というのが設置され、今後、協力して減災対策を進めていくと。そして国の関係機関への要望活動を県及び近隣市町村と連携しながら引き続き行っていくというようなご答弁がございました。

しかし、11月21日の茨城新聞にこういう記事がありました。「河川管理、国と県で溝」という大きい大見出しで、「予算、整備に差、水系一貫を望む声。国管理、県管理と分かれ過ぎている、支流への配慮がない、県だけでは手に負えない」、「台風19号上陸から1カ月が過ぎて開かれた久慈川・那珂川流域減災対策協議会の会議では、地方から国への不満が噴出し、水系一貫で抜本的な河川整備を望む声が相次いだ。河川管理や復旧をめぐる国と県の壁が本流に限らず支流でも多発した氾濫によって露呈した」というふうに出ております。

こういうことを考えますと、その協議会で検討していきますよ、対策練ってきますよとはおっしゃっているんですが、なかなか進まないんじゃないかなというのが実際のところじゃないのかなと私は心配になります。

それと、先ほど部長のほうから別の方への答弁の中で、これからその防止策として、さま

ざまな災害を想定して、必要な資機材を備蓄して備えておきたいというようなご答弁がございましたが、ちなみに必要な資機材というのはどんなものなのでしょうか。わかりますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 食料などは当然のことながら、その避難所等で使用する、例えば今回かたい床で大変くつろげなかったというお話もありますので、マットまたは段ボールベッドというようなそのような形のものを備えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 確かに必要ですね。必要ですが、防止策というよりも、それは避難所の環境改善といったことなのかなというふうに思いますけれども。

被災して以降、先崎市長におかれましても、国や県などへの陳情とか、近隣各首長さんとの情報・意見交換など、毎日を忙しく本当に駆け回っていらっしゃるの承知しておりますけれども、本当に来年、いや、またあす起きるかもしれない災害に、今回の再検証も踏まえて備えていただきたいということを切にお願い申し上げて、この項の質問を終わりにしたいと思います。

それでは、次の質問事項、公共交通についてお伺いしてまいります。

議長にお許しをいただきまして、皆様にひまわりタクシーと、ひまわりバスの利用状況表をお配りしております。

まず、ひまわりタクシー、乗り合わせのデマンド型タクシーです、についてですけれども、私が以前から要望していたひまわりタクシーの水戸市への運行乗り入れが本年4月から始まりましたが、水戸市まで運行することによってどのような変化があったのか。配付資料の利用状況から見て、市ではどのような分析をされているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

全体としては、まず利用者が格段に増加したということが言えます。平成30年度の同時期と比較しますと、市内運行のみでも月平均で約320人の増加があり、ひまわりタクシーの増便、増台等もあり、利用者が増加しています。それに加えて水戸市便の運行ですが、10月までに約1,000人の方にご利用いただいております。月平均すると約140人の方にご利用いただいている計算になります。

これらの利用者が増加している傾向は、ひまわりタクシーの水戸市の域外運行ばかりでなく、市内利用者も増加していることから、高齢化社会の進行や運転免許返納者に対する助成制度の実施、さらにはひまわりタクシーの認知度の向上や利便性が認められつつあり、交通弱者に対して効果的な施策になっているというふうに分析をしているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 効果的な施策になっているというように考えているということであります。

しかしながら、私は一歩前進とはいえ、これだけでは満足いたしません。といいますのは、往路の利用状況を見ますと、水戸京成百貨店でおりられる方よりも水戸駅まで行かれる方が多いのですが、水戸駅に用事があるとは思えませんから、さらに水戸駅から電車、バス等に乗りにかえて別の場所、目的地に移動されているのではないかと考えるのですが、市では、利用者がどこへ、どういう目的で利用されているのか把握されていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

本年4月からスタートした水戸市への運行ですが、タクシー運行事業者のご協力をいただきまして、車内において利用者アンケートを実施しております。リピーターも多いため、同一人による回答も含まれているとは思われますが、10月中旬までに258名の方からご回答をいただいております。

その結果では、病院への通院が47%、お買い物という方が22%、その他が31%という結果になっており、利用者の半数以上が病院への通院のためというふうにご利用をいただいているところでございます。病院の内訳まではアンケートでの解答項目には設置してございませんでしたが、タクシーの運転手から聞き取りをさせていただいたところ、水戸協同病院、水戸赤十字病院、水戸医療センターが多いというようなことで返事をいただいているところでございます。また、買い物先は当然でございますけれども水戸京成百貨店ということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） アンケート調査の結果、利用者の約半数が病院への通院のために利用されているというようであります。私の予想通りの結果であります。

一方、水戸京成百貨店でおりた方はお買い物目的なのかなとも思いますが、私はそこからバスで双葉台の済生会病院に行かれているような方も相当数いるのではないかなというように考えております。

ひまわりタクシーは運行時間や1日の便数が決められておりますが、病院の開院時間などを考慮いたしますと、朝7時の便も必要なのではないかなというふうに思いますが、今回の見直しで何か変更されましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

まず、4月からのひまわりタクシーの運行見直しの内容についてお答えいたします。

4台体制だったタクシー車両を6台体制に増台しました。また、8時から16時までの運行

時間を17時までには延長するとともに、今までなかった12時便を加え、1日8便体制から10便体制に変更しております。

さらに、土曜日に病院が営業していることから、平日運行から土曜日の運行も開始するとともに、水戸市への運行をスタートという見直しを実施しております。

これらの見直しにつきましては、公共交通アンケートの結果や利用者のご意見、市障害児者自立支援協議会からの要望などを反映したものでありますが、議員ご指摘の午前7時便の運行についてはご意見等はありませんでした。

なお、先ほど答弁しました水戸市便の車内において実施したアンケートでは、今回見直しをした運行サービス内容について不満があると回答した方はほとんどおらず、満足をしているという結果を得ているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 利用者の約半数の方は病院が目的地であることを考慮して、台数を4台から6台へ、朝7時発の便はないものの、便数も8便から10便にふやし、土曜日も運行を始めたとのことで本当にありがたいことだと思います。しかしながら、デマンドタクシーそのものの導入目的は交通弱者対策だと私は思っておりますから、やはり目的地までドア・ツー・ドアで行けるのが魅力であり、理想ではないでしょうか。つまり、一つでも多くの総合病院まで乗りかえ等の時間を考えますと、多少回り道をしてでも直接病院まで乗り入れることができれば利用者はもっとふえるのではないかと、真の交通弱者対策と言えるのではないのでしょうか。

まだ水戸市への運行を開始して1年も経過しておりませんので、すぐにどうのというのは無理かもしれませんが、今後も引き続き関係機関と協議を続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、私は水戸市への乗り入れとあわせて、ひたちなか市や東海村など隣接市町村への乗り入れも要望してきました。その理由も同様で、例えば、ひたちなか市の日製総合病院等へ通院されている方も多いためです。

その後、他市町村への運行拡大の検討はされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

ひまわりタクシーの水戸市への乗り入れにつきましては、公共交通アンケートや利用者への声を反映させるとともに、県央地域定住自立圏共生ビジョンに掲げられた持続性のある公共交通として、域外運行を検討するといった目標に対して市民の利便性の向上を図るべく、早期の実現がかなったものであります。

先ほどのタクシー車内でのアンケートにおいても満足度が高いという結果が得られていることや、現在水戸市への利用が伸びている状況を鑑みても、今後運行エリアを拡大し、乗降

場所をふやしていくことは、市民の利便性の向上に直結するものと考えているところでございます。

現在の状況としましては、水戸市への乗り入れの状況を注視している段階にございますが、それと同時にひまわりタクシーの運行事業者と協議を行い、エリアの拡大、乗降場所の追加などの可能性を探っている状況にあります。

今後も交通弱者が安心・安全な市民生活を営むことができるよう、他市町村への乗り入れも含め、また、先ほどご指摘をいただいた運行時間の変更も含め、協議、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 運行拡大や乗降場所をふやすことが市民の利便性の向上に直結するというご認識はあるようですので安心いたしました。今後ともよろしく願いしたいと思います。

次に、ひまわりバス、市内循環のコミュニティバスについてお伺いしてまいります。

ある市民の方から、これは多分高齢者だと思えるんですけども、私宛てにお手紙が届きました。その文面を一部ご紹介させていただきます。

瓜連方面からひたちなか市の近くまで100円で乗れるバスが今走っています。そのバスの運転手さんからの話で、このバスは来年の3月で終わってしまうそうです。このバスの運行が終わってしまうと私にとってはとても不便になり、今後の移動手段を考えても切実な問題です。お客さんも少なく、市の財政を考えると大変なことはわかりますが、このまま何もしないで終わってしまうのが残念であり、せつないです。利用者同士の会話はとても楽しく、みんなうれしそうです。このようなお手紙です。

まず、このお手紙のとおり、ひまわりバスが今年度いっぱい運行を休止するのは事実でしょうか、とお伺いするつもりだったんですが、午前中の質問にご答弁され、利用者の少なさ、それに伴う収支率6%という低さ、公平性に欠ける、バス車両の老朽化等によって、現行と同じ形態で運行を継続することは財政的にも困難と判断し、運行休止を決定したというご答弁がございましたので再度のご答弁は求めませんが、今回のご説明だけでなく、以前から議会といたしましても、ひまわりバスからひまわりタクシーに移行していくというご説明はこれまでも受けておりましたから、私はいたし方ないのかなと思いますけれども、市民からこういう手書きのお手紙を頂戴し、どういう思いで書かれたんだろうと想像すると涙が出てきてしまいます。ですから、この方にとっては切実な問題であるということを私は市民の代弁者としてお伝えする次第であります。

では、休止することによって、これまでの利用者には不便を来すことになると思いますが、どのようにフォローしていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

まずは、市広報紙に記事を掲載するとともに、ひまわりバス車内に休止の旨の案内をポスターを掲示したり、また市のホームページやフェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用し、さまざまな媒体を通して市民に対して周知を図ってまいります。

しかしながら、利用者のほとんどが高齢者ということがありまして、SNS等々では目が触れないというような可能性もあることから、市職員がバス車内に直接乗り込んで利用者に一人一人に説明をして回るということを考えております。さらにその場でタクシー、ひまわりタクシーの登録の案内もして、可能であれば登録を促していきたいというように考えております。

ひまわりタクシーは、日ごろから乗りなれている方からは高い評価と満足をいただいておりますが、タクシーを利用するには登録することと、予約の電話をするというちょっとした煩わしさが伴うため、その説明を一人一人丁寧に対応しながらひまわりタクシーへの移行を進めてまいりたいと考えております。

なお、市としましては出前講座のメニューとして、ひまわりタクシーの説明に加え、その場で登録をできる機会を用意してございます。高齢者が集まるような場や高齢者の福祉施設などに出向いていって、ひまわりタクシーの利便性の説明や利用に当たっての不安な点のご質問等を受けたり、ひいてはその場で登録を受け付けたりさせていただきますので、ぜひご利用をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 先ほどのお手紙の方にとっては便利とか不便とかだけではなく、金銭的な負担ももしかしてあるのかなというふうにも思います。いずれにいたしましてもご答弁の中にもございましたように、周知媒体だけでなく、職員が実際にバスに乗って説明するというのは大事なことだと思います。大変でしょうけれども、ご理解をいただけるよう誠意を持って対応していただきたいというように思います。

なお、お手紙の方に対しては、私からもきちんと同様にお伝えしてまいりたいと思います。

それから、ただいまのご答弁にもございましたけれども、ひまわりバスの利用者の大半は高齢者であろうと思いますが、ひまわりタクシーを利用するには登録とか、予約とか、ひまわりバスにはなかったさまざまな煩わしさもございます。本当にスムーズにひまわりタクシーに移行できるのか困難だと思います。

また、JR後台駅から那珂高校、水戸農業高校、茨城女子短期大学への通学にひまわりバスを利用している学生さんもお伺いしました。これも影響があるのではないかなど、新たな交通弱者を生んでしまうのではないかと心配ですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

自家用車やバイクなどを運転する場合、ご自身の都合で自由にどこにでも運転して移動す

ることができますが、ひまわりタクシーを含め、公共交通機関を利用する場合にはご自身の都合を公共交通機関の運行時間に合わせる必要があります。これは高齢者に限ったことではなく、私たちがバスや電車を利用する際も同様ですが、車で自由に移動できることと比較しますと相当面倒ではないかというようには承知しておるところでございます。

これまでひまわりバスをご利用されていた方につきましては、ご自身の都合に合うように逆算してひまわりバスに乗り、用事を済まされてきたことと思いますので、ひまわりタクシーも同様にご利用いただくことは十分に可能だと考えております。ただ、先ほどもご答弁いたしました、登録と予約の煩わしさが、まだ利用したことがない不安によりひまわりタクシーを敬遠する方もいらっしゃると思いますので、一人一人丁寧に対応し、理解を深めていただき、限りなくひまわりタクシーへの移行を進めてまいりたいと考えております。

なお、後台駅から那珂高校、水農、茨城短大、こちらで利用者がいる方も事実でございます。特に雨の日は利用されているという状況を把握してございます。こちらにつきましては、現行の路線バスでも通学と帰宅の時間帯に1便ずつ路線バスがありますので、そちらの利用を促してまいりたいということと、また、晴れている日はその方々というのは歩いて、もしくは自転車で学校に通っているという状況を考えると、即その方々が交通弱者になるということとは考えにくいというふうに思っているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

役所としての考え方も当然ですけれども、まずは第一に利用者の立場になって考えてみるのが大事だと思いますので、今後もさらによりしくお願い申し上げたいと思います。

以上で、この項の質問を終わりにいたします。

では、最後の質問事項、那珂核融合研究所についてに移ります。

那珂核融合研究所が世界に誇るJ-T-60SAが来春には実験を開始する見込みであり、世界各国のさまざまな立場の研究者が訪れてくると考えられております。これら研究者の方々は一定期間那珂研究所に滞在されると思いますが、それに伴い、那珂市内に宿泊などで滞在できれば関係人口の増加や経済への効果など、地域の活性化に結びつくのではないかと思います。

ご承知のとおり、市内にはこれといった宿泊施設はございませんが、私の自宅周辺には、研究所の所有か借り上げかは詳しくは存じませんが、国際住宅と呼ばれた一戸建ての住宅が20軒ほどでしょうか、今でも残っております。以前は多くの外国人研究者がご家族でお住まいになっておられ、周辺はいつもにぎやかで、時にはホームパーティーなどに招待されたこともございました。今では外国の研究者のお姿はたまに数名見かける程度で寂しくなっており、原研の職員さんであろう日本の方がそのうち何軒かに入居をされているようです。

そのような中、研究所の関係者から、今後は外国の研究者だけでなく、全国の大学からも多くの学生さんが勉強にやってくるというお話を伺いました。そうなりますと年単位での滞

在も考えられ、学生寮のようなものも必要になるのかもしれないというようにおっしゃって
おりました。先ほども申し上げたように、学生であっても市内に宿泊することになれば経済
効果も大きいと思われますし、町の活性化にもつながりますので、今後、具体的な話になっ
てきた際には研究所に対してそのような施設を市内に建設、あるいは借り上げし、研究者や
学生たちが那珂市にとどまるような働きかけをしてはどうかというように思いますがいかが
でしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

世界各国の方々や世代を超えた研究者、学生などが那珂市に滞在されることは、議員ご指
摘のとおり大きなチャンスであると考えているところでございます。

まずは、那珂核融合研究所に対して事実確認、もしくは計画の具体性等々を確認し、情報
共有を図りながら、学生寮などの宿泊場所や生活拠点の確保などが新たに必要な場合には、
那珂研究所に対して市内での確保について積極的に働きかけをしてまいりたいというふうに
考えてございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） そうですね、まずは確認をしっかりといただいた上で、今後は情
報を提供いただけるようお願いしていただきたいと思います。

決してほかの市町村に先を越されることのないよう、くれぐれもよろしくお願いいたしま
す。そういう意味では、一般公開されているこの質問はしなかったほうがよかったのかもしれ
ませんが、とはいえ、研究所が所在する自治体ですから、その強みはあるはずだと考えて
おります。

この件に関しましては、先崎市長のトップセールスも必要不可欠だと思いますので、市長
もよろしくお願い申し上げたいと思います。

私からの質問は以上となりますが、先崎市長、今回、特別質問はいたしませんでしたけれ
ども、今回の私からの一般質問に対して何かこれだけは言っておきたいというようなことが
ございましたらご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。なければ結構です。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 今回の台風19号に関して、それぞれの議員さんからいろんな質問をい
ただきました。市としても精いっぱいこれから努力を続けていきたい。国・県に対して
も国土交通省、あるいは梶山大臣等も訪ねまわしていろいろ要望してきました。先ほどの国と
県の壁というのは、久慈川で言えば、ある会議に行ったらば太子さんが来ていなかった。何
で太子が来ていないんだ。あそこは県管轄なんです。だから呼ばなかった、国交省が。それ
はおかしい、会議の中できちんと言いました。そういうことも、おかしいと思ったことはど
んどん言っていきます。国は多分是正してくれると思います。そんなことも含めてこれから
も精いっぱいやっていきたいと思っております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

私の一般質問は以上です。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告4番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時50分といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時51分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（君嶋寿男君） 通告5番、富山 豪議員。

質問事項 1. 避難所の運営について。2. 防犯カメラの設置状況について。3. ドローンの導入について。4. 地域おこし協力隊について。5. 国道118号四車線化に併せ地域活性化対策について。6. 耕作放棄地や私有地の原野化対策について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔6番 富山 豪君 登壇〕

○6番（富山 豪君） 議席番号6番、富山 豪。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

議員活動任期4年の最後の質問となります。今まで行ってまいりました質問のその後を中心に伺っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、現在デジタル化に移行途中であります防災無線について伺います。

昨今の報道で数十年に一度の大雨、記録的な大雨など、恐ろしい言葉を耳にすることが確実にふえてきていると感じております。事実、9月には台風15号が千葉県を直撃し、記録的な風雨により大変な被害をもたらしました。台風の直接的な被害に加えて、大規模な長期化した停電に住民の方々が大変にご苦労されました。そして、10月には超大型な猛烈な勢力を持ちました台風19号が東日本を襲い、広範囲に河川の氾濫等、甚大な被害をもたらしました。

本市においても、皆様方もご存じのとおり、人的被害はなかったものの家屋の浸水被害、農地等が冠水し、農作物への被害がありました。現在もご苦労されている方が大勢おられます。被災、被害に遭われました皆様にはこの場ではありますが、心よりお見舞い申し上げます。

す。

このような重大な災害時、まずもって一番重要なことは命を守ることが言うまでもなく最優先であります。その命を守るための避難を開始する際、情報を得るために大きな役割を果たすのが防災無線だと考えます。現在、先ほども申したとおりアナログ式からデジタル式へ移行工事を実施しておりますが、今回の台風19号の際、トラブル、ふぐあいなどなく運用ができたのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

市といたしましても、災害時において、住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に伝えることが重要であると考えております。

また、市では現在、防災行政無線のアナログ方式からデジタル方式への移行作業を行っているところでございます。屋外スピーカーの交換及び戸別受信機の設置、交換を順次進めているところでございますが、今回の台風19号におきまして、ふぐあい等なく運用されたものとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） ふぐあいはないとのことで、大変安心いたしました。ちょうどアナログからデジタルへ移行時期の最中に重なりましたもので、トラブルのほどを心配いたしました。まだ移行工事の途中であります。迅速かつスムーズな移行工事をこれからもどうぞよろしくお願いいたします。

次に、その防災無線での自主避難、避難勧告、避難指示等の呼びかけにより、たくさんの市民の皆さんが市内計5カ所の避難所に避難されました。その際、避難なされた方々の中には河川付近に居住している方もたくさんおられました。その方の中に、お気持ちは察するところではありますが、どうしても河川の水位が気になってしまい、指示解除前の大変危険な状況の中、確認をするため戻ってしまうというお話を伺いました。せっかく無事に避難ができているのに大変残念であります。

そこで、当時避難所において河川の水位等の情報提供をしておられたのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

大変申しわけございませんが、今回の台風19号において、避難所で河川情報などの提供はしておりませんでした。

後日、避難された方々の中からも河川情報の提供をしたらどうかというご意見をいただきましたので、今後は避難所での掲示物などによりまして情報を提供してまいりたいと、思うところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 私も当時、消防団で久慈川流域の水位、堤防の警戒に当たっておりました。その際、30分から1時間の間に対策本部におられます消防団長に現状の報告を入れていました。このような災害時、情報は錯綜いたします。信頼に欠けます情報は避難される方々を不安にします。正確な情報は対策本部に入っていると思いますので、今後このような災害時、速やかに正確な情報の提供のほどをよろしくお願いいたします。

次の質問ですが、前回の定例会一般質問で動物愛護について伺いました。その際、質問の中、抜けてしまいました質問でありました。今回の避難所開設に当たりまして、ペット等の避難はどのように対処なされたのかと伺う予定でありましたが、先ほど古川議員より似た趣旨の質問がありましたので、答弁はいただかなくて結構です。

茨城県は東日本大震災後、同行避難のモデルケースを目指し、繰り返し会議を行っていたと聞いております。今回の台風時、他市町村の方の話ではありますが、知り合いやペットホテルに預けた話も伺いました。それぞれ自治体に温度差があると感じております。

本市においては、施設外に場所を設けて対処なされたとのことでよかったと思いますが、何しろ今回の場合はあの暴風雨でございます。先ほど古川議員よりありましたとおり、場所の選定にも臨機応変に配慮していただきますようよろしくお願いいたします。

次の質問ですが、今回の台風19号では茨城県でも広範囲にわたり大変な被害に見舞われました。近隣市町村では被災者の方々に迅速に相談窓口を開設なされたと聞いておりますが、本市においては被災者への相談窓口、どのようになっていたのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

本市におきましては、今回の台風19号での被災範囲が限られた区域だったため、職員が直接現地に伺い、そして災害に遭われた方々へ個別に支援制度等の説明を行ったところでございます。

そのほかにも地区公民館で説明会を開催し、被災者の状況に応じた相談、対応をしていることから、近隣の自治体と同様な窓口は開設しなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 個別に直接行っておられるとのことで、よりきめ細やかに対処なされているのだと思います。

ただ、これは私個人的な思いかもしれませんが、市役所、行政という仕事は往々にして課をまたいでしまうことが多いと思われまます。今回の場合、被災なされた方々に長期にわたり支援や相談が必要だと感じております。どうぞ本市におかれましては、被災なされた方々が面倒、負担に感じぬよう、総合的な対処、対応のほどを今後もよろしくお願いいたします。

次に、防犯カメラの設置状況について伺います。

防犯カメラについては、平成29年第2回定例会においても質問させていただきましたが、昨今の報道等でもそうありますが、安心・安全なまちづくりにおいては大変重要であり、犯罪が複雑化、多様化する現代社会において必要不可欠であると再認識しての、重ねての質問となりました。

平成29年の質問の中で、設置台数は何台あるのかと尋ねさせていただきましたが、当時の回答で46施設、206台を設置、運用しているとのことでしたが、現在の設置、運用台数を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

本年11月現在の数字でございますが、42施設、市内42施設のほか駅周辺と、合計216台となっているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 管理する公共施設の数が幼稚園などの統廃合などにより少なくなったことが設置施設数の減少になったのかと思われますが、設置台数がふえてきているようで率直によかったと思います。

現在、市内の駅周辺や公共施設等を中心に防犯カメラの設置を進めていただいておりますが、犯罪抑止、早期解決等のさまざまな観点から見ても、増設、設置は重要と考えますが、市内の出入り口となります幹線道路沿いやその交差点付近などに設置する予定などはあるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

防犯カメラの設置につきましては、平成29年度より実施しているところでございます。設置場所については那珂警察署と協議しながら、水郡線の駅周辺など不特定多数の人が利用する場所へ設置してまいりました。

今後は、犯罪の抑制、交通事故や路上犯罪などの防止、早期解決につながる場所への設置も含めて那珂警察署と協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 先ほども申したとおり、防犯監視カメラの設置は多様化、複雑化してきております犯罪に大変に重要な役割を果たしています。また、その防犯カメラを設置する場所によっては、果たす役割や効果がさまざまに変わってまいります。限りある予算での増設、設置であることを理解いたしますが、ただいまの答弁にありましてとおり、那珂警察署を含めました関係部署とさまざまな協議をしていただきまして、最大限の効果が得られる設置ができますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、無人航空機ドローンの導入、運用について伺います。

コンパクトであり、なおかつフットワークの軽さから、さまざまな利活用が期待されております無人航空機ドローン。大規模災害時の被災状況の把握や救助活動、また復興を目的とした状況把握等に向けて、現在、多くの自治体が導入、運用、また関連会社との協定締結を積極的に推進しているところであります。

私のほうからも平成30年第1回定例会におきまして、さまざまな利点をお話しさせていただきまして、導入の検討をお願いしてまいりました。そのときいただきました答弁は、既に導入済みの自治体についてはいずれも山岳や山林を有していたり、海や湖に面しているといった、那珂市とは地理的条件が異なる点がありますので、今後、慎重に判断していきたいという答弁でありました。

その後、平成31年第1回定例会において、古川議員の一般質問の答弁により、購入すると伺いました。そこで、ドローン導入までの経緯、どのような運用を考えておられるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

ドローンにつきましては、万が一の緊急時、万が一において市内の状況を確認できるものとして防災行政無線事業、先ほど議員からご質問のあった防災行政無線の整備事業で購入することになりました。今年度、ドローン操作講習会におきまして、防災課職員1名、消防署職員2名が受講いたしまして、令和2年4月からの運用開始に備えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 前回質問当時の認識の違いが解消されまして、現在、既に来年4月の運用に向けて準備段階であるとの答弁、大変うれしく思います。

このドローンですが、防災活用はもちろんですが、農業での空中散布や橋梁などのインフラ点検、軽量物資の運搬など、さまざまな利活用が期待される資機材であります。ですから、防災に特化したドローン運用ではちょっともったいなく感じています。例えば、静峰ふるさと公園の八重桜まつりなど、ライトアップした公園を空撮したり、その映像をホームページやSNSなどに情報発信し、那珂市を紹介すればシティプロモーションにつながるとは思います。緊急時以外の運用をどのように考えておられるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

現時点では、緊急時に消防本部と連携した活用を中心に考えておるところでございます。

ドローンを飛行させるためには、航空法を遵守することはもちろんのこと、操作技術の習得も必要となってまいります。

議員ご質問のイベント時での活用につきましては、多くの人が集まる場所での飛行は制限

が多く、高度な操作技術も必要となつてまいります。そのため、現在は操縦者の育成を優先と考え、操作講習へ一人でも多くの職員を派遣し、知識と技術を習得させることで将来的に多くの分野で活用できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） まずは緊急時での活用が第一である。十分に理解いたしますが、ですが何度も言うとおりの、これだけさまざまな利活用が期待できる資機材であります。防災だけに特化させてしまうのは非常にもったいないと感じてしまいます。どうぞこれから、先ほどの答弁の中にありましたとおり、多くの職員の皆さんが知識と技術を養っていただきまして、より多くの分野で活用できますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問は、地域おこし協力隊について伺います。

この質問は、本年の6月の定例会において、導入検討の旨を質問させていただきました。皆様方もご存じだと思いますが、地域おこし協力隊とは人口減少や高齢化が著しい地方において、地域以外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住、定着を図ることで、意欲ある住民ニーズに応えながら地域力の維持及びその強化を図っていくことを目的としました総務省が管轄する制度であります。要するに、地域以外の新たな人材を迎えることによりまして、斬新なアイデア、視点で地域を元気にしようという制度であります。

当時いただきました答弁では、市長が掲げます那珂ビジョンにおいても、地域活力を呼び起こす一環とし、地域おこし協力隊を位置づけ、制度導入に向けた調査、研究を本年度より全庁的に進めていると、非常に前向きな答弁をいただきました。

そこですが、まだ直近の質問ではありますが、現状、どのような取り組みを行っておられるのか、できるだけ具体的な取り組み状況を確認の意味を込めまして伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、来年4月からの導入に向け、11月から募集活動を開始したところでございます。募集人員は3名で、現在募集している活動テーマについては2つございます。

1つ目が、アグリビジネス活性化プロジェクトと題しまして、新たな流通システムづくりや6次産業化等の推進により、地元農産物の需要拡大を図り、食と農の連携による地域の活性化を目指す活動でございます。

具体例を申し上げますと、農業の活性化につながる活動の企画、運営。農産物のおいしさ等、農業の魅力のPR活動。みずからも農業技術の習得に努めていただき、農業現場の課題、ニーズを把握して農業振興に関する提案を行うなどでございます。

2つ目のテーマは、パークビジネス活性化プロジェクトと題しまして、静峰ふるさと公園

で定期的な集客イベント開催し、誘客プロモーションを強化し、四季を通じてにぎわいのあふれる公園を目指す活動でございます。

具体例としましては、アウトドア体験やアクティビティ、集客イベントの企画、運営、PR活動、観光誘客につなげる地域の魅力発掘と観光プロモーション活動、モデルツアーの造成による誘客促進活動などが考えられます。

この2つの活動については、第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけるプロジェクトと連携して取り組んでいく予定となっております。

また、まだ募集には至っておりませんが、3番目のテーマとしましては、地域活性化プロジェクトと題しまして、地区まちづくり委員会を対象とし、地域おこし協力隊の「よそのもの」「わかもの」の斬新な発想で、市民や団体が主体となった地域の活性化に資する活動について検討を進めており、現在、地区まちづくり委員会単位で事業概要の説明会を開催している最中でございます。

さらに、現在の状況でございますが、一般社団法人移住・交流推進機構や認定NPO法人ふるさと回帰支援センター、また転職や移住に関する民間のマッチングサイトから情報を発信するとともに、11月17日には総務省主催の「移住&地域との関わり創出フェア」という催しがありまして、そこに那珂市のブースを出展し、その際12名の方に相談に来ていただいております。そのうちの3名が現地那珂市に来ていただいて、現場等を見に来て、見ていただいている状況でございます。

今後、引き続き東京圏でのセミナーの開催や現地見学会を実施し、締め切りが2月21日という設定をしてございますけれども、その締め切りまでに募集人員以上の応募があるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 大変わかりやすい具体的な答弁ありがとうございました。

その答弁にありました現在の状況ですが、先月から募集を開始、来年4月より活動開始であるとのこと。大変スピード感を持って取り組んでおられること、大変にうれしく思います。

そして、3つのプロジェクトを柱としてさまざまな取り組みを予定しているようで、非常に楽しみなことであります。

ただ、ちょっと心配な点は、12名の方が相談、そのうちの3人が現地にきていただいて相談をしたということで、まだちょっと周知が足りていないのかなとも思います。まだスタート段階にあって、このような状況は仕方ないのかもしれませんが、答弁にありましたとおり、各地でのセミナー、現地見学会に加え、さらなるPR周知を頑張っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、耕作放棄地と私有地の原野化対策について伺います。

この私有地は、那珂市が有しております土地ではなく、個人が有する私のほうの土地とさせていただきます。分かりづらいので一言説明させていただきます。

耕作放棄地の現状については、先ほどの質問同様、本年第2回の定例会において、農業を取り巻く環境の中で質問させていただきました。その中で本市の耕作放棄地も大変に深刻な状況にありますので、その解消をお願いしてまいりました。

そのときにいただきました答弁は、人・農地プランによる効率かつ安定的な農業経営を営む方に対しまして、農地中間管理事業などにより農地の集積、集約化を進めてその解消に当たるとのお答えをいただきました。これに関しましてはそのとおりだと思います。できるだけスムーズに、かつスピード感を持ちまして進めていただきたいと思います。

今回は、その管理について伺います。現在、那珂市内におきましても畑や水田などで草などが生い茂りました、いわゆる管理不全となりました農地を見ることがあります。隣の土地にその草が倒れたりしてご近所トラブルになっている話も伺っております。そこで、このような管理不全となりました耕作放棄地適正管理をどのように考えておられるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 実君） お答えいたします。

市街化調整区域の農地につきましては、雑草が生い茂っている等との苦情、お知らせがあった場合、現地を調査しまして、農地の適正管理のお願いの文書を農地の所有者に通知しております。

また、通知が届いてもご自身で草刈り等ができない方もいらっしゃると思いますので、あわせまして那珂市シルバー人材センターをご紹介します。

以上になります。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 行政としましては、シルバー人材センターの紹介まで添えてきちんと対処なされているということですが、所有者の方にそれを実行してもらうのは、現状の管理不全の耕作放棄地を見ますとなかなか容易ではないのかなと思われれます。

続いては、空き地となりました私有地について伺います。

本市においても、特に農村地域でふえてきているように感じております。乾燥するこの季節、民家と隣接しました空き地が管理不全では火災が心配となります。また、道路に面した土地であれば、ゴミなどの不法投棄などが容易であります。ですから、これら防災・防犯の観点から見ましても、空き地となりました私有地の適正管理はとても大事だと考えますが、どのように指導なされているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

空き地の適正管理につきましては、那珂市空き地管理条例に基づき指導を行っているところでございます。

苦情があった場合は現地調査で現状把握を行い、市内に住所がある所有者の方につきましては、電話や訪問により直接指導を行っているところでございます。また、お会いできない方や市外の所有者につきましては、段階に応じて文書による勧告、措置命令を行っているところでございます。

また、高齢者の方や遠方に居住している方などのそのような理由で適正管理ができない方に関しましては、申し出により業者をあっせんするなどの対応をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 那珂市空き地管理条例に基づいて、段階に応じて指導、勧告、措置命令を行うとのことですが、先ほどの農地に比べますと条例でもありますので、効力が強いのかなと思われませんが、仮に行政指導を受けても改善が見られないとき、どのような処置、処遇となるか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

現在の空き地管理条例でございますが、改善が見られない場合の罰則規定は現在のところございません。ただし、ここ数年の状況でございますが、空き地に関しては指導勧告の段階で全て対応していただいておりますので、今のところ問題なく進んでいるところというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 農地における管理不全の耕作放棄地も、私有地における管理不全の空き地も、現在の人口減少や少子高齢化などの社会情勢を鑑みますと、空き家問題同様、ますます増加することが容易に考えられます。現在、本市においては指導勧告の段階で応じてもらえているようなので、早急な必要性から見れば今のところないのかもしれませんが、いずれ、それほど遠くない将来、代執行を含めまして条例の権限を強めなければならないときが来るのではないかと感じております。といえども、この問題を解消するには、まだまだたくさんの議論が必要だとも考えております。ですから、今回は問題を提起させていただきまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

次に、国道118号線の四車線化について伺います。

この質問も以前質問させていただきましたが、今回は国道118号線が4車線化することにより地域活性化にどうつなげていくのかを伺います。

現在、国道118号線は4車線化に向けて着々と工事が進んでおります。その中で、その沿線にありました既存の飲食店や商業施設が数店舗ではありますがこの機会に廃業されております。道路の位置づけは、まずもっては渋滞緩和などの利便性の向上にあると理解いたしま

す。また、それにより活力ある地域になることが今回の目的であろうと考えています。が、沿線より商業施設が消えてしまうと果たしてどうなのかとすら考えてしまいます。

そこで、既存の商業活動の廃業防止策について本市の考え、また商工会などの連携はあるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

市としましては、これといった廃業防止の対策はございませんが、これからも瓜連地域におきまして商業活動を継続して行おうという、そういう意欲のある事業者様に対しましては、企業支援コーディネーターによりまして事業者に寄り添った相談に応じるとともに、商工会、関係機関との連携を図りながら、今後も継続的な支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 廃業防止策、ないとのお答え、まことに残念ですが、確かに民間のお話でありますから、どこまで行政がかかわれるかというのもまことに問題ですが、そこも。そこには年齢的なものであったり、採算性の問題であったり、廃業する理由はさまざまあるのかもしれない。ですから、なかなか難しい問題とも理解いたします。

ですが、先ほども申したとおり、沿線の商業活動は地域の活力に非常に重要な要素であると感じております。ですので、これからも関係機関とさらに連携を強化していただき、今以上にきめ細やかな対応をどうぞよろしくお願いいたします。

最後の質問ですが、国道118号線が4車線化することも大変重要ですが、それに加え、平野杉本線が開通となれば人や土地の動きも活発となり、さらなる地域活力が生まれると期待しております。

そこで、商業施設の誘致も施策の一つであると思われませんが、商業施設誘致推進に向けた土地の利活用、どのように考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

国道118号線の4車線化に伴い、県北地域の玄関口である那珂インターチェンジから瓜連地区、常陸大宮、大子方面に向かう交流人口の増加などが見込まれることは、地域の活性化を図る上では大変重要なことだと考えております。

ただし、市は残念ながら当該地周辺において地域振興に利活用可能な土地を有しておりません。市が直接事業者を誘致することはなかなか難しいことだと考えておりますので、民間事業者による開発に期待せざるを得ないというのが現状でございます。

よって、市としましては、民間事業者による開発の機運が高まり、交流人口の増加など、市や地域にとってメリットがあるような具体的な計画が表面化した際には、円滑な進出を促

すために、可能な限り積極的な支援を図ってまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 国道118号線の沿線開発は、地域に暮らす方々にとりまして大変重要な事柄であります。今の前向きな答弁、大変うれしく思いますとともに、ぜひとも可能な限りの積極的支援をどうぞよろしくお願いいたします。

今国会において、改正地域再生法が可決、成立いたしました。この法律は、都市郊外で造成されました一戸建て中心の住宅団地で土地利用の規制緩和を図り、今まで店舗や福祉施設、オフィスなどの設置の際に必要な行政手続などが地元市町村や住民、企業などがつくる協議会が団地再生の事業計画をつくれば、多くの行政手続を省略でき、また、農地が多く、開発が制限される市街化調整区域の規制緩和を盛り込んだとされています。国もようやく地方の実情をわかっていただきましたと、率直によかったと感じております。つい先日の新聞報道で目にただけでありますので、詳しい内容はまだわかりませんが、高齢化が深刻にある団地では大変に有効であるのではないかと感じました。

私が住む瓜連地区にあります平野地区もこれに当たると思われます。高齢化が進み、買い物等に不便を来している方が大勢おられます。ぜひともこのような法律を駆使しましての積極的な支援を重ねてお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告5番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時45分といたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 筒 井 かよ子 君

○議長（君嶋寿男君） 通告6番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 自治会について。2. ひまわりバスについて。3. 風しんワクチン接種について。4. 道路を被う立木の枝について。5. 観光大使の制定について。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

〔８番 筒井かよ子君 登壇〕

○８番（筒井かよ子君） 議席番号８番、筒井かよ子でございます。

本日最後の一般質問であります。執行部の皆様方も大変お疲れでしょうけれども、もう一頑張りしてください。

では、まず初めに自治会について質問させていただきます。

自治会につきましては、今までに何人かの議員が質問しておりますが、今回改めて質問したいと思います。

区制度から自治会制度に移行してから９年を迎えようとしていますが、近年、自治会の加入世帯数が減少傾向にあるのが懸念されます。自治会を脱退する方の理由はさまざまですが、班長をしたくない、自治会の行事に参加するのが面倒だ、参加しても何もメリットがない、さらに自治会に入っていないなくても広報や市からの情報は得られ不便を感じないなどの声が聞かれます。

協働のまちづくりを進めるためにも、そして今後の発展のためにも、どのように対処すればよいのかと思い、質問をいたします。

まず、市内全体の加入世帯数はどのくらいになるのか教えてください。あわせて加入率もお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

自治会の加入状況につきましては、毎年２月１日現在で集計しておるところでございます。平成31年２月１日現在が直近の数値でございますが、加入世帯数が１万5,750世帯、加入率は69.5%でございます。前年の平成30年２月１日現在の加入率は70.2%でございましたので、前年よりもやや下回っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○８番（筒井かよ子君） では、この減少している、加入率が減少している原因はどのようなことが考えられると思いますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

加入率が低下している主な要因ということでございますが、比較的若い世代では核家族化や共働きの世帯の増加といった社会環境の変化やご近所づき合いが煩わしい、自治会活動のメリットが感じられないなど、地域活動に対する意識の低下が主な要因と考えられます。

また、高齢世帯では班内のおつき合いを続けることが難しいや高齢で班長などの役を受けられないなどの理由で自治会を退会される方がいることも要因の一つとして考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 今、答弁のありました、高齢で班長などの役を受けられないなどの理由を挙げておられましたが、自治会によってはそのような方に対して、班長をしなくてもよいからといった柔軟な配慮をされているところもあると聞いています。あくまでも個々の自治会の判断であるとは思いますが。

では、自治会に加入していることのメリットはどのようなことであると考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

メリットにつきましては、自治会の行事に参加することにより地域のきずなを深め、人と人とのつながりが強固になっていくことが自治会加入の最大のメリットであると考えております。

市といたしましても、多くの市民に参加していただけるよう、自治会活動についてホームページや協・まちカフェなどのイベントの際に市民の皆様に対し広くお知らせをしているところでございます。

今後は、すばらしい地域の取り組みを未加入の方にもメリットとして捉えていただけるよう、広報の充実を図ってまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 今、ただいま広報の充実とあわせて、那珂市へ居を構えたり、転入の際には自治会に入りましょうと言お声かけも大事かと思えます。

さて、今回の台風などのような災害時にテレビなどで災害情報を放送する際、隣近所に声かけ合って避難してくださいなどの放送があります。支援が必要な人の情報は自治会に伝わっているのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

災害時において避難する際の支援が必要な方、避難行動要支援者の情報提供は自治会に対して行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） わかりました。

ずっと以前に、ある自治会の方から、要支援者の名簿が個人情報のもとに民生委員はわかっているのに自治会長には伝わらないんだよねという話をお聞きしたことがありましたので、この質問をさせていただきました。でも、伝わっているというご答弁で安心いたしました。

では、防災訓練についてお聞きします。

市が実施する防災訓練では、自治会を通して連絡がある場合、自治会に加入していない方はどのような方法で参加するのでしょうか。お願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（松山達男君） お答え申し上げます。

市が行う防災訓練の参加は、全住民が対象となりますので、自治会加入していない方の参加もお願いしているところでございます。

また、前回の平成29年度に実施した総合防災訓練では、地震の想定で実施したところでございますので、訓練冒頭の放送により、身の安全をとる行動の訓練に参加をしていただいたものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 過去に起こった災害での教訓として、やはり皆さんもご存じのとおり、やはり防災訓練、避難訓練が大切であることが叫ばれています。防災無線などの方法で全員で取り組むことが重要であると考えます。

では次に、自治会の活動を活性化するためにはそれぞれの自治会の努力が必要であることは言うまでもありませんが、市としては今後どのような取り組みを検討されていかれるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（松山達男君） お答え申し上げます。

それぞれの地域で自治会活動を継続し、地域の活性化を図るため、地域で活躍する次世代を担う人材を確保していくことが非常に重要であると考えるところでございます。

市といたしましては、地域で活躍される方の発掘や人材育成の一助となるようリーダー養成講座を実施しており、開催日については地域の方が参加しやすいよう日曜日に実施しているところでございます。講座の内容につきましては、これから地域で活躍し、自治活動にかかわる方々に必要なものとなるよう、充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

さらに、国や県、または各種団体が主催するまちづくりや地域の活性化、人材育成につながる講演会や研修会などの情報提供を行うとともに、参加を支援するための新たな制度について現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

先日行われた那珂市消防職員意見発表会において、日常的にコミュニケーションをとり、地域のつながりがいかに大切であるか、孤独死を防ぐためにもこのような地域のコミュニケーションが必要であるといった内容のすばらしい発表をされた方がいらっしゃいました。加

えてとてもイケメンな方でした。まさにそのとおりで、自治会活動で培われた地域のきずなで、よりよい那珂市への発展を希望いたします。

以上でこの項の質問を終わります。

次に、ひまわりバスについて質問いたします。

ひまわりバスについては、先ほど古川議員が質問しておりましたときに、古川議員が参考資料として出された参考資料をそっくり使わせていただくこと、古川議員と議長にお許しをいただきましたので、このひまわりバスの質問につきましては先ほどの資料をどうぞごらんになってください。

この件につきましてはいろいろ、ひまわりバスについてはいろいろありますが、ここで私の意見を述べさせていただこうと思ひまして、あえて質問いたします。

私は、ひまわりバスを存続してほしいという考えのもとに、ここで質問いたします。

市民の方からもひまわりバスがあるから大変助かっているという意見も聞いております。主人が運転できなくなって送ってもらえないけれども、ひまわりバスがあるから公民館の講座に来ることもできる。さらに予約なしで乗れるから便利と喜んでいる方がおりました。

そこで質問します。現在運行しているひまわりバスの利用者数は。また、その増減がある場合は、その要因はどのように考えていますか、お願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

ひまわりバスの利用者数につきましては、過去3年の実績で申し上げますと、平成28年度が延べ1万401人、平成29年度が延べ9,396人、平成30年度が延べ1万1,600人となっております。これまでは減少傾向にありましたが、平成30年度の利用者数は増に転じたということで、こちらの理由につきましては、ひまわりバスは登録の必要もなく、バス停にいて誰でも自由に乗降することができるため、理由の一つとしましては高齢化の進行に伴う運転免許返納者の増や交通弱者の増などではないかと考えています。

また、昨年実施しましたひまわりバス乗車のアンケート時においては、職員がバスに乗車した際、同じ方が乗っているという状況が多々見受けられましたことから、バス停付近に住んでいるリピーターの方が利用頻度が多くなったのも理由の一つではないかと考えているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 今の答弁のとおり、リピーターの方にとっては大変便利に利用されて助かっているのではないのでしょうか。

ところで、ただいま答弁の中にもありました那珂市の運転免許証返納者数を、どのくらいいらっしゃるのか教えてください。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

那珂市警察署管内においての数字になります。こちら年々増加傾向にあります。年度ではなくて年単位になりますが、平成26年が41人、27年が66人、28年が100人、29年が111人、30年が178人となっております。

なお、令和元年、本年は10月末現在で164人ということで、ほぼ30年の数字を超すことが確実な状況になってございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 今、お聞きしましたように、ここ数年で660人以上になりますね。

昨今、逆走などの全国的に高齢者の交通事故が多発していることを踏まえ、免許証返納者が年々ふえており、今後ますますひまわりバスの必要性が増すのではないかと考えられますがいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

運転免許自主返納制度につきましては、車を運転できなくなったことにより、日常生活の移動に支障を来すという課題が指摘されております。

市としましてはこのような状況を踏まえ、通院や買い物など、運転免許を自主返納した高齢者等の日常生活に必要な移動手段を確保することを目的として、平成30年1月から運転免許自主返納支援実証事業を実施しており、市が運行する地域公共交通ひまわりバス及びひまわりタクシーの共通利用割引券1万円分を交付し、これまでに延べ2,134回ご利用いただいております。

利用内訳としましては、ひまわりバスが402回、ひまわりタクシーが1,732回とタクシーの割合が80%を超しております。利用者がバス停付近に限定されるひまわりバスに比べ、ひまわりタクシーの利用者が圧倒的に多い状況でございますので、市としましては、今後ますます高齢化が進む中、自宅から乗降場所までドア・ツー・ドアで移動でき、さらに水戸市まで運行が可能となったひまわりタクシーを高齢者を中心とした交通弱者にとって最適な公共交通、地域公共交通サービスとして位置づけていくこととしたところでございます。

これらのことから、運転免許返納者の増によるひまわりバスへの影響は小さいのではないかと考えているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 今後はひまわりタクシーを地域公共交通サービスとして位置づけていくという答弁ですが、私は、いわゆるコミュニティバスとしてひまわりバスが市内を走っていることが捨てがたいのですが、しかし、収支、その他を考えればそういうわけにもいかないのかもしれないかもしれません。

それでは、ひまわりバスの周遊コースというのを提案させていただきます。

これについては、以前に萩谷議員が質問されたものと重なる点がありますが、桜の季節や蛍の季節など、その他観光等の目玉になる時期に、観光ボランティアと一緒に周遊するバス

を提案します。例えば、古徳沼から静峰ふるさと公園、茨城県植物園、さらに清水洞の上公園、額田城址、阿弥陀寺など、各所名所、旧跡をめぐるコースですがいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

ひまわりバスにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、利用者の減少や車両の老朽化、走行距離の増加や収支率の低さなど、現行での運行を継続していくことは一定の限界があるため、今後の方向性についてはこれまでも検討を進めてまいりましたが、このたび本定例会において、本年度末をもって運行休止の報告をさせていただくこととなっております。

議員ご提案のバスを用いた観光、周遊観光につきましてはでございますけれども、ひまわりバスを利用してではございませんが、県央地域定住自立圏、水戸市を中心とした9市町村が構成員でございますけれども、こちらにおいて周遊型観光ツアーを実施しております。こちらは全7ツアーを企画しております、そのうち2ツアーで市内の観光スポットが組み込まれており、その利用者に市内の魅力を発信しております。この取り組みは今後も継続されていくことから、このツアーの企画に当たっては那珂市内の観光スポット等を積極的に組み込んでいただけるように働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） ただいま、ひまわりバスの運行休止が本定例会で報告されるとのことですが、残念です。もろもろの状況を重ね合わせての決断であろうと思いますが、非常に残念です。しかし、福祉の一環で生活実態に合った方法での運行が最重要であり、ひまわりタクシーの利用など、市民にとって快適な公共交通のあり方を今後も検討していただくように切にお願いいたします。

この項の質問を終わります。

続きまして、風しんのワクチン接種について質問いたします。

風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった40歳から57歳の男性に配付している、抗体検査のワクチン接種を原則無料で受けられる受診券の利用が低迷しているとの報道があります。妊婦が風しんに感染すると、目や耳、心臓などに障がいを持つ先天性風しん症候群の赤ちゃんが産まれる可能性があります。

昨今、成人男性を中心に風しんの感染が広がっており、感染予防のため積極的に検査や接種を受けることが必要であります。抗体保有率は対象年齢の女性は97%ですが、男性は80%。政府は東京五輪・パラリンピックが開かれる来年7月までに85%までに引き上げる目標を掲げています。今年の風しん患者は2,000人を超えており、先天性風しん症候群の赤ちゃんも3人確認されていると言われております。該当する年代は特に配偶者が妊娠する可能性が高い年代であり、注意が必要であると思われま。

そこで、那珂市ではこの対象者は何人ですか。また、抗体検査やワクチン接種を受けた方

は何人いらっしゃるか伺います。あわせてパーセントも伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

今、議員からお話がありましたとおり、昨年度来の風しんの流行、その患者の中心は30代から50代の男性というふうに言われておりますけれども、その流行を受けまして、国におきまして、抗体保有率が低い年齢層の男性を対象に令和3年度末までに3年間の時限措置として、風しん追加対策がなされたところでございます。

今回の追加的対策は、公的なワクチン接種の機会が与えられなかった昭和37年4月2日から54年4月1日生まれの男性、現在40歳から57歳までの男性でございますけれども、そちらの方が対象となっております。本市におきましては、本年4月1日現在で6,347の方が対象となっております。そのうち令和元年度に無料クーポン券を配付しておりますのは、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性と、翌年度の対象でございますけれども、希望によりクーポン券を配付した方の数を合わせまして2,762人となっております。このクーポン券の配付者数のうち、風しん抗体検査を受けた方は4月から9月で344人、12.5%でございます。そのうち抗体価が低いとため予防接種を受けた方は99人、3.6%となっております。

こちらを全国で見ますと、4月から7月に抗体検査を受けた方はクーポン券配付対象者の8%となっております。国と比べますと本市のほうが高い状況となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） ちなみに、今、お席にいらっしゃる議員の中にもこの年代に当てはまる方もいらっしゃると思います。年代から外れている方ももちろんいらっしゃいます。クーポン券が配付されていたら、ぜひ検討していただくようにお願いします。

それでは、今後どのようにして接種率の向上を図るかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

こちら先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、昨年の夏以降の風しん患者の増加、それから加えまして2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中の感染拡大が懸念されることから、現在、国においては、テレビやラジオ、動画等を通じまして広く周知を図っているところでございます。

また、茨城県におきましても、今回の対象者が働き盛りの年代であるため、企業側へ呼びかけが必要というふうに考えまして、商工会を通じまして事業所等に働きかけをしておるといふふうに聞いております。

本市におきましても、国・県の対応に加えて、今後、市内のコンビニや施設等への勧誘ポスターの掲示をはじめとしまして、対象者が小中学生の保護者世代でもあるということ

から、学校を通じまして、保護者へ勸奨のチラシを配付することも考えております。さらには公用車に勸奨のマグネットをつけてその啓発を図るなど、接種率の向上に向けて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） いろいろ検討を重ねていらっしゃるがよくわかります。

では、国の風しん追加的対策は予防接種の機会が一度もなかった、現在40歳から57歳の男性の抗体保有率を上げるのが目的なのは十分理解できますが、実際に被害をこうむるのは女性や妊婦だと思います。

そこで国の風しん追加対策以外の対策があるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 風しん対策につきましては、妊婦が風しんにかかることで生まれながらにして目や耳、心臓に障がいを持つ先天性風しん症候群の子が生まれることを予防するために行われるものでございます。風しん抗体価の低い成人男性の感染を防ぐことは当然もちろんでございますけれども、妊婦さん自身が風しんにかからないことが大切だということでございます。

そのための対策としまして、初期の妊婦健診の1回目におきまして風しん抗体検査を受けて、妊婦自身の持つ抗体価を把握していただき、産婦人科医から指導を受けております。

また、県におきましても、今般の風しんの追加対策の対象以外の方で妊娠を希望する女性、それからその配偶者、同居者に対しまして、本年7月より抗体検査費用の助成を行っております。

一方、本市の対策でございますけれども、平成30年12月から抗体価の低い妊娠を希望する女性、それからその配偶者、同居者に対しまして、那珂市では接種費用、こちらの助成を行っております。医療機関によってその予防接種料金が異なりますけれども、ほぼ半額程度の助成をしているということでございます。

昨年の風しんの流行を受けまして、全国で数件の先天性風しん症候群の発生の報告がございますことから、もう社会全体での感染予防対策が求められている状況でございますので、市におきましても引き続き対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） これは全国で、社会全体で感染予防を推し進めていかなければならないと思っております。

引き続きよろしくお願ひいたします。

では、風しん対策に限らず、第2次那珂市総合計画にも安心して子供を産み、育てられる環境を整えるという施策があるように、妊婦の身体的、精神的負担の軽減については、今後

も配慮していく必要があると思います。

そこで、栃木県真岡市で行っているマタニティカードを発行されてはどうでしょうか。大切な赤ちゃんを授かった母親を守るためにも、妊婦が駐車場で駐車する際、車のダッシュボードの上にマタニティカードを掲示すれば身障者用駐車スペースに駐車できるというものですが、市としての見解を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ただいまご紹介のあった真岡市の取り組みにつきましては、議員のおっしゃるとおりというふうに認識をしております。

那珂市におきましては、市単独では実施をしておりますが、茨城県で実施しておりますいばらき身体障害者等用駐車場利用証制度という制度がございます。こちらにおきまして妊娠7カ月以降、産後6カ月に至る方につきましては、身障者用駐車スペースに駐車することができるという制度がございます。

市といたしましては、この制度を母子健康手帳交付の際にお知らせをしまして、活用していただくことで妊産婦に対する社会的な環境づくりに努めているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 妊産婦にとっては温かい環境づくりが非常に大切であると考えます。

そこで、そのほか、妊婦の身体的、精神的負担を軽減するために行っていることがあります。したらご紹介してくださいませんか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市では、妊婦の方に対しまして、母子健康手帳の交付の際にマタニティマークのキーホルダーを配付をしております。マタニティマークといいますのは、国民運動であります、「健やか親子21」推進検討会におきまして、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指したものでありまして、周囲に妊婦であることを示し、交通機関、職場、飲食店等において優しい環境づくりを推進をするためのものがございます。

また、母子健康手帳配付時の保健指導、こちらを通じて、妊婦本人の家庭や職場において、身体的、精神的負担が予測される場合には、負担を軽減するためにどのような対応をしていくかなどを含めまして、個別の相談、支援を行っております。

今後も妊産婦支援全体におきまして、社会的な環境づくりの支援とあわせまして、個人ニーズに沿ったきめ細やかな相談支援に心がけまして、安心して妊娠・出産、子育てに臨めるような支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 妊娠中の女性は、精神的にも体力的にも大変不安を抱えます。大切な母体と子供を守ってくださるようないろんな施策を進めていただきたく、よろしくお願いいたします。

この項の質問は以上で終わります。

続きまして、道路を被う立木の枝について質問いたします。

大木の枝が道路を完全に覆ってしまい、空が見えないような状態で危険を感じる状況の箇所を随所に見かけます。台風などで枝が折れて倒れた場合、または立ち木そのものが倒れた場合には、道路を塞いだり、あるいは車や歩行者に直撃するなど、大変危険であると考えます。

市としましては、このような状況を見たとき、どのように対応していращやるかお聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

個人などの私有地から道路に張り出している樹木の枝などの対応につきましては、管理責任がございます所有者もしくは管理者の方へ伐採等のご協力をお願いしているところでございます。できる限り直接お会いをして伐採のお願いをしておりますが、遠方の方などにつきましては電話や郵送による対応をしております。

また、市民の方には定期的にお知らせ版を利用しながら、樹木管理のお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） では、台風や大雨などで市民から倒木の連絡があった場合は、どのように対応されておられますか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市民の方から台風などにより道路への倒木の連絡があった場合には、直ちに現地を確認し、小規模の倒木であれば職員が直接撤去をして通行の安全を確保しております。大木の倒木や高所作業車などの作業が必要となる場合には通行どめの措置を行い、業者による撤去作業を行います。

なお、所有者の方には倒木撤去の報告をしているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 今回の台風19号において、このような事例は報告はありましたでしょうか。質問では出していないんですが。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君）　やはり、台風時には強風による倒木というのは毎回ございます。そのたびに土木課、または建設部、また消防本部とも協力しながら倒木の対応をしております。

ただ、電線にひっかかっている倒木などにつきましては危険なものもございますので、東電のほうにお願いをしているという対応をしております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君）　筒井議員。

○8番（筒井かよ子君）　今後ともよろしくお願いいたします。

では次に、那珂市観光大使の制定について質問いたします。

この質問は、今回で4回になります。その都度却下されておりますが、粘り強く質問を繰り返すうちに何とかなるかもしれないと思ひまして、今回も質問します。

那珂市には那珂市観光協会宣伝部長という方が3名いらっしゃいます。それは承知しております。

静峰公園の八重桜まつりのときや月見の会、ひまわりフェスティバルの開会イベントの司会などとして活躍していただいておりますが、余り市民にはなじみが薄いような印象を持っています。

ほかの自治体で〇〇大使や〇〇観光大使として、例えば市長の記者会見発表のときに脇に立っていただくとか、そういう形で報道されているのを見るたびに、那珂市にもぜひ身近な観光大使が必要であると感じています。そこで、現在、那珂市観光協会宣伝部長が今年出席されたイベントは何回あるでしょうか。

○議長（君嶋寿男君）　産業部長。

○産業部長（篠原英二君）　お答え申し上げます。

今年でございますが、八重桜まつり、なかひまわりフェスティバル、それから月見の会、東京で開催されます茨城県人会、合計4回でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君）　筒井議員。

○8番（筒井かよ子君）　通告はしていないのですが、ちなみに今年の八重桜まつりでモデル撮影会というのが今年はされなかったということをお聞きしましたが、それはどうしてやめられたんですか。

○議長（君嶋寿男君）　産業部長。

○産業部長（篠原英二君）　今年につきましては、桜の開花の時期、その一昨年事情もございまして、一昨年は開花が非常に早かったという事情で、桜が残っていなかったという事情もありました。今年につきましては開催をどうするか検討したところ、ほかのイベント等にその経費を回そうということで事業内で調整をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） 通告しませんでございましたが、突然の質問で、ありがとうございます。

那珂市内が盛り上がらないと市外に魅力を発信することは難しいと考えます。そのために、市内の各イベントに観光大使が出席して盛り上げてほしいと思い、観光大使の制定を希望しますが、あるいは現在の観光協会宣伝部長の出席頻度をもう少しふやしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 市の魅力を市内外に発信していくためには、議員ご提案のとおり、観光大使によるPRも一つの方策であるというふうには認識してございます。

前回の一般質問で同様のご質問がありまして、平成29年度新たに市内出身の方を1名委嘱いたしまして、ご紹介あったとおり現在は3名の方を市の観光協会宣伝部長として、市内外の観光イベントに出席して活躍していただいております。

なお、新たに宣伝部長になられた方につきましては、昨年度、それから今年度、八重桜まつりやなかひまわりフェスティバルにおきまして司会を務めていただくなど、自身の強みを生かしたPR活動を行っていただいております。これからも市民になじみやすい身近な宣伝部長を目指すとともに、できる限り出席頻度をふやしながら市内外のイベント等を盛り上げていけるよう、今後も市の魅力の発信に努める活動を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○8番（筒井かよ子君） ぜひ、お願いいたします。

ちなみに、「いい那珂暮らし」のポスターがありますね。あれは大変評判がよく、効果的だと思っており、あわせて那珂市観光協会宣伝部長のご活躍でさらなる魅力度アップをぜひ期待しておりまして、私の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告6番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問はあす12月6日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時27分

令和元年第 4 回定例会

那 珂 市 議 会 会 議 録

第 3 号（12 月 6 日）

令和元年第4回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和元年12月6日（金曜日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

議案第68号 専決処分について（令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号））

議案第69号 専決処分について（令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号））

議案第70号 那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 那珂市災害弔意金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第74号 那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第75号 那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例

議案第76号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第77号 那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第78号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第79号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第80号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第4号）

議案第81号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

議案第82号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第83号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

議案第85号 令和元年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第86号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について

日程第 3 議案の委員会付託

日程第 4 請願（陳情）の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	小 泉 周 司 君	2 番	小 池 正 夫 君
3 番	石 川 義 光 君	4 番	君 嶋 寿 男 君
5 番	關 守 君	6 番	富 山 豪 君
7 番	花 島 進 君	8 番	筒 井 かよ子 君
9 番	寺 門 厚 君	10 番	綿 引 孝 光 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	中 崎 政 長 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	助 川 則 夫 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 会 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	次 長 補 佐	小田部 信 人 君
書 記	小 泉 隼 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（君嶋寿男君） 通告7番、木野広宣議員。

質問事項 1. 防災について。2. 消防団について。3. 乳がん検診について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 議席番号11番、公明党・木野広宣でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに台風19号の被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

今回防災関係の質問に関しましては、私が5人目となりますので、一部重複しております部分はございますが、何とぞよろしくお願いいたします。

今回の台風19号による豪雨が予想以上に広範囲であり、豪雨特性も強かったと同時に、対応が十分でなかったことが一つの原因だとも言われております。確かに雨が強かったのも事実であり、それを処理するための治水施設等が十分でなかったこともあり、これらのことが相まって被害箇所が多くなったのではないかととも言われております。

日本は最大規模の被害を受けて以来、防災整備をしてきましたが、ここ30年くらいを見ると、雨の降り方が変わってきていることと専門家が言っております。道路がたちまち川になるような雨の発生頻度がほぼ2倍になってきているとのことであります。私も今回の大雨のとき、ひたちなか市内にいて、自宅に戻る際、道路が冠水し、川のように流れる中、道路が渋滞し、至るところ冠水し、車がとまらないか心配しながら何とか戻ってきた経験をしました。

インフラは人の生命、財産を守る。しかし、今回の台風被害は気象の凶暴化に抵抗する用意をしておかなければいけないことが不十分であったことを改めて認識することとなりました。

地球温暖化に何もしなければ、気温が4度上昇するとも言われております。それを2度抑えても国土交通省の試算では、降雨量は1.1倍、河川流量は1.2倍、洪水発生頻度は2倍になると言われております。

そのようなことを踏まえて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに防災についていくつかの質問をさせていただきます。

初めに河川についてですが、近年、気候変動等により台風やゲリラ豪雨など記録的な大雨が各地で発生しております。大雨による河川の増水等が発生した際の対応はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

これにつきましては、水戸气象台、民間の気象予報会社の雨量データ、そして雨雲の動きなどの情報を収集いたしまして、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所の河川情報によりまして、久慈川・那珂川の推移を把握し、避難情報の発令や避難所の開設など、必要な体制をとっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、台風19号では、久慈川・那珂川が決壊するなど大きな被害がありました。久慈川・那珂川といった河川に対しての減災対策や管理等に市がどのように関わっているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

河川の管理につきましては、基本的に国土交通省が行うものでございますが、久慈川・那珂川におきまして、流域の洪水氾濫による被害を軽減するため、対策を総括的かつ一体的に推進するため、国・県、流域市町村で構成する久慈川・那珂川流域における減災対策協議会が設置されております。那珂市もこの構成市町村でございまして、ハード面及びソフト面、両面からの減災対策を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） また対応の仕方で今後も生かしたい点、また検討したい点等がありましたら、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

台風19号は10月12日夜から13日未明にかけて通過したところでございますが、10月11日より気象情報及び河川情報の収集を行うとともに、12日午前6時20分に大雨警報発令以降は、消防職員及び消防団員によります河川の巡回、巡視を行い、状況把握に努め、河川流域居住者の避難先となる避難所開設準備を行い、避難情報を発令し、避難を促したところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

次に、避難所についていくつか質問をさせていただきます。

避難所につきましては、市民の考え方が結構皆さんまちまちでして、やっぱり今回の水害、また地震のときに関しまして、どうしてこう違うのかという、私たちの考えと市民の方の思っていることが結構違うことが多いのがありました。

そうしたことを踏まえまして、今回のことは、市民の方はなぜ避難所がいつもの場所と違うのか。昨日もやっぱり質問がありましたけれども、公民館とか廃校になった小学校、また地震と水害のときの避難場所について具体的に示していただければと思います。要するに市民の方の考え方と市の考え方の相違点についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

市内の避難所及び避難場所は、合計で37施設を指定しております。その中で駐車場スペース、空調設備、トイレなどが充実しており、避難生活を送る上で必要な食料や飲料水、さらには毛布や発電機などを備えた6施設を拠点避難所と位置づけております。災害発生前及び発生時に優先して開設する避難所となっております。

そのほかの避難所・避難場所におきましては、地震などの緊急的に、また一時的に避難を

要する場合や市内全体が被害に遭い、拠点避難所での避難者数が増加してしまった場合など、状況に応じて開設するものでございます。

なお、平成30年度に全世帯に配布しました「もしもの災害に備えた防災マップ」には、非常時の避難先となる避難所・避難場所一覧を掲載しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに今答弁がありましたように、意外とこの辺が皆さんに伝わっていないというか、やっぱりまだ理解されていない部分があるかと思いますので、再度何か徹底する方法を考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、災害の発生するおそれがあるときに、住民に対して避難勧告・避難指示はどのように発令されるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

避難勧告・避難指示は、住民の生命を災害から保護するため、災害が発生するおそれのある場合などにおきまして、特に必要と認める地域の居住者などに発令しているものでございます。

発令に当たりましては、一定のまとまりを持った範囲に対して発令するもので、住民一人一人に対して個別に発令するものではございません。

避難勧告は、災害の発生が事前に予想されます場合に発令するというものでございます。

避難指示は、災害の発生が緊急的に発生すると判断する場合に発令するものでございます。

どちらも市が発令するものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに避難勧告と避難指示という部分は、やっぱり受け取る側というのはかなり捉え方が違ってきますので、その辺も今回しっかりと、今答弁がありましたけれども、市が発令するということです、その辺を明確にしていきたいと思います。

次に、台風19号で本市が発令した避難勧告・避難指示の内容についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

避難情報の発令状況でございますが、令和元年10月12日午後1時半に、大雨による土砂災害発生のおそれのある市内9カ所の区域25世帯、63人に避難準備・高齢者等避難開始を発令したところでございます。

同じく12日午後4時15分に久慈川・那珂川の上流部で、夜中まで大雨が降り続き、水位の上昇が見込まれたため、流域の2,762世帯7,195人に対しまして、避難勧告を発令したところでございます。

同じく12日午後11時20分に竜神ダムの放流による久慈川の水位上昇に備えまして、本米崎四堰地区82世帯233人に避難指示を発令したところでございます。

翌13日午前4時に、その後の久慈川・那珂川の急激な水位上昇が見込まれたための流域の2,762世帯7,195人に対しまして、避難勧告から避難指示に発令を引き上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

次に、市民の方が避難所へ避難する際に、自主避難、避難勧告、避難指示で避難する場合に、避難所で避難者に配付されるものは具体的に何が違うのであるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

自主避難所としての避難所開設につきましては、台風の接近や長時間降り続く雨で、洪水や土砂災害などの災害が発生する可能性があるというときに、市が事前に避難を希望する住民に対しまして、一時的に開設する避難所であることから、避難所に避難する際には、食料や毛布などを持参していただくことをお願いしているところでございます。

避難勧告・避難指示での避難所への避難につきましては、市が住民に対し危険を及ぼすおそれがあると判断したときに、避難をしていただくための開設であることから、食料、毛布などの避難生活に必要な物資の支給をいたしているところでございます。しかし、自主避難であっても、避難所での物資などの支給を希望された方に対しては、その都度対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。やっぱりその避難状況によって変わってくるということを理解いたしました。

次に、今回水害とかに遭われた部分もそうなんですけれども、那珂市で作成しておりますハザードマップというのがあると思うんですけれども、このハザードマップの内容と今回の被害状況はどうなっていたのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

那珂市防災マップで示しております浸水想定区域と今回の台風19号の浸水による被害を受けた下江戸地区、こちらになるんですが、一致しておったというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

確かに今回のハザードマップとやっぱり一致していたということで、また逆に先ほどの質問をしましたが、避難所において戸多地区の方たちは、小場江用水が出たときに、できれば戸多小学校とかやっぱり近くに避難したほうが自分たちはよかったんだけれどもという話があったんですけれども、やっぱり今の話を聞くと、ハザードマップにのっとった部分があったので、避難所が総合運動公園になったということを皆様が理解していただければと思います。

次に、行政の災害時のＳＮＳ（会員制交流サイト）の活用についてお伺いいたします。

近隣の市では、さまざまな情報を復旧支援の手段としてＳＮＳの有効性が確認されましたが、那珂市としての本市の考え方を伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

本市におきましても、ホームページやＳＮＳを活用したふだんの情報提供は実施しているところでございます。

今回の台風19号では、範囲が限られた区域であったため、職員が現地に直接伺い、災害に遭われた方々へさまざまな支援制度の説明を個別に行ったほかにも、地区公民館で説明会を開催しながら、被災者の状況に応じた支援を実施いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに被災者の状況に応じた支援を実施しているということですので、これもこれからもまた続けていただきたいと思います。

次に、防災アプリについて伺いいたします。

市としての導入について、具体的な対応と今後の考え方について伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

防災アプリにつきましては、平成30年度より3カ年で行っております防災行政無線のデジタル化への更新工事にあわせて導入を進めているところでございます。

令和3年4月に提供を開始いたしまして、防災行政無線の放送内容や災害情報、避難情報等をアプリ内で確認できるようになるものと思われま。

また、市民から市への災害情報などの提供もアプリを使用して行える機能も、現在調整中でございます。

そのほかにも、日本語のほか英語、ポルトガル語、中国語など多言語対応可能な機能も備え、外国人にも利用していただくことができるようになるということでございます。

今後は、防災アプリの提供についての周知を行い、一人でも多くの市民の利用を図っていただけるように進めていきたいと思。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今答弁ありましたけれども、市としても災害情報の提供をアプリを利用して行える機能も現在調整中ということで、やっぱり随分変わったなというふうに感じます。またそれ以外にも日本語のほか、ある程度の外国語を使っても利用できるということで、これはやっぱり本当に画期的だと思いますので、今後もこれをぜひ実施していただきますようお願いいたします。

今回、防災についてさまざまな部分を質問させていただきましたも、市民からの災害情報を行うとともに、本市にとっては画期的ではないかと思います。

また、国土学から見た防災の課題について、国土学総合研究所所長は、日本は世界の中でも特別級の非常に脆弱な国土の上にある。防災のための働き方をしなければ、国土は安全な暮らしをもたらしてくれないと話しております。

現在、国土強靱化基本法のもとで大規模自然災害に備えた国づくりが進んでおります。国では、防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策が行われています。河川整備だけではなく、避難のための道路・ネットワークを充実させるといった事業まで入っております。ただ問題は、3年ではこの脆弱な国土を強靱化できないので、5カ年計画を策定し、それを数次にわたって繰り返す努力が必要であり、国土強靱化と大規模化が必要との専門家の声もあります。一部に、災害から身を守るには、もう行政頼みは限界だとか、みずからの命はみずからで守る意識を持つべきという提言もありますが、近年の災害で改めて判明したように、個人の努力ではどうしようもないことも多いと思います。また、台風で飛ばされた屋根にブルーシートを張る作業員の方も不足しているのも現状であります。さらに、インフラ整備の将来が明確になればよいのではないかと思います。

今回の災害を契機に、改めて災害に対する意識を考えなければと思い、この質問を終わります。

次に、消防団について質問させていただきます。

先ほど防災についての中でも触れましたが、自治体が災害時の被災状況や防災情報を的確に素早く伝える手段の一つとして、SNSの活用が広まっております。台風19号で広範囲に被害を受けた千葉県でも、復旧支援の手段としてSNSの有用性が再確認されました。被災者に必要な情報を発信するシステム構築に向けて動き出した自治体もあります。

神戸市では、9月から災害発生時に消防団員が無料通信アプリLINEを活用して、被災情報を共有する消防団スマート情報システムを導入しているところであります。同システムは、LINEアプリにある自動対応プログラム防災チャットボットを使用し、災害発生時には、市消防局がチャットボットを通じて事前登録を済ませた消防団員に被害状況を報告するよう一斉にメッセージを送信、連絡を受けた団員は、位置情報や被害状況を写真や文書で報告をします。被災状況はアプリ上で順次集約され、地図上に表示される仕組みとなっているそうです。地図情報は、市消防局や団員全員が確認できるようになっています。市の

消防局は、これまでの情報共有の手段は、無線や電話でのやりとりだけだったので、LINEを活用することで効率的に災害の全体像を把握することができると期待しているそうであり、同システムを使えば、被災現場から付近の団員に応援要請ができるほか、想定以上に被害が大きい場合は、団員に対しても迅速に退避指示をすることも可能ではないかとのこととあります。

神戸市では、市内の消防団3,772人に対し、10月1日現在で登録者数が1,000人を超えたそうであり、阪神・淡路大震災から25年の2020年には、市民向けシステムの導入も検討されているそうとあります。

以上のことを踏まえ、消防団関係の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

那珂市においても今回の災害で消防職員、消防団の方々の役割が大変重要かつ大きな役割を果たされたと思います。

初めに消防団の対応についてですが、台風19号に関して、消防団の出場人数と出場された時間はどのようになっていたのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

台風19号に関しましては、消防団の出場人数でございますが、団長以下99名で出場時間につきましては、10月12日23時50分から13日16時30分まで活動をしていただきました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） ありがとうございます。

約100名の方が対応していたということになりますね。また、夜中から対応していただき、本当にありがとうございます。

次に、最初にほかの自治体の例を紹介させていただきましたが、那珂市では、今回の災害発生時の対応で、LINEは使用していないが、今回からIP無線機というのを使用したと伺いました。そのIP無線機についていつごろ貸与されたのか、また台数は何台なのか。そしてその保管場所等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

IP無線機につきましては、今年の10月4日に行いました第3回那珂市消防団部長以上会議におきまして、防災課から消防団の各部長以上に36台、消防本部には消防長、両署長、警防課に各1台の4台が貸与されました。

消防団員の保管場所につきましては、各個人が自宅に保管しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

では、I P無線機を実際使用してよかった点、また今後の課題等があれば、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

I P無線機のメリットといたしましては、通信距離の制限がないため、混信による傍受や盗聴の心配がないことや、免許や資格が不要なため、今回の台風19号による災害対応では、消防本部に設置した災害対策本部と久慈川・那珂川両河川等の警戒監視等に従事した消防団とのより詳細な交信をすることで、指揮統制や状況把握等に有効に活用することができました。

また、I P無線機のデメリットといたしましては、フル充電をして使用時間が約17時間のため、長時間に及ぶ風水害等による活動時におきましては、活動時間の中で、定期的に充電をしなければなりませんので、今後バッテリーの運用時間につきましては、防災課と相談して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かにメリット、デメリットがありますので、今後の災害が起きた場合を想定しての対応に役立てていただきたいと思います。また、先ほど私が言いましたけれども、LINEのこともぜひ検討していただければと思いますので、今後の課題にしていきたいと思います。

次に、消防団の今回の対応につきまして、消防長としての所見をお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

消防団は、市町村の消防機関であり、構成員である団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、ほかに本業を持ちながらみずからの意思に基づく参加であり、ボランティアとしての性格もあわせ有しております。

消防団は、大規模災害をはじめとして、地域の安全確保のために大きな役割を果たしております。

今回の台風19号による災害対応では、両河川の警戒監視、浸水箇所の土のう積み、住民に対する避難誘導や救助活動、危険箇所の警戒活動、床上浸水箇所の排水活動など、幅広い活動に従事していただきました。

団員は、地元の事情等に通じ、地域に密着した存在であることから、日ごろの地域に密着した活動の経験を生かして、浸水家屋から数多くの人々を避難・救出した活躍には、目覚ましいものがございました。

こうした活動により、地域密着性や大きな要員、動員力を有する消防団の役割の重要性が

再認識されました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに今、消防長からの所見いただきましたけれども、今回の消防団の方に関しましては、どの地域においても物すごく大切な役割を果たされたと思います。特に私も下江戸地区の近く常陸大宮の小場のところに知人がいるんですけれども、那珂市の消防団と消防職員の対応が本当にすばらしかったという話を伺いました。そういった話を聞くとき、私自身も那珂市に住んでおりますので、本当によかったなと思っております。

今後も消防職員、また消防団の皆様にはいろんな部分でご苦労をおかけいたしますが、市民を守るという立場でご活躍をいただきたいと思います。

最後に、今後の対応についてであります。消防として多くの市民の方に周知していただきたいことがあれば、その点についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員として、本業の傍ら火災等の災害発生時においては、現場にいち早く駆けつけ、災害対応をしていただいております。市町村消防といたしましては、常備消防の我々消防職員と非常備消防の消防団員の連携がなくては、市民の安心・安全は守ることはできないと考えており、消防団員の活動等を広報紙やホームページ等で広く市民の方々にPRをしていき、一人でも多くの市民の方々に興味を持っていただけるように入団促進を図っていきたいと考えております。

また、災害発生時には、消防本部情報管理室への問い合わせは、多忙のためご遠慮していただきたいと思いますと考えており、災害のテレホンサービスをご利用くださるようお願いいたします。電話番号でございますが、029-295-8090でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） ありがとうございます。

私も結構消防車が行ったときに、どこで火事があったのかなというときに、この番号に電話して確認をすると、音声案内でしてくれますので、今、ここで火事があったんだというのがわかりますので、ぜひ市民の皆様にもこの情報テレホンサービスを利用していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でこの項の質問を終わります。

最後の質問になりますけれども、乳がん検診について質問させていただきます。

前回の質問では、市民の健康の保持・増進のために、那珂市の死亡原因から生活習慣病予防のための健診や健康アプリの活用等についてお伺いいたしました。

今回は、市の死亡原因の1位であるがんについて、その中でも乳がんについてお伺いいた

します。

私の知人の奥様も乳がんになり、家族の方も大変心配し、治療に際しては、ご家族の方もかなりの協力もありましたので、今回この質問をさせていただきました。

政府が打ち出している一億総活躍社会において、女性の活躍が期待され、今後ますます活躍の場が広がり、働く女性がふえていくことが予想されております。

そこで、年々増加している乳がんについて厚生労働省が発表している人口動態統計では、乳がんで亡くなる日本人女性は、2016年には1万4,000人を超え、35年前と比べて3倍以上にもなっております。2017年の乳がんによる死亡数は1万4,285人と残念ながら増加し続けております。また、国立がん研究センターと国立成育医療研修センターは、14歳以下の小児と15歳から35歳までの思春期、若年成人を指すAYA世代のがん患者に関する発表がありました。AYA世代とはアダルト・ヤング世代であります。

これはがん診療の拠点病院など全国844施設を対象にした調査結果があります。がん患者の情報をデータベース化して治療などに活用する全国がん登録が始まった2016年から2年間のデータを詳細に分析したものであります。今回の報告書については、支援の必要性を主張し、政府も対策に本腰を入れ始めているAYA世代に焦点を当てていたことに注目していただきたいと思います。

とりわけ重く受けとめるべきは、AYA世代からのがん患者5万7,788人のうち、約8割を女性が占めるという実態であります。がん患者全体では、男性が半数を超えているだけに、世代特有の傾向と言えます。具体的には、子宮頸がんや乳がんの増加が理由との見方も報告書は示しております。特に子宮頸がんでは、20代から急増して、まずはしっかりと検診を受けることが大切だとあります。二十歳になると自治体を通じて配付される無料クーポン券を活用し、日本の検診受診率は8割を超えます。アメリカの半分以上となっております。また、国や自治体は、クーポンの周知に一層努め、職場や学校でも検診を呼びかける必要があります。がんの種類や性別を問わず、今回の調査結果を今後の診療体制の強化につなげることも大事であります。

この点で重要なのは、AYA世代のがん患者には、きめ細かい支援が必要であるということとあります。進学や就職、結婚、出産といった人生の大きな節目を迎える中でがん直面するだけに、精神的なサポートはもちろん、学業や仕事、家庭生活と治療との両立支援など、一人一人の事情に寄り添う姿勢が欠かせないのであります。

AYA世代はその上の世代に比べ患者数が少ないことから、対応のおくれが指摘されております。今後も実態調査や症例の分析を重ね、予防策の推進や治療法の確立、相談体制の強化に取り組む必要がございます。

初めに、本市において、乳がんによる死亡数を把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在お示しができる最も新しい統計データは、平成28年度となっておりますので、その数値で申し上げますと、那珂市の死因別の人数でございますけれども、がんが183名、心疾患が100名、脳血管疾患が65名となっております。

ただいま申し上げましたががんが死因である183名の内訳を見ますと、肺がんが35名、大腸がんが29名、胃がんが25名と続きまして、乳がん で亡くなった方は9名となっております。過去5年間の乳がんによる死亡数の推移を見てみますと、平均10名弱ということで、ほぼ横ばいとなっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

次に、那珂市の乳がん検診の実施体制について質問させていただきます。

がんによる死亡を防ぐためには、がんにかからないようにすることが重要であります。がんは遺伝するとも言われておりますが、今や、がんも生活習慣病の一つと言われ、発がんリスクを下げるため、生活習慣改善が必要になります。しかしながら、がんによるリスクをゼロにするということは難しいと考えております。

そこで、重要となるのは、がん検診ですが、那珂市の乳がん検診はどのような体制で実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

乳がん検診の実施体制でございますが、乳がん検診につきましては、検診機関に委託をしまして年間20日間、保健福祉センターひだまり、それから総合センターらぼーるで実施しております。乳がん検診単体でも受けることはできますけれども、希望をすれば、子宮頸がん検診とセットで受けることのできる女性がん検診としても実施をしておるところでございます。

乳がん検診の検査方法につきましては、乳がん検診実施指針に基づきまして、40歳以上の女性を対象に乳房エックス線検査であるマンモグラフィー検査を2年に1回の間隔で実施しているところでございます。

また、国の指針には含まれておりませんが、那珂市では、乳房超音波検査につきましても実施しておりまして、40歳未満の年齢層の対応に加えまして、マンモグラフィー検査を補う検査として30歳から56歳までの比較的乳腺が発達した年代を対象に、年に1回行っております。ご希望により40歳から56歳までの年齢であれば、マンモグラフィー検査と乳房超音波検査を併用して受けることが可能となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

次に、乳がん検診の受診についてお伺いいたします。

生涯に乳がんを患う日本人女性は現在11人に1人と言われ、身近な病気となりました。しかし、早期に発見し、適切な治療を行えば、良好な経過が期待できます。部位別の臨床進行度別の10年相対生存率から見ても、ほかのがんと比べ生存率が高い特徴があり、早期発見がいかに大切かわかります。

そこで、市の乳がん検診の受診率についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

平成29年度の乳がん検診受診率の統計、こちらはマンモグラフィーの統計データになりますけれども、こちらによりますと、当市の受診率は18.4%となっておりまして、平成25年度の受診率9.6%から比べますと、8.8ポイント上昇をしているというところでございます。

本市の受診率は、県平均16.4%と比べまして2ポイント高い状況でありまして、順調に推移しているところでございますので、市の健康増進計画で平成5年度の目標としては30%以上という目標を掲げておりますので、その目標を目指して、引き続き受診率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに少し少ないというのは、現状でもわかりました。

次に、先ほどより乳がんによる死亡者数を減少させるためには、乳がんを早期に発見することが重要だと認識しておりますが、市の目標とする乳がん検診受診率30%はかなり差があるように思います。

さらなる受診率向上の対策が必要と考えますが、市としては、どのように受診率向上の対策をお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市では、乳がん検診の受診率を向上させるために、大きく3つの対策を講じております。

まず、1つ目ですが、がんに関する知識の普及・啓発でございます。広報・おしらせ版等による周知のほか、がん検診手帳、リーフレット等の配付、またがん予防推進員の活用をすることによりまして、多くの方に受診をしていただくよう啓発を行っております。

2つ目といたしましては、がん検診受診促進のため、検査費用の助成を行っております。現在、市では、マンモグラフィー検査の新規対象者である40歳の女性全員に無料クーポン券を配付をしておりまして、無料で検査を受けられる体制を整えております。また、マンモグラフィー1方向及び2方向の検査、それから超音波検査におきましても1,000円から1,500円の自己負担で受診が可能というふうにしております。

3つ目といたしましては、受診しやすい検診環境の整備でございます。

子育て中の母親でも受けやすいよう無料託児サービス付きの検診の実施、それから仕事や介護等で忙しい女性が受けやすいよう土日に検診日を確保するなどの工夫に加えて、検査技師を含め、検診に携わるスタッフが全て女性で行うといった検診の実施等、検査環境の改善に努めております。これらの対策を引き続き行うことで、さらなる受診率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

次に、セルフチェックをするグローブというのがあるんですけども、その活用について質問をさせていただきます。

乳がんは、自己触診により自分で発見できるがんでもあります。定期的ながん検診ともあわせて自己触診法は有効だと思います。

ここで、自己触診をするグローブの活用を紹介いたします。

乳がんグローブという専用の手袋を使うと、指先の感覚が敏感になり、より小さな病変にも気づける可能性が高くなるそうであります。

東海村では、今年の4月から授乳期のお母さんを対象に乳がんグローブの配付を始めたと聞いております。

そこで、20代で検診の機会が少ない方、育児や日々の生活で時間のとれない方が自身を守るためのきっかけとして、乳がんグローブの配付・活用を通じて、女性の命を守る施策を進めていきたいと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

乳がんは、議員のおっしゃるとおり、自己触診により、がんの早期発見につなげることでできるがんでございます。そのため、自己触診法も推奨をされておりますが、乳がんグローブの活用につきましては、現在のところは、使用している市町村が少なく、その有効性や導入につきまして、まだまだ検証が必要というふうに考えております。

現在、市におきましては、県の養成講習を受講しましたががん予防推進員、こちらの方が中心になり、自己触診法の周知啓発を行っております。

女性がん検診の検診会場で、あるいは幼児健診にいらした若い世代の母親にも乳がんの視触診モデルなどをさわっていただきながら、自己触診法の技術啓発、あわせて乳がん検診の受診勧奨を行っているというところでございます。

20代で検診の機会がない方、育児や日々の生活で時間のとれない方も含めまして、全ての女性が自身の健康を守るためのきっかけづくりになるよう、引き続き自己触診法の周知啓発、それから定期的ながん検診の受診勧奨を、さまざまな機会を通じまして行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

確かに私たちも検診を受けるときにこういう資料をいただくんですけども、その中にも女性の乳がんの方、またクーポンのことも書いてありますので、こちらもぜひ皆様の参考にさせていただきたいと思います。

次に、市の相談体制についてお伺いいたします。

乳がんと診断された時点から治療が進む中で、患者さんとその家族はさまざまな不安を抱え、それが生活に影響を与えることもあります。誰かに話を聞いてもらえることで、不安が軽くなることはありますので、1人で考え込まず、医療スタッフやご家族など、周囲の人に話をしてみることが大切だと思います。不安の程度が強い場合は、心の専門家に相談することをためらわないようにすることだと思います。

そこで、市としての心のケア、相談についてどのような体制で行っているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市の健康推進課におきましては、検診後、個別相談などで相談を受けまして、必要があれば、本人や家族のさまざまな不安や心配事の相談のできるがん診療連携拠点病院相談支援センター、こちらを紹介をしているところでございます。

また、不安が強く、専門家に相談が必要と思われる状態であっても、なかなか医療機関へ足が向かない場合に、市のこころの相談、こちらがございまして、年6回開催しておりますけれども、こちらの相談におきまして、精神科の医師と相談できる機会を設けております。

さらに、今年度4月から市の委託を受けまして、市社会福祉協議会菅谷分館に開設した「ふくし相談センター」においても経済面を含めた今後の生活の心配や治療に関すること、将来に対する不安など、医療だけでは解決のできない不安や心配に対し、相談を受け、対応をしているという状況でございます。

今後とも乳がんに限らず、不安を少しでも解消していただけるよう市民に寄り添った相談、支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。市としての対応はよくわかりました。

今後ともぜひ今のように続けていただきたいと思います。

がん検診の一つでもある乳がん検診の啓発もさらに進むことを願い、私の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告7番、木野広宣議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 小 池 正 夫 君

○議長（君嶋寿男君） 通告8番、小池正夫議員。

質問事項 1. 保幼小中連携について。2. 那珂市の農業政策について。

小池正夫議員、登壇願います。

小池議員。

〔2番 小池正夫君 登壇〕

○2番（小池正夫君） 改めておはようございます。

議席番号2番、小池正夫でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

令和元年2回目の質問でございます。1回目の質問で小中一貫教育を質問させていただきました。2回目の質問でございますが、本日の質問は、保幼小中連携の話を聞きまして、前回の質問と関連するので、この質問をさせていただきます。

我が国におきまして、保育園、幼稚園、こども園に通う5歳児の割合は97%になっております。現在の教育現場において、いろいろな子供たちを取り巻く環境の変化により、環境順応性ができない子供が多くなっていると聞いております。

那珂市において、保幼小中連携が必要になった背景などをお聞きしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

近年の少子高齢化や情報化など急激に変化する時代の流れの中で、自尊心や忍耐力、協調性といった社会的なスキルを身につける上で、幼児期の教育は非常に重要であり、その学びを義務教育に円滑につなげていくことが求められているところでございます。

反面、遊びを中心とする幼児教育と教科の学習を中心とする小学校教育では、教育の内容や方法が異なり、それが大きな段差となってスムーズに適応できない、いわゆる小1プロブレムという課題が表面化してきているという現状がございます。

こうした中で、幼児教育施設と小学校・中学校におきましては、それぞれの発達段階や指導内容を理解した上で、両者を連携した全体的な教育課程の編成が求められていることが背景にあります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） 小1プロブレムということですね。前回の質問では、小学校から中学校ということになりますと、中1ギャップになっておったということがありました。

それでは、今までは、保育園や幼稚園、小学校等では、連携に関する取り組みはどのようなことを行ってきたんでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

これまでの取り組みということでございますが、保育所や幼稚園などの幼児教育施設におきましては、子供たちが小学校に出向いて授業や給食の体験、合同運動会や行事見学などを通しまして、子供たちや教職員同士の交流を深めてまいりました。

教育委員会におきましては、保幼小連携の研修会を年に数回開催し、お互いの共通理解を深めるとともに、幼児教育と小学校教育を円滑につなげるカリキュラムの作成について、指導や助言を行ってきたところでございます。

また、教育支援センターのほうに就学指導担当員を配置し、各幼稚園、保育所等を巡回して、先生方や保護者の不安解消に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） いろいろなご苦勞もあると思いますけれども。

それと、今までの取り組みで、どのような問題点や課題がおりになったんでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

幼児教育の各施設におきましては、幼稚園教育要領や保育所の保育指針に基づきながら、それぞれに特色ある教育を推進し、小学校入学までに育てたい姿の育成に努めているところでございます。

一方で、就学先の小学校では、学習指導要領に基づいた教育を一律に進める中で、これまでのような交流活動だけでは、入学してくる園児が何をどこまでできるのかといった具体的な育ちの姿を十分に把握し切れないという課題がございました。

幼児教育施設と小学校が、園児を送り出す側と受け入れる側としまして、それぞれがどんな教育をし、将来につなげようとしているのか、お互いがより深く理解し、円滑な接続を図るためには、関係機関が一堂に会して情報や認識を共有できる場が必要でございます。

こうした背景が、本市における保幼小中連携協議会を立ち上げるきっかけとなったもので

ございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） わかりました。

それでは、このような取り組みというのは、近隣市町村で行っているものと思うんですけども、近隣市町村では、どのような連携の取り組みを行っているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

近隣市町村におきましても、本市と同様に保幼小連携に向けた取り組みを推進しているところでございます。主に授業や行事、研究会などの実施、接続を見通した教育課程の編成などでございますが、一部の市町村では、連携協議会を組織した取り組みも実施されているところでございます。

人口規模の大きな市町村においては、幼児教育施設や学校数も比例して多くなっておりますので、全体としての協議会を組織することはなかなか難しいという現状はあるようでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） 那珂市で立ち上げた保幼小中連携協議会というのは、ほかの近隣市町村とは何か違う特色を持っているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

保幼小の連携につきましては、県教育委員会の推進ビジョンに基づき、県内の各自治体においては、公立及び私立の幼児教育施設や小学校などでの連携を推進しているところでございます。

その中で、本市の最大の特色は、連携の範囲に中学校を含めた点であり、近隣自治体の中でも一歩進んだ取り組みとなっております。

ご承知のとおり、本市の学校教育は、ベースに小中一貫教育を掲げており、これは保育所、幼稚園、また公立、私立を問わず、那珂市の子供たち全てを幼児期の教育から義務教育9年間の一貫した学びにつなげていこうという認識によるものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） 那珂市の場合の特色は、連携を中学校まで含めた点ということになっているんですね。素晴らしいことだと思います。

それでは、本市で、小中一貫教育に取り組んでいる保幼小中連携とは、どのように結びつくのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

本市の小中一貫教育におきましては、学力向上、コミュニケーション能力や人間関係調整力の育成などの課題に対応するため推進しているところでございます。今回、幼児期からの接続をさらに円滑に進めることで、小中一貫に加え、幼児期から児童生徒期まで系統性、一貫性のある教育を推進し、児童生徒の資質の向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） それでは、協議会で立ち上げた後、どのような活動をしているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

立ち上げ初年度となる今年度におきましては、それぞれの施設におけるこれまでの保幼小交流活動に関する共通理解や本市の実情に合った保幼小中の連携接続のあり方の検討、また直近では、今年開園しましたひまわり幼稚園の公開保育を通じた情報交換などを行っております。

今後は、今年度の成果と課題を洗い出し、次年度の活動運営のほうに生かしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） ひとつ前は、小学校の横に幼稚園などが併設されておりまして、小学生の様子を幼稚園生が見て、どういうものかというのを随分わかった時代もあったかと思います。これからひまわり幼稚園として一つに統合されて、これからどんどん環境も変わっていく中、いろいろご苦労もあると思いますけれども、よりよい子供のために頑張っていたきたいと思っております。

那珂市の保幼小中連携は、今後どのようなことを目指していくのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

この保幼小中連携協議会を軸といたしまして、何よりも本市の教育目標の具現化に向け、より一層の取り組みを推進してまいりたいというふうには考えております。そのためには、今年度の成果と課題を精査し、本市が目指す子供像の共有をさらに深め、それぞれの施設、学園内の学校が実施すべき活動内容を具体的に示しながら、一貫した教育を推進してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） わかりました。

子供の教育に関しましては、那珂市、日本の将来を背負う子供たちのために、より一層の努力をお願い申し上げます。

最後に、先ほど来お話がありました小1プロブレムについて、少し説明をさせていただきたいと思っております。

昔はなかなかそういう横文字の入ったような言葉を聞くということはないんですけれども、今はたくさんそのような言葉が出て、どのような意味かというのはちょっとわかりづらくなっている時代でございます。

まず、小1プロブレムというのは、近年、小学校で教員の話を書かない、また授業中に立ち歩くなど、これが小1プロブレムと呼ばれる現象が問題となっておりまして、状況を改善するために、各市の教育現場では、さまざまな取り組みが行われております。

5校に1校の割合で、小1プロブレムが発生しているという、これは前のデータでございますけれども、2011年、平成23年でございますが、東京都内の小学校の19%、授業中に勝手に歩き回るなど小1プロブレムが発生して、つまり5校に1校にこうした現象が起きているということでございます。

小1プロブレムの原因は、家庭のしつけや学校の指導力不足だけにあるものではありません。家庭や地域、保育園、幼稚園、小学校、それぞれが課題を抱えていることと考えております。

まず、家庭や地域の課題として、人とかかわりが不足している点が上げられます。一昔前は、家庭には祖父母や兄弟がいるのが当たり前の生活でした。隣近所とは助け合い、地域で子供を育てるという意識があったんですが、今はそういうことが、どんどん少子化や核家族化が進み、地域社会が崩壊した現在、子供が人とコミュニケーションをする機会が減っております。そのために十分に人とかかわる力や基本的な生活習慣が身につけていないと考えられます。

次に、保育園、幼稚園、小学校で、お互いの教育内容が十分共有されていない点が上げられます。例えば保育園、幼稚園ではチャイムがありませんが、小学校では時間割によって児童が動きます。また、椅子に座っている時間も異なります。そうした違いに戸惑い、うまく適応できない子供の多いのも確かです。保育園、幼稚園では、小学校入学後の生活を見据えた経験、小学校では、園児などの経験を生かした指導が求められております。

活発になる保幼小連携の取り組みですが、子供たちが小学校にうまく適応できるように、保育園、幼稚園と小学校の連携の強化をするために、各自治体が取り組みを始めております。その一例です。東京の品川区の中延保育園と中延小学校の例でございます。

小学校の空き教室を保育園の分園として、保育園の5歳児の保育・教育を行っております。小学校で給食を食べたり、小学生の交流を行ったりして、小学校の滑らかな接続を目指して

おります。ひところ前の那珂市の幼稚園と小学校の関係のような形でございます。

保育園、幼稚園、小学校の先生による交流研修では、足立区では、保育園・幼稚園職員と小学校職員が相互に理解することを目的として交流研修に力を入れております。保育園・幼稚園職員は、年に一、二度見学、自分の担当した子供への入学後の姿や具体的な学習内容を確認しております。小学校職員は、保育園、幼稚園を訪問し、教育内容を見学しております。ジョウキにも小学校へ進むスムーズな移行を求めるために、保幼小中連携して独自のカリキュラムを実施する自治体もふえております。また、1クラスの人数が多い学級においては、加配という職員をふやしたことで、小1プロブレムの発生件数が減っているという調査結果も出ております。

小1プロブレムという定義ですけれども、第1学年の学級において、入学後の落ちつかない状態がいつまでも解消されず、教師の話を聞かない、指示どおりに行動しない、勝手に授業中に教室の中を立ち歩いたり、教室から出ていったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数カ月にわたって継続するものを小1プロブレムという定義だそうでございます。

これでこの項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、那珂市の農政政策について質問をさせていただきます。

日本の農業は、高齢化と後継者不足という問題に長らく直面してまいりました。国による政策も進められて、地域側の協力もなければ、根本的な対策は実現しないでしょう。一番は、農業の担い手問題について、現在の日本の現況やその背景にある原因として、現状を踏まえて求められている根本的な政策のあり方について考えなくてはなりません。農業の高齢化、後継者不足の問題を克服するため、新規就農者をサポートするための包括的な体制構築がポイントとなるでしょう。

農業の担い手をめぐる問題として、問題の1点目は、現在の担い手が高齢化をしているということ。農林水産省の統計によりますと、これは前の統計でございますが、平成22年の農業就業人口は260万人、うち65歳以上が25%。平成28年には農業就業人口が192万人、うち65歳以上が65%となっております。現在はそれよりも65歳以上の比率が高くなっている状況でございます。担い手の高齢化が進行しているのです。同じく農林水産省の統計から、新規就農者の推移を見てみますと、平成30年の農業就業人口は175万人、うち68%の120万人が65歳以上となっております。

那珂市においても農業は基幹産業であり、市にとっても重要な産業の一つであると思っております。しかしながら、現在は高齢化や後継者もなく、今後の農地に対して不安を抱えている方がたくさんいることも事実であります。

そのような中、ラジオなどでも農地中間管理機構の宣伝をよく耳にいたします。この農地中間管理機構ですが、規模縮小、経営転換、農地相続などから農地を貸したいという規模拡大、新規参入を考えている方のマッチングを行う制度と聞いております。

本日議長のお許しを得て、資料を配付しております。こちらがその資料でございます。名前がちょっと書いていないので、大変失礼いたしますが、これがその資料でございます。ごらんになっていただきたいと思います。

それでは、中間管理機構及び利用権設定で市内農地の賃借について、どのような状況になっているか、ご質問いたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

市内農地の賃借の状況でございますが、3カ年の実績で申し上げます。

まず、農地中間管理事業における賃借でございますが、平成28年度が69.3ヘクタール、29年度が42.3ヘクタール、30年度が42.3ヘクタールとなっております。また、利用権設定におきます賃借でございますが、平成28年度が149ヘクタール、29年度が122ヘクタール、30年度が127ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） それでは、中間管理機構を利用する方への周知などはどのような方法を行っているかということと、また利用が進まない理由などはどのようなことが考えられますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

農地中間管理事業の制度や利用方法等につきましては、市の広報やホームページなどで周知を行っております。また、農地中間管理機構が作成いたしました本日お示しいたしましたパンフレット、こちらによりまして、農家の方々が集まる会議など、そういった機会を利用しまして、周知や広報を行っているところでございます。

なお、利用が進まない理由でございますが、要因の一つといたしましては、中間管理機構による貸し付けの場合には、未相続案件や、あるいは境界等のはっきりしないような農地、こういったものにつきましては、貸し付けができないという制度上の問題、それから集約化がなかなか進まない状況から、利用権設定での賃借が継続しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） 確かに諸問題というのはあると思いますけれども、担い手にスムーズな土地の賃借ができるように希望いたします。そして、那珂市の農地が活発に活用されることを願っております。

私も米をつくっている農家として、土地が荒れないように、農道も道も荒れないように一生懸命草刈りをして、環境保全に努めております。

続きまして、基盤整備事業について質問いたします。

田畑について那珂市で進められている基盤整備の進捗状況について、現在どのような状況になっているか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えを申し上げます。

現在の基盤整備の状況でございますが、推進協議会を立ち上げまして事業を進めている地区は、全部で5地区ございます。

初めに、新木崎地区におきましては、実施予定の基盤整備事業約200ヘクタールの整備に向けまして、現在地権者からの事業採択同意の取得を行いながら、国の審査及び法手続を進めている状況でございます。

次に、芳野地区で進めております基盤整備の状況でございますが、飯田寄居地区、それと辻鴻巣地区、この2カ所で現在は進めてございます。

進捗状況といたしましては、両地区ともに、地区の推進協議会の中で、今後の事業の進め方、あるいは担い手の確保など、今後の方針などについて話し合いを行っているところでございます。

ほかにも額田北郷地区、それから水戸の境でございます柳河中部地区におきましても、現在意向調査同意の取得に向けて取り組んでいるところでございます。

そのほかにも瓜連地区、それから東海村境でございますが、柳沢宮下地区におきましても基盤整備を進めるべく、推進協議会の立ち上げに向けまして現在話を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） わかりました。

現在基盤整備事業を進めている中において、問題点などはあるのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

問題点というご質問でございますが、基盤整備を進める中におきまして、基盤整備事業における工事費につきましては、国・県・市から事業費補助が出ます。しかしながら、農家の個人負担がこの全体事業費のうち12.5%ということで、農家の方にもかなり大きな負担が生じます。こういったことで、この基盤整備を進める上で一番難しい点は、やはり農家の事業負担があるということだと認識してございます。

ただ、国による負担軽減策というものもございます。事業完了後に農地を担い手と貸借権の設定を行いまして、貸し借りを行うことで、集積及び集約化の率に応じまして、段階的に農家の個人負担が軽減されていくという制度もございますので、この集約・集積の達成率を少しでも上げるように、推進地区におきましては、各農家の皆さんに対しまして、できるだ

け協力していただけるよう周知を行っている、そういった状況で進めてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） わかりました。

確かに新木崎のほうでも私、ちょっと幹事をやっております、本同意や仮同意のところで集積などの説明をしながら、皆さんの意見を取りまとめるというのは非常に大変なことだと思っております。

また、高齢者の中で、もううちは百姓をやらないと。だからその1反歩についていくらの補助が出て自分の持ち出しがあるというのではやらないというような人も中にはございます。

問題等はたくさんあると思いますけれども、担い手さんに貸す手前、また自作農をする手前、やりやすい農地の基盤整備というものを進めてまいりたいと希望いたします。

続きまして、農道の整備や修復などについて現在はどうのような形で実施しているのか、お聞きいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

那珂市におきまして、農道に認定しているのは17路線と少なく、一般的に農道と言われる耕作道路につきましては、市道に認定している箇所が多いのが実情でございます。

整備や修繕につきましては、土木課と協議をしながら、順次行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） 17カ所とは少ないですね。びっくりいたしました。

私は農家をやっておりますけれども、田んぼの中や畑の中の道路というのは、全部農道だと思っております、それが大体は市道ということでございますね。その場所によって市道と扱い、農道になっているところが壊れた場合には、そのどちらかのことで相談をしながら、協議をしながら、整備をしていくということなんですね。わかりました。

なかなか農道整備といいましても、市道整備といいましても、田んぼの中や畑の中の道路というのは、そう素晴らしい道路ではありませんで、私も2回ほど車を落としそうになりました。去年、今年の稲刈りのときも、うちの息子がホッパーに満載して、軽トラで下がっていたところ、後ろの残水路に斜めになって落ちそうになってしまっ、私は別に息子が落ちるのは構わないんですけども、積んであるお米を非常に心配しまして、もう20俵もある米がだめになっちゃうんじゃないかと思っ、びっくりした経緯がございました。

それでは、続きまして、農福連携についてお聞きいたします。

これは、11月17日の茨城新聞に農福連携のことについて記事が載っております、那珂

市におきましての農福連携については、近隣市町村の状況によってはどのようなになっているかということ、それをちょっとお聞きしたいですね。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

那珂市における農福連携でございますが、現在県の事業によりまして、畑地かんがい推進モデルは場事業といたしまして、飯田地区でございます「なるみ園」さんのご協力を得まして、障害者の工賃向上に向けた取り組み、あるいは障害者の特性に合わせた作業の検討などを行っておるところでございます。

また、近隣の市町村の状況でございますが、同じように農福連携を進めているとは聞いてございますが、作業のマッチングの状況等もあり、なかなか進んでいないというのが現状であると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） なかなか進まない現状ということですが、やはり現場によっては、簡単な作業でも見ていないといけないとか、ついていないといけないというところから、いろいろな現場でも問題が出ているということでございます。その中で、よりよく問題が解決できるよう祈っております。

我が家にもちょっと障害を持った娘がおりまして、農福連携があって働けるほどの軽度な障害ではありませんが、そのような連携があって、少しでも働けるような場所を提供できれば、家族としても少し安心もできるのかなと、いろいろ考えております。

続きまして、アグリビジネスについて質問いたします。

その前に、アグリビジネスとは一体どういうことなのか、ちょっとだけ説明させていただきます。

アグリビジネスの定義といたしますのは、英語の農業のアグリカルチャーとビジネスから成る造語で、農業において生産者をサポートし、農業に関する経済活動を行うことということになっております。

農業とは、単に農産物を生産するだけの作業ではありません。農業を産業として成り立たせ、繁栄を望むには、農産物の加工や流通や販売が必要となります。また、農業をビジネスとしてより生産性を上げたり、収益を上げるよう考えると、金融や資金の供給面での発展も必要となるのです。そこで活躍するのが現在のアグリビジネスの方式ということでございます。

小規模であった農家の法人化や大規模を進めて、このアグリビジネスの規模が大きくなるにつれて、革新的なテクノロジーを駆使して、資材や農機、農業システムについてコンサルティングを行う会社も多くできてきております。アグリビジネスが注目される理由として、農家が3つ抱える問題がございます。

1つは、先ほど来お話をしている農業生産者の高齢化に伴う後継者不足。

2つ目が、外国産農作物の輸入の増加でございます。これによって、解決するためには、日本の生産物も海外へ輸出する量をふやしたり、国内農家ごとの競争率を上げて、個々の農家の生産性や流通性を上げることが不可欠とされております。

3つ目には、地方経済の発展でございます。農業は地方創生に大きくかかわる産業であるということです。農業を発展させるためには、さまざまなかかわりを必要とし、流通のため、種苗会社、製造会社、加工にかかわる会社、卸売りや小売り業者、外食産業など、そのために農業にかかわる人のつながりを深め、高め合うことによって、結果的に地域全体の経済の貢献へとつながるということでございます。この3つの問題を解決することにより、最新のテクノロジーを駆使して、よりよい農業に高い効率性を上げることでアグリビジネスが注目されているのでございます。

もう一つは、6次産業ということなんですけれども、農業や水産業の第1次産業が食品加工、流通販売にも業務展開している経営態をあらわす言葉でございます。

6次産業というのは、農業水産業、産業分類では第1次産業に分類され、畜産業、水産業の生産を行うものとされています。ですけれども、6次産業とは、畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工、流通販売において、農業者が主体的かつ総合的にかかわることによって、加工賃や流通マージンなどの今までの第2次、第3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得るということで、農業を活性化させようというものでございます。

それでは、質問いたします。

6次産業化及びアグリビジネスの推進に向けて、現状としてはどのような施策を進めているんでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

6次産業化及びアグリビジネスの推進につきましては、食と農の連携によるアグリビジネスプランを掲げまして、農産物の高付加価値化、販路拡大による農家所得の向上を図り、活性化につなげることを目的に推進をしております。

一例を申しますと、今までには、ドライトマト、それから米ゲルを使用したパスタ、パン、高級干し芋でございます「エピソードXⅢ」などの付加価値の高いブランド商品が開発されたところでございます。

さらには、実需者への販路拡大のため、マッチングフェア、消費者への認知度向上につなげる取り組みといたしまして、農業生産者でございますフェルミエ那珂による「いい那珂マルシェ」を開催いたしまして、那珂市内の農産物のPR、それから食べ方の提案などを行い、消費者との交流を深めているところでございます。

また、生産者と関係団体におきまして「かぼちゃプロジェクト」というものを立ち上げまして、「かぼちゃのまち那珂」というのをスローガンにカボチャの生産振興を現在進めてお

ります。本年度につきましては、カボチャの料理やお菓子のレシピコンテストの開催、それから笠間市、行方市と協力して、焼き菓子「いもくりなんきん」の商品化などカボチャを使った那珂市の逸品づくりを進めてまいったところでございます。

このような食と農の連携の取り組みによりまして、茨城県のアンテナショップであるイバラキセンス、それから県内の百貨店などへの出品も年々増加傾向でございまして、県内外への販売チャンネルの拡大を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） わかりました。

それでは、那珂市農産物の6次産業化及びアグリビジネス推進に向けて、今後どのような事業や施策を考えているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

今後の事業展開といたしましては、生産者と実需者をつなげる機会でございます先ほども紹介しましたマッチングフェア、こちらを継続的に開催していきたいと考えてございます。また、食農セミナーなどの開催によりまして、消費者ニーズの把握をしつつ、さらなる販売戦略の構築や安定的な農作物の生産支援を進めてまいりたいと考えてございます。

さらなる那珂市農産物のブランド化というものを進めるためには、消費者や食品関連事業者等へ那珂市農産物の価値を広くPRし、どのように提供を行うべきかを考えたブランド戦略が必要であるというふうに認識してございます。

6次産業化の推進につきましては、那珂ビジョンの推進計画にも位置づけられておりますので、県、それからJA、商工会等関係機関との連携を図りながら、生産者のアグリビジネスへの意識向上も図り、生産、経営、流通の支援をしながら、ブランド化及び販路拡大の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○2番（小池正夫君） わかりました。

最後に、通告にはありませんが、市長にちょっとお伺いいたします。

那珂市の農業の展望について一言お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） みずから農業をされておる小池議員に那珂市の農業の展望についてお伺いされました。

きょうもたくさんの方がいらっしゃっていますけれども、これまでの農業は先輩方のいろんな努力、ご苦勞によって維持をされてきた、そういうふうに思っております。那珂市は非常に気候も穏やかですし、耕地にも恵まれている。これは先人の遺産だと思います。しかし、

今後の将来を展望したときに、どんどん時代が動いている。例えば農産物、ＴＰＰに代表されるように、海外とも競争しなくちゃいけない。いろいろな課題があります。議員がおっしゃったように、少子高齢化、その中での後継者がどんどん少なくなっていく。担い手をつくらなくちゃいけない。どうしていくか。やっぱり規模拡大、条件整備、そういったものをしていかななくちゃいけない。作目によっては、特徴を出した産業にしていかななくちゃいけない。そういったことで先ほど部長が答弁したように、カボチャのさらにはブランド化とか、あるいは「フェルミエ那珂」に代表されるような、若い人たちが農業をどうやっていくかと、そういうことも支援をしていかないといけない。６次産業化はおそらく物をつくるだけではなくて、そこにかかわる人たちをふやします。これは、雇用の拡大にもつながる。いろんな可能性が私は農業に含まれていると思います。

那珂市は、農業が基幹産業、そう言って、ずっと久しい時代を過ごしてきました。やはり那珂市のこの資源を生かしていくためには、農業に力を入れなくちゃいけない。今後の可能性たくさんあります。ほ場整備なんかでも、たくさんの方々にもご協力をいただいている。そういうものに応えていくためにも、これから若い人たちがもっともっと可能性をそこで実現できるような農業のステージをつくっていかなくてはならない。私はそのように考えております。議員の皆さんとも一緒に努力をしていきたい、そのように考えております。

○議長（君嶋寿男君） 小池議員。

○２番（小池正夫君） 大変力強いお言葉、まことにありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告８番、小池正夫議員の質問を終わります。

◇ 小 泉 周 司 君

○議長（君嶋寿男君） 通告９番、小泉周司議員。

質問事項 １．ネーミングライツの導入について。

小泉周司議員、登壇願います。

小泉議員。

〔１番 小泉周司君 登壇〕

○１番（小泉周司君） 議席番号１番、小泉周司でございます。

これまで３月、６月、９月と３回一般質問の場に立たせていただきました。その中でさまざまに提案をさせていただいたところでございますが、やはりそのときに問題になるのは、財源の確保という部分でございます。事業を実行するには、何か削って予算を確保するか、予算の確保というものが事業実行の大前提となるというところがございました。

そこで、私は、今回はまさしくその収入の部分、財源の確保というところで、税収とか交

付金ということではなくて、新たな収入の確保の提案をさせていただきたいというふう思います。

その方策として、ネーミングライツの導入について、今回は提案をさせていただきます。

ネーミングライツ、聞いたことあるという方とネーミングライツって何だという方といらっしゃると思いますが、まず、この議論を始めるに当たりまして、ネーミングライツというものがどのようなものなのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答えいたします。

ネーミングライツは、スポーツ施設や文化施設などの施設の名称にスポンサー企業の社名や商品ブランド名を付与する命名権と、それに附帯する権利というふうになっておりまして、また、ネーミングライツのスポンサー企業は、施設等の名称を使用するかわりに、施設の保有者に対しまして、対価を支払うというものになってございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 施設名称をスポンサー企業の社名や商品ブランド名を付与することで、命名権を附帯する権利だということ、それからスポンサー企業は、それに対して対価を支払うということで、市にとっては、一定の収入を得られることになるんじゃないだろうかというふうに思います。

実際として新たに収入を得る方策だというふうにと思いますが、自治体にとって、それ以外の効果、それから企業にとってはお金を払って命名権を取得して、どんな効果があるのか、そのあたり教えていただけますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答えいたします。

市が導入した場合の効果といたしましては、施設の維持管理費用を賄うための新たな財源の確保ということになります。また、スポンサー企業との協働によります地域活性化への取り組みなどが考えられます。

また一方、スポンサー企業にとりましては、企業や商品の認知度の向上であったり、ブランドイメージの向上、地域貢献によります企業イメージの向上などが考えられます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 市の場合には、新たな財源の確保、施設にとって、維持費の軽減が図られるということかなというふうに思いますし、スポンサー企業にとっては、やはり企業の認知度というものが、施設に名前がつくことでアップするというのが言えるかなというふうに思います。それから、やはり企業のイメージも市に貢献をしているということで、イメージの向上にもつながるんじゃないかなというふうに思います。

市とスポンサーと双方にメリットがあるネーミングライツという制度が那珂市でも導入できないかというところで、これからの質問を進めていきます。

全国的に見ますと、ネーミングライツでございますけれども、まず、始まりは1973年アメリカのフットボールチームのスタジオの名称だということでございます。そこから1990年代に北米のプロスポーツを中心に拡大をしていって、日本では2003年、東京スタジアムが「味の素スタジアム」と変更されたものが最初だということでございます。

日本でも多くのスポーツ施設が運営資金の確保のための有効的な手段として、導入が進んでいるということになります。

また、皆様のなじみのあるところでは、広島市民球場、「MAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島」、それから楽天の本拠地、宮城球場は、今「クリネックススタジアム宮城」、あとは、Ｊリーグ、「横浜国際総合競技場」と言ったものが、今は「日産スタジアム」というふうにネーミングが変更されております。これらもネーミングライツの導入の一つの事例でございます。

今、大きな施設を皆さんがよく耳にする名前を上げさせていただきましたが、実は茨城県内でも導入が進んでおります。身近な茨城県での導入事例について教えていただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

県内におけます主な導入の事例ということでございますので、県の施設と隣接しております水戸市を例に紹介をさせていただきます。

まず、県の施設では、笠松運動公園の屋内水泳プール兼スケート場を、株式会社山新が「山新スイミングアリーナ」に、「県民文化センター」を株式会社廣澤精機製作所が、「ザ・ヒロサワ・シティ会館」に導入してございます。

次に、水戸市になります。水戸市の施設では、市立競技場を株式会社ケーズホールディングスが「ケーズデンキスタジアム水戸」に、また「総合運動公園市民球場」を株式会社ノーブルホームが、「ノーブルホームスタジアム水戸」に、「東町の運動公園体育館」を株式会社アダストリア水戸が「ADASTRIA MITO ARENA」という命名権を取得をいたしまして、命名をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 笠松運動公園屋内水泳プール兼スケート場が、株式会社山新様で「山新スイミングアリーナ」ということで、国体のときに山新スイミングアリーナで飛び込み、それから水泳競技がありましたという記事を見て、最初私、どこかなというふうに思ったら、何だ、笠松運動公園じゃないかというところがありました。それからケーズデンキスタジアムなんかは、水戸ホーリーホックの本拠地になっておりますので、皆様にとっても聞く機会

が多いんじゃないかなというふうに思います。

こちらのほうの命名権、それぞれ契約金額とその効果等について、わかっている部分がありましたら、教えていただければと思います。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

公表されています施設を例に、1年間の契約金額と契約期間について報告をさせていただきます。

まず、県の施設におきましては、今紹介ございました「山新スイミングアリーナ」が、年間720万円で、契約期間が3年間になってございます。

水戸市の施設では、「ケーズデンキスタジアム水戸」が、年間で2,100万円で、契約期間は5年間となっております。

また、効果ということでございますが、やはり施設の維持管理を補うための新たな財源ということになるというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 「山新スイミングアリーナ」年720万円、「ケーズデンキスタジアム水戸」年2,100万円。施設を維持管理する中で、これだけの金額が収入としてあるというのは、非常に財政的に助かる話じゃないかなというふうに思います。それぞれの金額が高いのか安いのか、「ケーズデンキスタジアム」が2,100万円で、「山新スイミングアリーナ」が年720万円ですので、個人的には、「山新スイミングアリーナ」はもう少し高くてもいいんじゃないかなというふうには思いますが、ただ、一定の効果がある。新たな財源の確保策として一定の効果があるというのは、認められるところかなというふうに思います。

ここまで比較的大きな施設のお話をしてまいりました。全国的な事例もご紹介したのは、日産スタジアムであったり、そのような大きな施設でございましたし、今、県内の施設として上げられたのも、比較的大きな施設が例として挙げられたところでございますが、実は公共施設というのは、大きな施設もあれば、小さな施設もございます。大小さまざまございますので、このネーミングライツというものが、大きな施設に限った話なのかという点で、小さな施設でも適用されるんじゃないかというふうに思いますが、そのあたり、どうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答えいたします。

ネーミングライツにつきましては、施設の規模に関係なく募集をできるものではございますが、規模が小さな施設では、募集をしても応募がないというような状況が多いというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 私、ちょっと調べましたら、実は公共トイレで命名権が成立した事例がございました。これはTOTOという会社が導入しているということで、契約金はわずか10万円だそうです。ただ小さい施設ですので、小さい施設にとっての10万円という収入は非常に大きいかなというふうに私は思います。

もう一つメリットがあるのは、大きな施設で、大きな金額が動くということになりますと、やはり大きな企業しかここに参加することができないということになりますが、小さな施設で小さな金額を設定していただきますと、まさしく中小の企業も手を挙げることが、要するに手が届くところの金額でネーミングライツが導入できるんじゃないかというふうに思うところがございますので、なかなか小さな施設で応募者がいないというその想定は、私も立つところではございますが、やってみるということも必要かなというふうに思いますので、排除することなく、検討をしていただければよろしいんじゃないかなというふうに思うところではございます。

ただ、ネーミングライツ、先ほど私も「山新スイミングアリーナ」と聞いたときに、どこなんだろうというのを疑問に思ったという点がございます。必ずしもいいことばかりではないかもしれない。

そこで、ネーミングライツにはどのように問題点があるのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

ネーミングライツはプロ野球やJリーグ、またBリーグなどのプロスポーツチームの本拠地や、またマスコミ等により施設の名称が露出する頻度の高い施設で多く導入をされているということがございます。先ほども申し上げましたが、規模の小さな施設では、応募する企業が少ないというような状況が見受けられるというのも一つ問題点になってございます。

そのほかの問題点といたしましては、企業や商品名が目立つことによりまして、どのような施設なのかということがわかりにくくなるというようなこともございます。また、なれ親しんだ施設の名称が変更することによる市民の方の戸惑いということもございます。また、名称が頻繁に変わるという可能性もございます。また、スポンサー企業の経営破綻や不祥事によりまして、施設へのイメージダウンということなども考えられております。また、施設名称の変更に伴いまして、施設の看板や施設の周辺の道路標識の変更等に係る費用負担というような問題も考えられます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） まさしく小さな施設では応募する企業がないという状況があるということでございまして、一定の募集をかけるにしても、そこに人件、労働力というのはかかる

わけでございますし、それを時給に換算すれば、一定の労働力の金額、人件費というのがここにかかるわけですので、やってだめだったということがいいのかというと、そうではありませんけれども、ただ一定の費用対効果を見込めるのであれば、ぜひともチャレンジをしてほしいなというところがございます。

それから、1点気になったのは、施設名称の変更に伴う看板等の変更というのは問題があるよということでございましたが、これは、市が負担するものなのでしょうか、それとも事業者が負担するものなのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

施設の看板や施設周辺の道路の標識の変更におけます費用負担につきましては、スポンサー企業側が負担をしているという事例が多く見受けられますが、自治体が負担をしているという事例もございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） これ、費用負担の問題ですから、当然募集のときには、どちらが負担するかということは、きちんと決めておくことが大切だろうなというふうに思います。また、スポンサーが、企業側が負担するということになれば、その部分の一定の企業側の負担というものも見込まなければいけないということになりますので、当然ネーミングライツの金額を決める際には、そういったところも換算して金額を決めていくということも必要なんだろうなというふうに思います。

そこで、そもそもこのネーミングライツの金額というのは、さまざまあるようでございますけれども、どのように決められるものなのか、このあたりを教えてくださいませんか。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

ネーミングライツを導入する際の契約の金額につきましては、募集の方法にもよりますが、提案募集型によりスポンサー企業を募集する場合につきましては、応募を検討している企業が対象となる施設の状況や広告価値を見定めた上で、希望する金額を提案をしていただくというようなことになります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

ここで暫時休憩です。

質問、次入りますか。次の那珂市の導入と効果について入るならば、ここで休憩させていただきます。

○1番（小泉周司君） 那珂市での導入と効果について入るならば、ここで休憩ということで

すか。

じゃ、最後。

それぞれに提案でということでお聞きしましたが、先ほどの費用対効果ではありませんけれども、やはり一定の最低金額という、行政側もコストというものを考えた場合に、最低の一定金額というのを示しておく。例えば30万円以上ですよ、50万円以上ですよということは、提案していくことが必要かなというふうに思いますし、企業側もなかなか難しい問題だと思うんですね。そうなれば、一定の基準を示すという意味でも、企業が参加しやすくなるように金額をある程度明示するというのが、私は必要なんじゃないかなというふうに思います。

県内でも土浦市が随時募集をかけているような状況もございますけれども、そちらのほうの金額を見ても、30万円とか50万円とか非常に低い金額で出ているところもございますし、そのような形で乗せた上で、応募者がいなければ減額するというような方法もとれるかというふうに思いますので、金額については一定の基準を示す上でも、やはり市町村がきちんとある程度の金額を示す必要があるのかなというふうに思います。

ここで質問を切るということで、なかなか次につながりが難しいところなんですけど、ここまで議論をしてきて、マイナスの面もあるけれども、プラスの面もあるよという中で、私はプラスの面のほうが強いんじゃないかなというふうに思います。一定の職員の労力をかけるという部分で負担をかけることにはなるかもしれませんが、やはりこういったことに新たに取り組んでいく、新たな収入の道を探っていくということは、非常に大切だろうなというふうに思いますので、ぜひとも導入に向けて検討をしていただきたいと思いますし、午後からになるんでしょうか、この後の那珂市での導入についての議論につなげていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

小泉周司議員、登壇願います。

小泉議員。

〔1番 小泉周司君 登壇〕

○1番（小泉周司君） 議席番号1番、小泉周司でございます。

午前中、途中まで質問進んだのですが、途中で中断となりまして、午後から改めて、気を

取り直して再開をさせていただきたいと思います。

ちょっと午前中の議論、もう一度振り返らせていただきます。

私、ネーミングライツの導入についてをご提案しております。ネーミングライツというのは施設の命名権ですよというお話。それから、市にとっては新たな財源の確保となること、そして企業にとってはPRの場となるということで、双方にとってメリットがありますというお話。それから、比較的小さな施設でも、全国を見れば、導入事例があるということが言えるかと思います。その上で、施設の名称に企業名がつくことで、どこの施設をあらわしているのかわかりにくくなるといったマイナス面もあるというお話もいただきました。プラスの面とマイナスの面を比較したときに、それでも私は導入するメリットのほうが大きいというふうに考えております。

全国で導入事例があるから、そのまま那珂市でもやってくれということでは決してございません。そのあたりは、那珂市に落とし込んだときにどうなのかというところを、午後から再開する中で、那珂市での導入とその効果についてということで、ネーミングライツの議論をさらに深めていきたいというふうに思うところでございます。

それでは、那珂市での導入と効果について。

まず最初に、現在、那珂市でのネーミングライツの検討状況について、どのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

那珂市におけます検討状況につきましては、ネーミングライツにつきまして、今調査を始めたという段階でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 検討を始めたということでございます。いろいろな条件等含めて、さまざまに検討する項目というのはあるかと思いますが、この大小さまざまな施設が対象となってくるということになりますと、那珂市でもそれぞれに対象となってくる施設があるかなというふうに思います。そうなりますと、それぞれの施設が個別にいろいろと物事を決めていくというよりは、やはり市として手続の統一化を図るようなガイドラインの策定のようなものが必要になってくるんじゃないかというふうに思いますが、その点について、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、実際に募集をするに当たりましては、手続の統一化が必要になってまいりますので、統一的な基準となる要綱であったり、またガイドラインにつきましても作成する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） やはり、私も一定の基準というものを設けて、それに沿って那珂市全体が動いていくというのがいいのかなというふうに思います。個別の施設、ここはできそうだ、じゃ、ここで基準をつくりましょう、要綱をつくりましょうというよりは、どの施設でも該当できるような形で市としての統一的な基準を設け、それに沿って募集をかけていく、このことがやはり必要かなというふうに思います。

土浦市でやっていることを見ますと、多分そのような状況になっているのかなというふうに思います。ですから、比較的見込みがないだろうなと我々が見ると思うようなところでも募集がかかっていて、事例を見ると、ここ最近でも3例ぐらい、普通に体育館だったりとか、そういうところが企業とネーミングライツの契約を結んでいるというような状況もありますので、ぜひともこのガイドラインの作成というものはお願いしたいなというところでございますし、そのようなところで個別にそれぞれの課であったりとか施設が考えるのではなくて、ガイドラインを作成するということはある意味事務の効率化というところにもつながっていくのかなというふうに思います。その意味においても、やはり那珂市としてネーミングライツの導入を考える際にはガイドラインの作成等、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、実際に那珂市ではどのような施設が対象となるのか、教えていただきたいと思っています。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

多くの利用者が見込めるようなスポーツ施設や文化施設といったものが対象になるのではないかなというふうに考えおります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 文化施設、スポーツ施設というと、やはりある程度来館者が多いような大きな施設を見込んでいるのかなというふうに思いますが、先ほど前段での導入の議論の中で、小さな施設も全国的に見ると例があるというお話をさせていただきました。そう考えますと、小さな施設でもやってみればいいんじゃないかなというふうに私なんか思うんですが、その点について、小さな施設に対しての募集、どのようにお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

施設の規模に関係なく募集することは可能であるというふうに考えてございます。ただし、現状におきまして、小規模な施設では、募集をしても応募がないといった事例が多く見受け

られることがございます。小規模な施設につきましては、導入はなかなか難しいのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 小規模な施設については導入は難しいという回答でございましたけれども、これまた午前中の中でも言わせてもらいましたが、やはり小さな施設で契約金が安いからこそ中小企業だったら手が届くというところもあるかと思えます。そのような面からいくと、最初から排除するのではなくて、ガイドラインに沿った形で募集をかけてみるというのも、これは一つの方策かなというふうに思いますので、ぜひともここは前向きに検討をお願いしたいなというふうに思います。

では、実際に那珂市で考えている今現在、最も可能性のある施設としてはどちらになるのか、それを教えていただけますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答え申し上げます。

ネーミングライツは、施設の利用者が多く、マスコミ等への露出頻度の高い施設で多く導入をされておりますので、那珂市におきましては、スポーツ施設といたしまして、年間約17万人の利用がございまして、那珂ひまわりフェスティバルやフィルムコミッションでも利用実績のあります那珂総合公園につきましてネーミングライツの募集の対象施設として有力な候補になるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 那珂の総合公園、年間17万人、それからひまわりフェスティバルも開催されているということで、比較的市内外の方が訪れる機会の多いところかなというふうに思いますし、まさしく企業側にとっては、そういう場でネーミングライツを取得して企業名をPRできるというのは、一定の効果が見込めるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

では、那珂総合公園であれば、実際にネーミングライツが可能なのかどうか。現在、那珂総合公園での検討状況について教えていただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

那珂総合公園の検討状況ということでございますが、現在、茨城県内の体育施設等でネーミングライツを実施している自治体の募集要項や募集状況について情報収集し、調査を始めた段階でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） ネーミングライツのメリットとして、やはり市の新たな財源確保というところでございます。維持費の軽減ということが目的になってきますと、では実際那珂市の総合公園、年間どれぐらい維持管理費がかかっているのかなというのが非常に気になるところでございます。那珂市総合公園の維持管理費と、また年数がたっておりますので修繕費もかかっているかと思います。そのあたりの数字を教えてくださいたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

総合公園管理事業における経費でございますが、平成30年度、維持管理費として約1億5,300万円、そのうち修繕費が約540万円となっております。

また、施設改修事業といたしまして、アリーナの照明、こちらのLED改修工事のほうを昨年行っております。事業費としましては約2,200万円となっております。修繕費に係る費用につきましては、開園して26年を経過しているということで、年々増加傾向にはあります。以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 修繕費、26年経過しているということで、こちらが増加傾向にあると。これはやむを得ないことかなというふうに思います。ただ、維持管理費で1億5,000万円、正確には1億5,300万円ということで、思ったよりもかかっているんだなという印象を受けます。やはり、それだけ多くの費用をかけて、しっかりと利用してもらうということが大切だとは思いますが、総合公園の場合、ネーミングライツによってどれぐらいの収入が見込めるかというのは、今後の検討材料になってくるのかと思いますが、仮に100万円だとすると、10年で1,000万円、これが200万円だと2,000万円ということで、LEDの改修費なんかは賄えるという形になるのかなというふうに思います。ですので、やはりゼロから、今までゼロだったもの、そこに収入は見込めなかったところから今後考え方で収入を上げていくという発想は、非常に大切なんだろうなというふうに思いますし、微々たるものかもしれませんが、1億5,000万円のうちの何十万円か何百万円かでも足しになれば、それはやはりやる必要があるんじゃないだろうかというふうに私は思うところでございます。一定の効果が見込める以上、那珂総合公園でのネーミングライツに前向きに取り組んでいただきたいと思うわけでございますけれども、今後の見込み等についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほど行財政改革推進室からもありましたとおり、那珂総合公園は多くの利用者があり、ひまわりフェスティバルや成人式などのイベント会場でもありますので、市の施設といたしましてはネーミングライツの可能性を最も有している施設であるとは思っております。県内の現状でございますが、現実的にネーミングライツを導入しているのは、先ほども説明しましたが、プロスポーツジムの本拠地など収容人員のある規模の大きい施設が大半となってい

る現状でございます。那珂総合公園のような規模の施設で募集しましても、興味を持ってくれる企業があるかどうか懸念しているところはございます。しかしながら、議員おっしゃるとおり、那珂総合公園も年数のほうも経過しまして、修繕箇所も年々増加傾向にある中、ネーミングライツでその一部でも賄うことができれば、大変ありがたいこととは考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 今のお答え、前向きに取り組んでいただけたという部分と、やはり厳しい見通しもあるよということの両方をご意見としていただいたところでございますが、私の捉え方として、検討も進めているという中で、今の回答は前向きに、前向きというかネーミングライツについては導入に向けて進んでいくというふうに捉えたところですが、それで認識は間違いないでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、財源の確保という点では有効な手法でございますので、これについては早期に導入について進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） ありがとうございます。前向きに進めていただけたという中で、私から一つ提案がございます。

私も普通に募集をしたのでは厳しいだろうなという感覚は同じく持っているところでございます。でも、この難しいだろうなで終わっては、まずいと思うんです。難しければ、そこをクリアするためにどうしたらいいんだろうという、この発想もやはり求められるところじゃないかなというふうに思います。

そこで、私はネーミングライツ、名前を売ります、年間いくらですというだけではなくて、そこに一定のアドバンテージ、例えば施設の優先利用、年間に10日とか20日とか、そういう形で優先的な利用権を付与することで、ネーミングライツによるメリット、プラスアルファの部分を企業にもたらすことができれば、実は手を挙げてくれるところがあるんじゃないだろうかというふうに思うところでございます。施設の命名権だけでなく、施設の優先利用などの特典を付与して、このネーミングライツの募集をかけてはどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

施設の命名権以外に優先利用などの特典を付与ということでございますが、ネーミングライツを希望される事業者が施設を利用する場合、例えばですが、事業者主催の大会等の開催

時に施設料の減免などの特典をネーミングライツの募集要項に加えることなどは可能ではないかと思っております。ネーミングライツ導入のほうの市町村がふえている中で、募集要項の中で企業に応募していただけるような条項を検討することは大切なことであるとは考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 施設の優先利用というのは、あくまでも私個人の考えでありまして、そういったことを現実的に可能かなというふうに私は思います。ただ、施設の利用状況等考えて、そこは設定していただければいいのかなというふうに思いますし、逆に言えば、私1人の考えですので、皆さんの組織の中で何人かの意見を出し合えば、それにかわる新たなアドバンテージの付与ということも可能かと思しますので、ぜひとも、ネーミングライツだけでは厳しいと思うのであれば、それをクリアできるような方策を皆さんの知恵をもって考え出していただきたいなというふうに思います。

もう一つ、大事なことは、ネーミングライツを始めるに当たって、どのように周知をしていくかということだと思います。

最後に、今後の取り組みとその周知方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほど、全体的なガイドラインのほうのお話も出ましたが、まずは周辺のネーミングライツを実施しております体育施設等の状況を調査しながら募集要項のほうを策定し、市の広報紙やホームページ、SNSを活用して市内外に広く募集のほうを図っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） これをどのように周知していくかということ、非常に大切なことだと思います。これはある意味、市長のトップセールスで探してくるというものもあると思いますし、市役所でいえば、企画部で西部工業団地の企業にPRをするというようなこともこれ、あるかと思います。それから、産業部であれば、商工観光課が商工会と連携してPRを行っていくというようなことも考えられると思います。これは一部の、行革とかスポーツ推進室がネーミングライツを導入するから、ほかの部の話だということではなくて、それぞれの部がネーミングライツをやる場合にどういったことが協力できるんだろうということもあわせて考えていただきまして、市全体で盛り上げていただければ、きっと業者が見つからないということは私はないんじゃないだろうかというふうに思いますので、強くネーミングライツの導入を前向きに進めていただくことをお願いしまして、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告9番、小泉周司議員の質問を終わります。

◇ 福 田 耕四郎 君

○議長（君嶋寿男君） 通告10番、福田耕四郎議員。

質問事項 1. 公共下水道の現状と今後の方針について。2. 大規模太陽光発電について。
福田耕四郎議員、登壇願います。

福田議員。

〔18番 福田耕四郎君 登壇〕

○18番（福田耕四郎君） 18番、福田耕四郎でございます。

冒頭、台風15号、さらには19号、災害、そして亡くなられた方たくさんおります。心からのお見舞い、さらにはお悔やみを申し上げたいと、こういうふうに思います。

この台風、これもやはり今、世界が注目している地球温暖化、この影響というのが大きな影響を日本にも及ぼしている、これは皆さんもご承知だろうと思います。ここ四、五日前ですか、COP、難しい言葉でいえば国連気候変動枠組条約締約国会議、これを略してCOP、いわゆる二酸化炭素CO₂に関しての国際会議がスペインで開催されております。昨夜のニュースでも放映されていまして、いわゆる温暖化、これが大きく取り上げられて議論をされていまして。私は、そのテレビを見ながら、非常に残念だったなというのが、このCO₂排出量、日本は世界で5番目なんです。一番多いのが中国、そして2番目がアメリカ、3番目がインド、4番目がロシア、続いて5番目が日本、こういうことで今、小泉環境大臣が現地に行っております。さらには、経産省大臣の梶山さんが、あるマスコミからの質問に対して答弁をちょっとされていまして。どうも日本というのは資源が乏しい。そういうことで、どうしてもやはり資源の確保、そういうことで今はエネルギーに対しては石炭、いわゆる化石ですか、これを頼ってこのCO₂の排出量が非常に多い、こういうことを取り上げておりました。まさに残念だなと、こういうことを感じたわけです。このCOPというのは、いわゆる大気中の温室効果ガスの濃度、これをいかに安定させるかが目的であるということで、今、51カ国が議論している。

その中で一つ目立ったのは、いわゆるこの温暖化が進むことによって海水が上昇する。それによって、一番最初に、一番先に影響を及ぼす国、ニュージーランド。あそこは、いわゆる海面と国土が余り差がないんです。ですから、この温暖化によって海面が上昇すれば、ニュージーランドという国は水没する。そういうことを心配されている。このニュージーランドが今回のCOPで語っていたことは、いわゆる2025年までにはこのCO₂の排出量をゼロにしますというようなことを訴えていました。そういうこの地球温暖化、これによっての世界に及ぼす影響というのは、我々日本でも本当に深刻な一つの問題だろうと、こういうふう

に思います。

特に、今回の台風、異常あるいは予想外というようなことも大分、今回通告していた各議員も質問をされている中で、答弁の中でもそういう言葉がありました。本当に想像がつかないようなそういう異常気象、これによつての被害が拡大している。こういうことをしっかり、やはり本市としても考える必要があるだろうと、こういうふうに思っているところです。

本題がちょっと、通告前で恐縮とは存じますが、本当にこの温暖化ということは深刻だということを、我々は真剣に取り組んでいく必要があるだろうと。一つ例を言えば、いわゆる海水温度が2度上がれば、その地域、海域に住んでいる魚、いろいろ種類ありますけれども、2度違うと、回遊場所が移動するんです。ですから、今年はサンマが不漁だった。あるいはイカが云々ということもよく報道されています、マスコミで。これは北朝鮮が来てとっていると、あるいは中国、台湾がサンマをとっていると。そういうことよりは、やはりこの温暖化の影響というのが大きいというのがよくわかりだと思ふんです。

例えば、函館、あそこはイカが産地でした、有名だった。今イカがとれない、それにかわるもの、ブリがとれている。ブリというのはもっと南だったんです。それが、海水温度が2度違うと魚の回遊する場所が400キロ、500キロ移動する。敏感なんです、魚というのは。例えば、人間でいえば、暑いとき、36度、気温が38度あったらば、この2度という温度差というのはどう感じますか、これは我々体験していますからわかりますよね。あるいは、低いときでマイナス5度、それからマイナス7度、2度の差、この差というのはいかに大きいか。我々人間の場合には、その温度というのは、わずか一定、わずかの時間帯で解決することです。変わるわけです。温度は。海水というのはそうじゃないんです。ある程度一定。ですから、2度というのがいかに魚にとって敏感、それだけのこの2度という温度差、海水の温度差で回遊する場所がかなり移動すると、こういうことまで言われております。ですから、やはり我々、この温暖化に対することに真剣に取り組んでいく、こういうことが緊急の課題だろうと、私もそういうふうに思っております。

我が本市は、先ほども市長申しましたが、農業が基幹産業。例えば今、水稻、いわゆる稲が現在は9月の頭から半ばに収穫されています、この辺は。これは、この温暖化がますます進むとするならば、8月に刈り入れするようになります。そういうふうに、農作業、いわゆる農業にまで大きな影響を及ぼす。これがこの温暖化だろうと思います。これから我が市でもいろいろ執行部、あるいは各議員、あるいは各地域の皆さんと一緒にこの温暖化に対する知識をもっともっと深めて、これに対応する。それは災害に、少しでも減災につながる、こういうことになるだろうと。今後とも、執行部、我々も一生懸命勉強しながら、このことについては頑張っていきたいと思ふます。

以上、前置きがちょっと長くなりました。

そこで、1番目に通告してありますこの公共下水道、これについては既に昨日花島議員が通告して質問されました。私の後に今度、助川議員がやはりこの下水道に関して取り上げて

おります。今定例会でも3人の方がこの下水道に関して取り上げている。あるいは今までのこの4年間、4年間のこの定例議会での一般質問で数多くの皆さんが、各議員が、この下水道に対して登壇、質問しているのは皆さんご承知だと思います。そのたびに部長席がかかわっているんです。これ、非常に残念なんです。これは、人事のことですから、我々が云々言うことではないんですよ。かわるたびに同じことを質問、返ってくる答弁というのはほとんど変わりばえがないんです。ここが残念だなと。いわゆる進展がない。これが非常に残念です。ですから、そういうことのないように、今後、執行部におかれましては、よろしくお願いしたいと思うんです。

これ、平成28年から平成30年までの議事録、これ引っ張り出してみました。全部チェックしてあります、肝心なところは。言っていること大体似ているんです、進んでいない。建設部長は、去年までは上下水道部長でおいしましたね。1年間だけでした。そういうふうに、非常に我々としても残念なのは、その辺なんです。これは人事ということがありますから、我々が云々言うことではありませんので、これは我々も理解をしております。ただ、やはり今回の公共下水道については、既に菅谷地区が供用開始をされてから何年になりますか、約半世紀ですよ。四十数年たっているんです。いまだに見通しが立っていない、計画がされていない地域、どれだけありますか。この格差というのはどういうことなんですか。その辺を一つ一つ質問させていただきますので、部長、よろしくお願いをいたします。

その中で、若干前後する部分が多々あるかと思います。その辺はひとつご理解をさせていただいて、まず質問に入ります。

まず、菅谷地区がスタートされて、公共下水道がスタートして過去何年たつでしょう。何年経過していますか、お尋ねをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

菅谷地区の供用開始は、平成元年4月1日ということになります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 平成元年。

公共下水道が、本市で、いわゆる旧那珂町のころからスタート、供用開始されて何年たちますか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

平成元年から供用開始してございますので、おおむね30年ということになります。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 何年ですか、30年。平成元年。そうじゃないでしょう。昭和じゃ

ないですか。四十数年たっていると思うんです。まだ三十年、そんなことないですね。

それはいいです。30年、仮に30年。そして、今現在、全然見通しが立っていない、計画がされていない地域というのはどれぐらいありますか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えいたします。

公共下水道に計画している区域につきましては、3,257.8ヘクタールの区域という形で計画がされてございます。そのうち、下水道の事業認可をとって整備を行っている区域につきましては1,710.6ヘクタールという状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） ヘクタールで言われるとちょっとぴんと来ないです。ですから、そうすると全体的に、公共下水道だけです、いわゆる農集とかそれは別として、公共下水道だけの区域で何%ぐらい進んで、何%ぐらい残っている、何%残っているか、それで結構です。お答え願います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えいたします。

下水道計画によります処理人口、計画予定人口としまして現在4万1,800人を想定しているところでございます。そのうち、現在供用開始しているところにお住まいの方の人口が2万9,000人という形になってございまして、現在の進捗率につきまして70%というぐらいの進捗率でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 公共下水道の進捗率をいえば、私の記憶ではパーセントで、五十一、二%、半分ちょっとしかまだ進んでいないと思うんですが、これは間違いないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） 申しわけございません。現在、その細かい数字を持ち合わせてございませんので、はっきりした数字はちょっと申し上げられないところではございますけれども、やはり全体の処理人口、今の人口に対して下水道の計画人口が想定されているところが先ほど申しました4万1,800人という形になってございますけれども、そのうち今の使用開始できる人口が2万9,000人という形になってございます。また、その面積的な要件で申しますと、全体面積が3,257ヘクタールを予定しているところでございますけれども、供用開始の面積が、認可区域の面積が1,710ヘクタールですので、議員おっしゃるとおり五十数%という数字になってございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） ヘクタールで言われるとなかなかびんと来ないんですよ。ですから、全体的の、どれぐらい進んでいるかということ、いわゆる半分ぐらいだとかというこのパーセントで言っていただければ、大体我々もこうなのかということが理解しやすいんですけども、これはヘクタールで。

ただ、公共下水道を利用している人口でいうと、約2万9,000人ぐらいが公共下水道、さらには農業集落排水、農集が9,200人ぐらい、それから合併浄化槽がありますね、それから後、いわゆる単独槽、いわゆる浸透式、これが9,500人ぐらいいるというようなことですよ。ですから、この9,500というこの単独槽、あるいはくみ取りをされている地域、一番多いのどこですか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えいたします。

この単独処理浄化槽とくみ取り浄化槽、現在ご使用されている方につきましては、今年度より単独浄化槽から合併浄化槽への転換補助としまして配管工事費が追加になったところがございます。それに伴いまして、案内という形でダイレクトメールを2,700世帯について送付したところがございます。その地区ごとに送付した数字で申しますと、多い順に申しますと、中台地区につきましてが一番多く400世帯、続いて飯田地区と五台地区で280世帯、続いて福田地区が250世帯という状況で、そのダイレクトメールを送った方が主に単独浄化槽とくみ取り槽を使っている方で、まだ合併浄化槽に転換していないところのお宅という形になります。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） それでは、この中台、飯田という地域が多いということわかりました。そうすると、公共下水道のいわゆる計画、いわゆる次どこやるか、優先順位というのはどうなっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） 今、下水道の整備状況でございますけれども、県から事業認可を受けて整備を進めている地区は、額田北郷地区をはじめ4地区でございます。この整備完了予定年月が、目標としまして令和5年度を予定しているところがございます。その後の下水道の整備予定区域につきましては、現在その整備とあわせて検討しております全体計画の見直し等も踏まえまして、その後に優先順位を定めて整備をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 今現在進めている5地区ですか、この5地区というのは当初の計画でいくというと、もう既に終わっていてもいいんじゃないですか。当初の計画では、これ平成30年ぐらいに完成のように私は記憶をしているんです。それが現在終わっていない。今、

事業を進めているところだよと。あと何年かかるんですか、これ。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

現在進めている地区に関しましては、平成30年、昨年度までの事業認可期間を令和5年度まで延伸したところでございます。その延伸した大きな要因としまして、東日本大震災により災害復旧工事も下水道等が発生しまして、それによるおくれ等も考えられます。それと、拡大した面積、また整備量が多いことから、5年間延伸したところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） なるほど。昨年終わっていいんですよ。それが令和5年までかかる。6年おくれるということですね。今回の今着工しているこの地域でさえ、当初の計画より5年、6年おくれる、こういうことです。それが今までにもずっとあったんです。これは、もうちょっと加速をして、スピードアップして取り組んでいく。それがもう既に三十数年たっている、当初から比べて三十数年たっているという大きな問題なんです。そうでしょう。決して私はあおっているわけじゃないですよ。これが現実なんです。今、車、モーターでいうと、あおり運転ってあります。あれはやっちゃだめですよ。でも、これはやらなくちゃならないんですよ。これはあおらなくちゃならないというのは、どうですか、ご理解いただけますか。ひとつ、もうちょっとやっぱりスピードを上げた、そして先の見通せる計画をしっかり立てて、そして困っている地域の住民の皆さんに応えていく、これが一番大事だと思います。

本当に、そういう面では、地域の方々の声を聞くと、もう半ば諦めている方が非常に多い。それはなぜかという、高齢化が進んで、いや、うちはもう今からではもう、俺も歳になってしまったよ、跡継ぐ者は水戸のほうへうちつくっちゃったから、うちは下水道はいいや、今のあれで十分間に合っている。そういう家庭もあります。あるいは、何でかんで公共下水道やっていただきたい、いろいろな声を各地域から聞いてきました。そういう意味では、もう一度担当部署で未整備の地域の住民の声を聞く、いわゆるアンケートとかいろいろ手法はあると思います。そういうことを早急にやっていただきたいな、こういうふうに思います。

そこで、地域の皆さんと当市では、かなりの隔たりがある、温度差があるんです。なかなかこの下水道というのは進まない。地域ではいろいろ声を聞くと、そういう先ほど言ったような声が非常に多い。そこに差があるわけです。そこで、私はこの未整備地区、これ那珂市でもこれから取り上げていっていただきたいんですが、合併浄化槽、この辺について伺いたいと思います。

公共下水道が既に供用開始されて30年がたっている地域もあります。現在でも将来の汚水処理方法に変更の可能性があるために、いまだに単独処理浄化槽やくみ取りなどを使用している家庭が混在しております。特に、合併処理浄化槽による整備を進めることとなる住民に

対して、今後の合併処理浄化槽の補助については本市としてどういうふうに考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在の下水道全体計画では整備に時間を要しているところでございまして、単独処理浄化槽やくみ取り槽をお使いの方につきましては、将来的に実際どうなるのか見通しが立てられていない方もおり、引き続き単独処理浄化槽などをお使いになられるケースもあると考えております。このような状況から、合併浄化槽への転換補助金につきましては、現在も国や県の補助制度準拠しているところではございますけれども、今後、公共下水道の供用開始から30年以上経過したということを踏まえまして、そういった意味で区域との格差が出ているということの是正の上でも、個人負担の低減のために市独自の政策としまして合併浄化槽への転換を加速するべく補助制度の拡充や上乘せ補助等を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） ただいまの答弁で、国とか県の補助、これはもちろんのことです。それから、30年以上経過している区域との格差是正の上でも、市独自の補助制度を行っていききたいと、こういうことですね。

そこで、これは私の考えですが、今現在、年間でこの浄化槽の基数というのは60基と聞いています。この60基というのは、私の聞いている中では、新築の場合が大半、この60基に含まれている。そうすると、そこにほとんどがいつちゃっている、新築のところへ。そうすると、もう既に20年、30年近くたっている合併浄化槽のところが老朽化が進んできて、そろそろ更新の時期が来ている。そこまで回らないんです、基数が60基と限られていますから。これは、今答弁で言った30年という格差、こういうことを踏まえて、これは市単独の補助、いわゆる申請をした方が負担がないぐらいの補助を設ける必要があるんじゃないですか。それが格差の是正と違いますか。そのぐらいのことをやっていただきたいと、私はそう思うんです。格差ということを言っているんですから。これ、それでは、市独自の補助制度をしていくということは、どれぐらいのことを考えていますか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

現在の補助制度、国や県の補助制度に準拠して市も補助金を支出しているところでございます。それに加えまして、先ほども申したとおり、やはり単独浄化槽やくみ取りの方を早急に合併浄化槽に転換しなければならないということから考えまして、現在の配管している補助金につきましては、単独浄化槽をお使いの方については、今年度から補助ができておりますけれども、例としまして、くみ取り槽の方が合併浄化槽に転換する場合の配管補助費であ

りますとか、そういった面で制度の拡充、または、今、合併浄化槽の補助金につきましては、5人槽の例で申しますと29万4,000円という金額を補助しているところではございますが、それに加えて市のほうで補助の上乗せといいますか、その辺をこれからちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 今、答弁の中にもありましたけれども、この補助率の拡大、いわゆる市単独で、私からいえば、全額補助していただきたいんです。でも、そういつてもなかなか難しい点もあると思います。ただ、公共下水道から比べたら金額の差というのは大きいんです。こっちはそんなにかからないんです。だから、そのぐらいのことをやはり未整備の地区の方々にはお願いをしたいというのが私の本音です。

それと同時に、先ほど申しました中台とか飯田地区、この地域が一番条件が悪いところなんです。一つ例をとれば、中台地区、ちょうど旧349行って、並木というのかな、あの辺というのは地形がちょっとスリバチのような、そういう地域。あそこで使っている浄化槽というのは全部単独槽。合併は使えないんです。なぜかといえば、放水先がない、放流先がない。そういう地域が後回し、後回しになっているのはなぜなんですか。そういうところを最優先で事業を進めていくというのが、一般民間的な感覚からいえば、そこにいくんです。行政はどうして違うんですか、後回しになるんですか。そういう地域ほど先に進めていくというのが私は基本だろうと、こういうふうに思うんです。そういう地域が後になってしまう、まだ見通しが立っていない。これはおかしい問題ですよ、これ。そういう地域をより最優先として整備をしていく、これが当たり前のことと違いますか。

ただ、私は一つそこで話をしたいのは、下水道、上下水道と土木というのは一番距離が短い、パイプの太い部署じゃないですか。それが、残念ながら本庁には建設部がある、土木がある、残念ながら上下水道部は支所、連携がいががなものなのかな。当時、ある幹部職員が瓜連の庁舎の再利用ということで、いわゆる教育関係、それと上下水道が向こうへ行った。一番、建設と上下水道部というのがパイプの太いところじゃないですか。そういうところにも支障があるような気がするんですよ、私の個人的な考えですけども。それというのは、いわゆる中台地区というのは放流先がないということは、これ、放流先といえば建設部じゃないですか。そういう連携が立っていないために、そういうところが後回しになっているようにも感じられる。また、そういうふうに思われてもやむを得ないんじゃないですか。なぜ後回しになっているんですか、ちょっと簡単にお答え願いたい。どちらでも結構です。

○議長（君嶋寿男君） どちらにしますか。

上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

特に、議員ご指摘のとおり、合併浄化槽で処理した水の放流先というのが原因で、なかなか

か整備が進んでいないというところがございます。基本は、道路に側溝がある場合については、または排水路等がある場合については、合併浄化槽を設置した場合放流許可はできますけれども、なかなか那珂市を見ても、放流先がないとの理由で転換が進んでいないという状況もございます。

私たちのほうも、合併浄化槽の転換を進める上で、やはりその放流先がないと、放流先がなくてもその浸透ができればまたいいですけれども、浸透もできないような場所も中にはあるということを聞いておりますので、そういった面におきまして、上下水道部と建設部のほうをあわせまして、いろいろな道路整備にあわせて側溝のほうをつけていただくとか、その辺の調整につきましては、今後とも調整を図って、連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） ぜひ、今言ったようなことを進めていただきたいと強く求めます。

そこで、部長のほうから答弁たくさんいただきました。市長にとって、今の答弁で補足する点がありましたらお願いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 30年来の課題だということをお伺いしました。私、旧那珂町、新しく那珂市、非常に住みやすい場所だ、住みよさランキングでも常に上位だ、役所の庁舎から見ると、ずっとまっ平らだ、すばらしいところだ。住みやすいまちというイメージをみんなです売り出しておきながら、やっぱり平らがゆえに水の処理が困る、これはやっぱり大きな課題なんです。ここにどんどん若い人にも住んでほしい、いろんな人が来てほしい、そういったときに、やっぱり生活環境の充実、整備というのは、これは喫緊にやらなくてはならない大きな課題というふうにも感じております。今、福田議員がおっしゃったように、これは役所も担当課、あるいは連携する課、力を挙げて、一日も早くそういった課題が解消されるように取り組んでいかなければいけないかなど。財源の問題もありますけれども、今担当部長のほうからも補助の見直し、上乘せ、そういったものも検討したいという答えもありましたので、議会の協力もいただきながら今後も前向きに、そしてスピードアップできるように取り組んでいきたい、そのように思っています。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 今のスピードアップ、これをぜひお願いしたいと思います。

さらには、昨年は常任委員会から要望書が出ているでしょう、下水道事業に対する要望書が。その中で、早急に市としての方向性、計画を明確にし、市民に遺憾なく説明すること。あるいは整備コスト、整備効率といった観点から、市町村設置型合併浄化槽など公共下水道以外の手法も研究をすること。あるいはアンケートを含めた現状把握を十分に行いながら、住民の理解を得ながら地域の実態に合った工法で検討を進めていく。やっていますか。

それから、排水先の確保については、雨水排水も含めて関係各課と課題共有及び連携をこれまで以上に強めて対策を講じていただきたいと。こういう要望書が出ているでしょう。こういうことを、もう一度各課と連携を図りながら、スピードを求めながら進めていただきたいと、強くそのことを求めたいと思います。よろしくお願いをいたします。非常に困っていますよ。地域によっては困っているんです。この公共下水道、これについては以上で。まだまだたくさん質問したかったんですが、時間の関係上この辺にさせていただきたいと思います。

次に、大規模太陽光発電、これについてお伺いをいたします。

ただいま、下水道については、いわゆる経費のかかる問題、いわゆる出費のある、歳出の面で今やったわけです。今度は歳入、いかに税收アップにつながることで質問をさせていただきます。

現在、那珂市に、下江戸地区に太陽光発電が予定されております。この辺について、現在どういうふうになっているのか、ちょっと担当部長にお伺いをさせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

下江戸地区の太陽光発電でございますが、名称は「那珂ソーラーパーク発電所」でございます。事業主体は東京のアフターフィットという会社でございまして、総事業面積が64.4ヘクタール、開発面積が43.9ヘクタールで、パネル設置面積は25.4ヘクタールでございます。発電出力2万5,000キロワット、これにつきましては、東京電力が公表しております東京の1世帯当たりの使用量で換算いたしますと、約3,000世帯分の年間電力量を発電できると伺っております。雨水排水につきまして、調整池を2カ所設け、那珂中部用水路へ放流する計画となっております。令和3年7月に売電開始し、事業期間は20年の計画だということでございます。

事業者の手の進捗状況でございますが、本年6月から茨城県と林地開発の事前協議を進めておりましたが、10月に事前協議を終了し、11月に本申請を提出した段階となっております。12月19日に茨城県の森林審査で許可がおりれば、年明けの1月に着工となる予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） ただいまの答弁あたりで、この1世帯当たりの使用量で換算すると約3,000世帯。今、那珂市は1万5,000世帯ぐらいですか、1万5,000ぐらいかな、世帯数で。仮に1万5,000と換算すると、3,000世帯、かなりの広範囲の発電量なんです。

そこで、12月19日と言いましたか、これがいわゆる県のほうの許可が、許可というか審議がされるということですね。そうしますと、今後はどういうふうになっていくんですか。今後のスケジュールは。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

12月10日に那珂市農業委員会総会で農地転用。12月19日、先ほど申し上げました茨城県森林審査会で林地開発について審議される予定でございます。林地開発や農地転用が許可されますと着工することができることになります。林地開発許可後の手続としましては、法定外公共物の使用許可、市道の廃道手続などがございます。

工事につきましては、令和2年、来年の1月から令和3年6月までのおよそ1年半の計画で、造成工事、防災施設の調整池の工事などを行いまして、令和2年の秋ごろにはパネルの設置を行い、令和3年7月に発電開始の予定となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） わかりました。

それでは、最後になりますけれども、この太陽光発電に対して、これができると仮定して、このメリット、那珂市にとってメリット、あるいは逆にデメリットというのはどういうことがありますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

太陽光発電施設ができることによりまして、市にはどのようなメリットが、またはデメリットがあるかというご質問ですが、まずメリットといたしまして、税収の面において固定資産税や法人市民税が増収になることと考えております。1年で数千万円、20年で数億円の増収が見込まれると思われま。

デメリットでございますが、耐用年数を迎えた太陽光パネルは産業廃棄物として処理することになりますので、20年先の話ではございますが、適切に処分してくれるかどうか心配されるところでございます。現在、処分方法やリサイクル方法が確立されていないことから、近隣市町村と連携して情報を共有し、国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

また、最近の日本国内では、30年に一度と言われる災害が続いて発生し、異常気象は今や異常ではないと言われているところでございます。ですので、土砂災害や地震等に対する対応も心配されるところではございます。いずれにしましても、設置業者と施設の維持管理や災害時の措置等を含めた協定を締結していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） わかりました。メリットとしては、固定資産税、あるいはその他もろもろの税というのが年間で数千万円、20年ということで数億円、数十億円にはならないのかな。いずれにしても、税収はそういうことで、メリットがあるよということとはよくわか

りました。逆に、このデメリット、デメリットでは、やはりここでも異常気象というのが出てきました。何にしても、そういう異常気象、温暖化、これ同じですよ。こういうことというのは何にしても出てくるんです。だから、真剣に取り組んでいく、この必要があるということとは先ほど冒頭申し上げたとおりです。

それで、一番心配されるというのが、いわゆる20年が終わってのパネル、あれ液晶ですか。液晶ということは、我々が見ているテレビ、家電3品目というのは、これはもう承知のとおり、それと同じになるわけですね、扱いは。液晶ですから。これ、ガイドラインをネットで引っ張り出してみました。いわゆる梶山大臣お膝元の経産省の中に環境エネルギー庁というところがあります。その内容で、今、審議最中なんです、審議中のことで、来年、令和2年には何かおおむねでき上がるというようなことを、完成するようなことを言っていましたけれども、いわゆるこのパネル、廃棄物、廃棄物に係る費用のお金、いわゆる積み立て計画をエネルギー庁で今いろいろ審議して、いわゆる売電が終わったよ、後の液晶パネルそのままにしてぱっと事業者が去っていくということを心配しているわけです。それに対して、売電中にいわゆるこの収入から廃棄物に係る費用分を積み立てして預金をさせる、これを義務づける、こういうことを今エネルギー庁で検討している、検討段階。こういうことを引っ張り出しています。これ、ネットに出ています。これは、今年の4月11日、資源エネルギー庁、これ、見出しが「太陽光発電設備の廃棄物等費用の積み立てを担保する制度に関する検討の方向性」ということで、今方向性、いわゆる検討中ではあるんですが、おおむね固まってきたみたい。来年にはでき上がるようなことを、これは梶山大臣にでも聞いてみれば一番よくわかるんじゃないですか。ですから、余りデメリット——当然これデメリットの部分では那珂市と事業者というのは安全協定というのは結んでいるんじゃないですか。そういうことにもうたわれるでしょう。ですから、余りこれデメリットということは、国がやっていますから、そんなに各市町村で頭痛めなくても国が保証をするようなことをうたっているようです。

いずれにしても、メリットとして税収アップにつながることで、あるいは雇用ということも考えられるんですか、こういうことはないんですかね。いずれにしても、この再生可能エネルギー発電というのが今非常に、さっきの温暖化ということからいけば評価をされている。この再生可能エネルギーというのは太陽光はじめ風力、地熱、あるいは水力、あるいはバイオもあるんです。その中では一番太陽光というのが大きな再生可能エネルギーの中では占めている。こういうことが言われています。

いずれにしても、那珂市にとってメリットということであれば大いに結構なことです。ただ、災害を、いわゆる異常気象を想定した中での開発をしっかりとやっていただきたいと強く望むものであります。

非常に時間がなくなりましたということで、今後ともよろしくご検討を重ねてお願いして、私の一般質問を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告10番、福田耕四郎議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を14時35分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 助 川 則 夫 君

○議長（君嶋寿男君） 通告11番、助川則夫議員。

質問事項 1. 自然災害対応について。2. 公共下水道整備の進捗について。3. プレミアム付商品券について。

助川則夫議員、登壇願います。

助川議員。

〔17番 助川則夫君 登壇〕

○17番（助川則夫君） 議席番号17番、助川則夫でございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

初めに、自然災害対応についてであります。過日、10月11日未明から10月12日夜半にかけて本市に襲来し、通過した台風19号により、私の住居地である戸多地区の下江戸地域において20世帯に及ぶ建物が浸水をし、被災をいたしました。その関係で、今議会の一般質問では昨日より私まででちょうど6名の議員が防災対策、災害対応について質問をすることになりました。議会内の申し合わせによりまして同様の答弁はできるだけ避けながら質問をさせていただきますが、質問の流れの中で同様の答弁が出てしまう場合もありますので、ご了承をいただきたいと思います。

今回の災害に際しましては、先崎市長を先頭に、多くの市職員の皆様には、連休であったにもかかわらず、休日を返上して現地の実情把握、行政としてやらなければならない行動をスピード感を持って対処していただき、地域内住民の1人として大変心強く、大変ありがたく感謝を申し上げるところでございます。消防本部はじめ地元消防団の出動による巡回での実情把握、ボランティア活動の呼びかけ、また多くの議員による実情把握、情報収集、さらにはボランティア活動、そして地域に結成されております40年近くになる下江戸婦人防火クラブさんによる1週間余りにわたる炊き出し等を目の当たりにいたしまして、まさに自助、共助、公助、三者一体となった動きを肌で感じ、有事の際はこうあるべきだなと深く感銘を

覚えた次第でございます。

被災者の皆様方には、改めまして心からお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早く元の生活に戻れますよう念願するものでございます。

そこで、今回の災害を教訓に、本市の降雨量が10月11日、12日の2日間で139ミリメートルであっても、栃木的那須山系、福島方面で500ミリを超えますと、少なくとも今回ぐらいの洪水被害が発生することを想定内として考えておくべきということで質問に入らせていただきます。

このたびの台風19号におきます避難勧告、避難指示の発令についてであります。昨日何人かの議員の質問もございましたが、時系列ごとにどのようになっていたのかをまず初めにお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

避難情報の発令状況についてでございます。令和元年10月12日午後1時半に、大雨による土砂災害発生のおそれがある区域、本米崎地区5世帯12人、額田北郷地区2世帯5人、南酒出地区1世帯1人、門部地区10世帯25人、瓜連地区3世帯9人、下大賀地区2世帯6人、下江戸地区2世帯5人、合計25世帯63人に避難準備、高齢者等避難開始を発令いたしました。

同じく、12日午後4時15分に久慈川・那珂川の上流部で夜中まで大雨が降り続き、水位の上昇が見込まれたため、流域の本米崎地区414世帯1,068人、大内地区62世帯137人、下江戸地区113世帯275人、田崎地区87世帯244人、戸地区431世帯1,113人、門部地区404世帯1,042人、瓜連地区1,089世帯2,851人、鹿島地区162世帯465人、合計2,762世帯7,195人に対して避難勧告を発令しました。

同じく、12日午後11時20分に、竜神ダム放流による久慈川の水位上昇に備え、本米崎四堰地区82世帯233人に避難指示を発令いたしました。翌13日午前4時に、その後の久慈川・那珂川の急激な水位上昇が見込まれたため、流域の2,762世帯7,195人に対して避難勧告から避難指示に発令を引き上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 今回の台風は、10月11日から12日にかけてということで、避難勧告をされても、あるいはまた避難指示が発令されても、相当な大雨の中の行動、避難に当たりましては、そういう移動が求められたわけでありまして、さらには、夜の夜半の中でのそういう対応をしなければならないというような実情があったわけでございます。今回の避難に当たりまして、幸いにいたしまして、那珂市の避難者の皆さん方は健康を害された方もなく、またけがをされた方もなく、さらには交通事故等にも遭われない形でそういう行動が、移動された方々に関しましては聞き及んでおりませんので、大変よかったなというふうな感じを

持ったところでございます。

また、次の避難所の開設日時と、さらにはその内容等が、避難所等での対応等がどのようなになっていたのかというような質問も昨日されておられた議員がおりますので、割愛をさせていただきますと思います。

続いて、この台風19号による住宅等の建築物の被災実態についてであります。お伺いをしたいと思います。さらにまた、あわせて、その災害を受けた形での判定の仕方、あるいはまた判定の基準、それもあわせてお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

まず、建物の被害状況でございますが、こちらは茨城県に報告しております建物被害として、住家は全壊ゼロ棟、半壊23棟、一部損壊4棟でございます。非住家につきましては、全壊が1棟、半壊が5棟、一部損壊が15棟というところでございます。

住家の被害認定基準につきましては、浸水の深さによる判定を行っております。浸水の深さによる判定でございますが、住家流失または床上1.8メートル以上の浸水は全壊、床上1メートル以上1.8メートル未満の浸水は大規模半壊、床上1メートル未満の浸水は、半壊、床下浸水は一部損壊というような状況になっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） この計測基準によりますと、判定に当たりましては、大変被災された皆さん方は神経質になられて、判定に当たっていただく様子を了解をいただきながら進めた経緯はあると思いますけれども、大規模半壊、その次には半壊というような線引きの際に、1メートルなら大規模半壊に当たる、そしてそれを1センチでも下回れば半壊になってしまうというような基準の判断のようでありますけれども、これに関しましては、被害の場合には当然その被災者の方々に保険等に加入をされておられた方もおありだったと思います。そのようなトラブル等はその判断のときになかったのかどうかあわせてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 特に住民の方からのクレーム等のトラブルはなかったと承知しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 続きまして、台風19号による公共施設の被害、あるいは農作物、農地、農業施設、用排水、道路の被災実態等に関しましては、先ほど申し上げましたように前日ご質問がされておられます。それで、その中で農作物の被害の件では、ナスやソバに被害があり、被害額は116万円というような金額も答弁いただいておりますけれども、これ、収穫期を控えました畑地の農作物の場合には、現在ですと、大豆とか白菜とか大根、ゴボウ、

ネギ、ニンジン、ハウレンソウなどなどあるわけでありますけれども、被災地域の調査等はどうにされてこういったものの把握をされたのかお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

ソバ、ナス以外の農作物につきまして、全般でございますが、市内、作付しております農家のほうを1軒1軒現地の確認を行っているところでございます。また、耕作者から申し出、あるいは問い合わせ等があれば、その都度現地調査をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 被害に関しましては、農業施設としてハウス等も畑地などにはあったわけでありますけれども、そういった施設などの聞き取り調査などは、これからというか今までに行った経緯があるのかどうかもお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） ハウスの農業施設等につきましても被害調査のほうを実施してございます。現地調査を行いまして被害状況の確認を行っておりますが、聞き取り調査等の調査までは実施をしてございませんでした。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） それから、ちょっと前に戻りますが、農地の被害実態です。農地の被害実態はどのように把握されておられますか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

台風19号による那珂市におきましての主な農地被害でございますが、下江戸地区の那珂川堤防右岸側の決壊によりまして約24ヘクタールの水田が冠水し、そのうち約1.1ヘクタールに堤防の土砂等が堆積してしまいました。現在は、国交省によりまして、堆積土砂の撤去は終了してございます。今後につきましては、市のほうで流出した表土の復旧を進めることとしてございます。また、額田北郷地区土地改良区内のほ場につきましても、久慈川堤防の越水によりまして約20ヘクタールの水田が冠水し、土砂の流出、堆積が起きました。

今後は、堤防の仮復旧及び排水路の改修を行った後に、耕作地の土砂を撤去、表土の搬入を行いまして、来年の耕作に間に合うような工程で復旧作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 復旧に関しましては、当然農作物は年明けますと3月後半あたりから4月にかけて作付等が予定されるわけでありますので、年度内の完了というような形

で進めていただけることなのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 繰り返しの答弁になりますが、来年の春の作付には当然間に合うような形で工程を計画しております。当然、作付には間に合うよう、農家の方に迷惑をかけないような形で復旧作業を現在も進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） さらにまた、浸水地域内の調査で車両あるいは車両等の浸水被害、さらには倉庫、そしてまた収納されておられます農機具類の浸水等の被害の調査はされたのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

浸水地域の車両の被害調査については行ってはおりません。農機具類の被害調査につきましては、地元自治会長に依頼し行ったと、担当課から報告を受けております。

被害を受けたのは2世帯で、被害を受けた農機具の種類は田植え機、トラクター、コンバイン、乾燥機、オートカルチ、運搬車などとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 先ほど来も、また今までも各議員からこのような災害は今まで数十年に一回というふうな形で済んでおりましたけれども、年々異常気象等による常態化が進むのではないかなというようなことから、今回の降雨量によりますと、この程度の被害を被るということをできるだけ詳細に実情を認識しておくことが、今後の対応に対して生かせる形になると思いますので、しっかりと今回の実情を聞き取りなどいただきながら、執行部のほうで、しっかりと取りまとめをしておいていただければというふうに思っております。

次に、被災者が復興するに当たりまして、災害ゴミの整理は大変大事な初動の行動であります。災害ゴミの一時集積所の場所の設定と周知は、いつ、どのようにされたのかも伺いをしておきます。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

今回災害に遭われたのは特定の地域に限定されているため、その地区の自治会長と災害ゴミの対応について、日にちを申し上げますと10月13日の夕方に協議をいたしまして、4カ所の集積所を地元で決定していただいたところでございます。

周知につきましては、ほかから持ち込まれる便乗ゴミや不法投棄を防止する観点から、被害のあった方だけに自治会長から直接お知らせしていただきました。そして、下江戸地区は日ごろからのおつき合いで地域のコミュニティ基盤が構築されていることから、スムーズな

周知ができたと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 10月14日は祝日でしたんでしたか、そうですね、体育の日で祝日でしたね。14日から集積所の決定及び仮置き場も静峰ふるさと公園第4駐車場を指定されて、11月29日まで受け入れ、加えて家屋の解体等による、発生する廃棄物は個別に受け入れをしていただけるということでもありますので、被災者にとりましては大変ありがたいことだと考えておりますので、しっかりと対応をよろしく願いしておきたいというふうに思います。11月29日までですから、既にもう終わっているんですか、これは、全て。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 可燃ゴミにつきましては搬出等ほとんど終わっているんですが、そのほかのもの、不燃ゴミ、大規模なもの、そちらにつきましては今、業者に委託して進めているところでございまして、まだ完了してはおりません。年内中の処理を目標に進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 被災者の方が後になってこれもお願いしたいというようなことも、実際拒否されないで受け入れていただけるようによろしく願いいたしたいと思います。

今回の災害において、市営静駅前住宅へ10月14日から1世帯4名、10月24日より1世帯3名、計2世帯7名の公営住宅への入居が可能となり、とりあえずよかったと被災者の方とも言われております。

そこで、市営住宅の総数を、地区ごとの戸数とあわせて伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市営住宅の総数でございますが、277戸でございます。地区ごとの戸数としましては、額田地区が8戸、菅谷地区148戸、芳野地区51戸、瓜連地区が70戸でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） これは、入居して、今回使用されました市営住宅に関しましては、入居されたと同時に生活するに不自由なく電気、要するに照明とかエアコンとかガスとか水道、あるいはまたキッチン、トイレ、お風呂など全て使用可能な状況になっていたのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

今回、一時使用で無償提供しております静駅前住宅でございますが、浴槽や風呂釜などの

設備が設置済みで、入居当初から使用できる状態となっておりました。また、光熱水費につきましては使用者のご負担となるところでございますが、一時使用開始に伴う電力会社等への連絡は事前に市で対応をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） たまたま今回そのような形で、入居者募集中であったと伺ってありましたけれども、あいておった関係で入居できたということで、不幸中の幸いという感じは持っております。被災者にとりましても、安堵の日になられて現在に至っておられるんじゃないかというふうに考えております。

今回の台風19号における下江戸地区浸水地帯に対しましては、10月の先般の全員協議会の中で報告がありましたけれども、10月13日に早々と消毒液及び消石灰の配付、さらに14日、浸水家屋14世帯の状況を簡易調査、そして19日、要望記入用紙等の配付、さらには18日、保健師浸水世帯巡回健康確認、さらには20日、被害認定調査、そして11月5日、6日ということで、下江戸の公民館において市職員の立ち会いのもとに個別の相談会をされたというふうにお伺いをいたしたところでございますが、さらに11月5日、6日に市役所での住宅相談会が開催されましたけれども、これに関しましては、相談会に出席された方がおありだったのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市では、10月25日に今回被災をされました方を対象に、茨城県建築士事務所協会と茨城県建築士会のご協力をいただきまして、被災住宅の復旧、再建に向けた建築士による無料相談会のご案内をしたところでございます。ただいま議員からもお話ありましたとおり、11月5日と6日に市役所3階の会議室におきまして建築士2名を迎えて実施をいたしましたが、両日とも相談を受けられた世帯はございませんでした。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 11月5日に下江戸公民館で個別相談会を開催していただきました。その中で、当面おおむね了承され、理解をされたと推察をいたしております。また、今後新たな相談等に対しましても、被災者に対しまして寄り添った形での対応をよろしくお願いいたしますとおきたいと思えます。

今年は、新天皇即位に伴いまして、元号も平成から令和にかわり、今、国の繁栄と全国民の繁栄とをあわせもって祈願され、内外に闡明をされた記念すべき初年度でございます。しかし、自然気象の変動はいかんともしがたく、今日異常気象が、今までも何人かの議員からありましたけれども、地球規模で、今や全世界各国で災害が発生をしております。我が国におきましても、異常降雨、台風等による強風被害、その他地震、次々と襲来する大規模災

害の頻度が多発する時代と感じておるわけでございます。そのようなことを考えてみた場合、当初予算に災害対応費も含めた予備費の計上を考慮しなければならないのではというふうに考えたわけでございますが、市の考えをまずお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

災害対策費につきましては、経常予算として土木関係の予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 各家庭におきましては、あるいは民間企業では、不測の事態に備え預金の確保やあるいはまた保険の加入をされましての対応を心がけていなければならない時代に入ったと感じております。行政では制度上それもかなわないわけであります。けれども、そういう不安を払拭するために、どのようなことを市民に求めながら今後生きていかなければならないのかもあわせて、市長の所見をお伺いいたしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員がおっしゃるとおり、不測の事態への対応に当たり、特に早急な対応を求められる事実や事案、あるいは修繕などの事業支出に関しては、予備費から充用して緊急対応ができるものと思っております。

しかしながら、今回の台風19号の被害のように、5億円を超えるような災害対策費などについては、国あるいは県からの財源措置などの関係もありまして、補正予算を計上し、対応してまいりたいと思っています。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 今月に入りまして、3日のいわゆる新聞の報道によりますと、台風19号で那珂川と久慈川の堤防が決壊した原因究明と、復旧方法を検討する国交省関東地方整備局の那珂川・久慈川堤防調査委員会が開かれ、川底を掘って水位を低下させた上で、堤防の補強やかさ上げ、そして拡幅などを講じる復旧方針をまとめ、来年度夏の出水期までに完了を目指すと報道されておりました。河川に近い住居を構える住民といたしましては、一日も早い完全な治水対策がなされることを望むものでありますが、先崎市長も限りなく万全に近い要望を国に対して強くお願いしていただく意気込みをお聞かせいただき、この項の質問を終わらせていただきたいと思いますので、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 助川議員さん、關議員さんもそうでありますけれども、今回、下江戸地区において大きな災害が発生をいたしました。予想だになかったという言葉もありましたけれども、やはり常にこの防災への備えというのは非常に大事なものだと思っております。そして、その災害からの復旧、復興は、やはりスピード感を持ってやらなくちゃいけない、

そういうふうを考えております。ただ、河川に関することについては、非常に大きな予算が伴います。これ、ハードとソフトがありますけれども、ソフトの部分では市町村でも十分に検討しながら対応する部分も出てきます。しかし、ハード部分については莫大なお金がかかりますので、これはやっぱり国・県の支援をいただかなくてはなりません。

今回も、例年の秋に恒例の国への陳情、要望やってまいりましたけれども、さらにプラスをして緊急要望というのも行っております。大分東京に行つてまいりました。やはりそういう要望を重ねることによって、この被害の大きさ、深刻さ、そういったものを省庁の役人の方々に伝えていく、これ大事なことでありまして、今回の要請活動なんかでも、先ほど国土強靱化、3年計画の質問とかお話なんかもありましたけれども、とても3年では終わらないです。これは、やっぱり5年、10年、きちんと予算を確保して河川の整備にも当たっていかなくちゃいけない、そういうことを強く感じております。ある首長、一緒に行った首長の中でも、道路関係は年中要望すると。しかし河川は災害が起きないと要望しない、そういう反省もありました。そういうことも含めて、これからも国・県へ、地元選出の代議士、あるいはいろんなパイプも十分に使って進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） どうぞ、市民の河川の近くに住居を構える皆さん方が不安感を払拭できるようなものの要望をしっかりとお願いをいたしまして、この項の質問を終わりにいたします。

続きまして、公共下水道の整備の進捗についてを伺つてまいりたいと思います。

初めに、国・県の補助金をいただきながら汚水処理をしていき、自然環境の保全、土地の有効利用をしていく事業に対して、国はどのような方針を持っておられますのか、お伺いを初めにいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

国では、より効率的な汚水処理施設の整備、運営管理を適切な役割分担のもと、計画的に実施することとしておりまして、令和8年度までに全国汚水処理人口普及率を95%とする目標値を掲げておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 汚水処理につきましては、本市では公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の整備率アップを目指して事業を進めているわけでありまして、それぞれの事業のパーセンテージは世帯数でいいまして、どのくらいの世帯数になり、また市全人口の何%ずつになっているのかも伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

本市におけます汚水処理人口の状況でございますが、平成30年度末の市内の約2万2,700世帯中、公共下水道の供用開始済み世帯数は約1万3,700世帯、農業集落排水施設は約2,100世帯、合併浄化槽による世帯数は約3,400世帯となっております。合計で1万9,200世帯、汚水処理人口普及率といたしましては、82.5%となっている状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） ただいま汚水処理に関しましての世帯数、そしてまた汚水処理人口の普及率お伺いいたしましたけれども、現在、県から認可を受けている公共下水道の整備、事業の完了の予定年度は、各地区ごとに現在進行しております終了年度はいつになるのかをお伺いいたします。それぞれお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

公共下水道の整備を進めております事業認可地区につきましては、額田北郷地区、額田東郷地区、後台Ⅱ地区、戸多地区、中里地区となっておりますところでございます。このうち、額田北郷地区、中里地区につきましては今年度をもちまして整備を完了する見込みでございます。残りの額田東郷地区、後台Ⅱ地区、戸多地区につきましては、整備の目標年度でございます令和5年度の整備完了を目指して進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） ただいま現在進行中の工事箇所等、そしてまた完了予定年度をお伺いいたしましたけれども、公共下水道のみを見ますと、平成30年度末で2万2,700世帯中公共下水道の供用開始済み世帯数、これが1万3,700世帯ということで、パーセンテージでいいますと、公共下水道は53.2%ということのようであります。さらに、農業集落排水は2,100世帯、12.5%、そして合併処理浄化槽が3,400世帯、16.8%ということで、合わせて82.5%が今現在のパーセンテージであるということのようでございます。

また、この公共下水道の現在の認可を受けている工事が完了しますと、何%ぐらい汚水処理のパーセンテージが上がるのかをお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

現在の公共下水道事業の進捗状況及び今年度をもちまして事業が完了します酒出地区の農業集落排水事業等を鑑みますと、令和5年度末におきましては、現在の汚水処理人口82.5%から90%程度となる見通しでございます。なお、未計画地区におきます単独処理浄化槽やくみ取り浄化槽から合併浄化槽への転換等が進めば、この数字を上回ることも想定できますので、合併浄化槽への転換をこれから促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 公共下水道の整備の区域として既に認可を受けた区域につきましては、先ほど来目標終了年度をいただきましたが、令和5年度の事業認可の目標年度に向けて整備を進められているところでありますけれども、公共下水道の平成30年度末の地方債残高は、公共下水道は104億円、そして農業集落排水の公債費残高は47億円、一般会計の公債費残高174億円でありまして、特別会計のこの公共下水道と、それから農業集落排水事業費で150億円を超えてしまっておる現状であります。一般会計に迫るような公債費残高を抱えたまま新たな整備を行うということになりますと、大変後世の皆さん、若い方々に負担がかかっていくというような考え、今後の方向性を変えていくべきではないかというようなことで、前回の一般質問のときもさせていただきましたけれども、今回、この決定の方向性をいつごろまでにされていかれるのか、そして、方向性としてはどのように考えておられるのかも伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） 議員ご指摘のとおり、現在の地方債残高につきましては、多額な額が残っているところでございますけれども、起債償還額の範囲内におきまして事業を進めておりますので、公共下水道事業につきましては毎年微減、農業集落排水につきましては酒出地区の供用開始に向けた整備もございますので、毎年増加しておりましたが、今後は微減となる見通しでございます。

また、新規の事業認可、さらに進める地区につきましては、整備後も安定して汚水処理を行うことができるよう、経営が可能かどうかを十分予測した上で、令和2年度中に下水道全体計画の見直し（案）を公表いたしまして、広く住民の皆様にご理解を得て進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 認可を受けられております公共下水道のエリアになっております個人に負担がかかってまいります分担金です。これは、消費税率2%アップになっておりますけれども、今後も最終年度まで変えずに、上限が500平米ですから、1平米790円でしたね、39万5,000円、これは変更の予定なしということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

市街化調整区域で下水道工事によっていただいております受益者負担金の額、1平方メートル当たり790円を負担していただいているところでございますが、受益者負担金につきましては消費税は非課税となっておりますので、消費税の値上がりに関係なく、現行の790円のままとなります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 40万円近いお金でありますので、2%アップになりますと、やっぱり負担がふえますので、数字に細かい住民の皆さんからはそんなお話もいただいております。変更なしということで、このまま現在進行中の工事が進められるということでもありますので、そのようにお伝えをさせていただきたいと思います。

ただいま、下水道に関しまして、公共下水道の部分に関しましては前に質問されました福田議員からもありましたように、公共下水道は多額の金額、工事費がかさむということから、方向性としては合併浄化槽のご理解をいただき、そちらのほうへの転換をせざるを得ないのかなという感じがするわけでございますけれども、そういった場合に、そのご理解をいただくために補助率のアップ等も考えていただきながら合併浄化槽の普及率のアップをしていただければというふうに思っておりますが、市の考えとしては、そのようなことの方性の決定は今後されていかれるのか、その辺のところもお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

未整備地区のところにつきましては、やはり年月がかかることから、単独浄化槽またはくみ取り槽をお使いの方から合併浄化槽への転換というのを今後進めてまいりたいと思います。そのためには、今年度から配管工事費等の補助金が新設されたところではございますが、市の実情を考えながら、来年度以降、合併浄化槽に対する補助の拡充または上乘せ等も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 国のほうから令和8年に95%までの進捗を求められるというようなこともあります。令和5年までの事業が完了いたしますと、90%になっていくというようなこともあります。毎年2%の進捗ということになりますと、3年間ぐらいで95%にするのは相当下水道の加入率をふやさないと——理解をいただき、合併浄化槽、そしてまた公共下水道の加入者に対してご理解をいただき、接続率のアップ、これをエリアとして認可されているわけですから、自然環境の保全、あるいは土地の有効利用にもつながるわけですので、どうぞそういう進捗によってエリアの説明会等は今後されていかれると思いますので、しっかりと執行部のほうではその辺のところもお話をいただき、ご理解をいただきながら進めていただくことをお願いいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、プレミアムつき商品券についてをお伺いいたします。

本年10月より消費税8%より10%になり、2%の増税になったわけでございます。その中で、一部飲食料品等の軽減税率対象品目もあるわけでございますが、国では一時的な購買意識、あるいはまた消費意識の減速を考慮し、市町村ごとにプレミアムつき商品券発行業

を実施されたわけでございます。

本市におきましても、子育て世帯や低所得者等に対しての生活の後押しを考えた事業であると思います。このプレミアムつき商品券購入の対象者の実数状況と、それから商品券の総額はどのくらいになっているのかを、まず初めにお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ただいま議員からお話がありましており、本年10月の消費税10%への引き上げに伴いまして、本市におきましても、現在プレミアムつき商品券を発行しているというところでございます。

本市における対象者数でございますが、11月22日現在で住民税非課税の方が9,083人、子育て世帯の世帯主の方が1,291人で、合計1万374人というふうになっております。また、対象者1人当たり1セット5,000円分の商品券を4,000円で最大5セット、2万5,000円分の商品券を2万円で購入できるというふうな内容になっております。したがって、対象者全員が購入上限額を購入した場合、商品券の額面の総額は2億5,935万円となるということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） このプレミアムつき商品券に関しましては、大変シークレット度の高い個人情報の観点から、これに携わる事業者といたしましては5人に1人ぐらいはそういう対象者になるわけでありますので、この方もそうなんじゃないかなと思いつつも、市のほうから通知は来ていないんですかというようなことはお聞きできないというようなことで、市のほうの周知、あるいはまた商工会さん等も委託された関係上、そちらのほうの情報等のPRによりまして行っていかなるを得ないのかなというふうに思いますけれども、周知の方法はどのようにされたのかをお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

対象者への周知方法でございますが、対象者へ個別に通知を送りましたほか、市のホームページ、それから市の広報紙への掲載、チラシ、ポスター、それから市民課前ロビーや総合公園のロビーにある動画モニター、こちらを活用しましての周知、それから、販売店舗、使用店舗の店頭へののぼり旗の掲示等によりまして周知を行っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 対象者の方々ほぼ、取り扱い店等を訪れた際には、のぼり旗とか、あるいはポスター等もありますので、おわかりいただけるのではないかと思いますけれども、ただ、意外と既に購入期限の5カ月、来年の2月の末日までですから、既に5カ月のうち2

カ月が経過したわけでありますけれども、購入者数の実情等の状況把握はつかんでおられる
と思いますけれども、その辺のところもお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

プレミアムつき商品券の使用期間が令和2年2月末日までというふうになっておりますので、残り3カ月というふうになりますが、11月22日現在の状況を申し上げますと、住民税非課税の方の申請者数ですけれども、3,985人で申請率は43.9%となっております。購入者数の状況ですけれども、こちらは住民税非課税の方と子育て世帯の世帯主の方を合わせまして、商品券の販売冊数は9,551冊で、4,775万5,000円相当となっております。また、購入引換券を発行している人数での数字となりますけれども、購入率は39.1%、使用率は38.8%となっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 低所得者層の対象者があるわけでありますけれども、そういう方は前回あたり、前々回あたりもそうだったんですけれども、商品券に関しましては無料でいただけるのかなというような感じを持たれて、交換の券をお持ちいただきながら現金をお持ちいただかないで店のほうに来られるというようなケースが、私のところでも何件かあったわけでありますが、その状況を見ますと、高齢の方にはわかりにくい形でお知らせが行っているのかなという感じも持つわけでありますけれども、あるいはまた、しっかりと読みいただかないで持ってくればわかるのかなというような方、考えのもとに来られたのかもわかりませんが、再度、パーセンテージが今、2カ月で申請率50%いかないわけですが、せっかく国の事業でありますので、できるだけ利用率アップにつながるよう注意深く見ていただきたいと考えますが、市のPRは再度今後される予定はありなのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

プレミアムつき商品券の申請受け付けを8月から行っておりますが、今議員からお話がありましたとおり申請状況が低調でありましたことから、10月末に未申請者に対しまして申請勧奨の通知を送付いたしました。その送付後、申請率が上昇したというような状況から、有効な手段であったというふうに考えておまして、今後、さらなる周知といたしまして、再度、未申請者への勧奨通知を送付したいというふうに考えております。時期としましては、今月中旬、間もなくですけれども、を予定しております。事業の終了が近づいておりますけれども、今後も広報等への掲載を継続して実施しますとともに、今申しあげました再通知も含めまして利用率のアップに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○17番（助川則夫君） 確かに、再通知をされたのをお持ちいただいた方がばたばたと来られた日数ありました。ですから、そういう市のほうからの再度の周知をされたということは利用率アップにつながることになると思いますので、さらなるPR等も含めて、しっかりとこの事業によって低所得者、そしてまた子育て世帯の皆さん方の少しでもお役に立てればということでもありますので、しっかりと見守っていただき、対応をしていただきたいと願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告11番、助川則夫議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時45分といたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 石 川 義 光 君

○議長（君嶋寿男君） 通告12番、石川義光議員。

質問事項 1. LGBTについて。2. 発達障害について。

石川義光議員、登壇願います。

石川議員。

〔3番 石川義光君 登壇〕

○3番（石川義光君） 議席番号3番、石川義光でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、私が質問させていただきたいのは、LGBTについて、そして発達障害についての2点です。どうぞ、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、LGBTについて質問させていただきます。

LGBTとは、性的マイノリティの総称のことで、Lは女性同性愛者を意味するレズビアン、Gは男性同性愛者を示すゲイ、Bは両性愛者を示すバイセクシャル、Tは性同一性障害など心と体の性が一致しなかったり違和を持ったりする人を指すトランスジェンダーと言われています。人が生まれもった身体的、精神的な性別のジン、性の捉え方はさまざまです。実際には4つに色分けできるものではなく、多様な性の人たちが世の中に大勢存在しています。

そもそも、日本にはどれぐらいのLGBTの方がいるのでしょうか。民間の調査期間によると、2012年5.2%、2015年7.6%、2018年8.9%、約11人に1人の計算になります。このように年々増加傾向にあります。日本で一番多い名字のトップ4は、佐藤さん、鈴木さん、高橋さん、田中さんと言われているのですが、これらの割合を全て合わせても5.21%です。つまり、私たちの周りにいる佐藤さんや高橋さんよりLGBTの方が実は多いということになります。

私の知り合いにもおります。1人の方はカミングアウトをして、現在は幸せに暮らしております。もう一人の方は、カミングアウトまでまだまだ時間を要すると思います。このような性的な多様性は当事者以外は気づきにくく、互いのコミュニケーションがとれていないことは珍しくありません。日本は、LGBTの存在を抽象的にはわかっているけれども当事者がなかなかカミングアウトしにくい社会であることもあって、具体性と現実感が乏しいという実態です。皆、自分の周りにはそんな人はいないと思って暮らしている。性の多様性を認めながらも、この曖昧さが社会の輪から仕事面、生活面で見えない差別を無意識のうちに押しつけていることを自覚すべきなのです。

一番大事なのは、思春期の時期であると考えます。当事者が性的違和を感じた場合に、相談できる場所が必要です。実際に自分が性的マイノリティであると自認したとき、将来のロールモデルが見えず、どうやって生きていっていいのかわからない、友達にいじめられるから、わからないようにゲイやお姉タレントを笑いものにするような発言をしている友人に傷つきながらも、一緒に笑ってしまう。このような周りの対応から、自分のことは絶対に誰にも言うてはいけないのだと認識するようになり、自己肯定感が持てず、いじめの標的になる人も少なくありません。

不登校、自傷行為、自殺等の深刻な事態になることもあります。特に、性的マイノリティの方たちの自殺率も高くなっています。いじめを経験している人は7割以上、自殺を考えたことのある人は3割以上です。実際に学校で教員に相談をした性的マイノリティの生徒は1割しかいないと言われています。子供のときに性同一性障害ではないかと自覚した子供たちを追跡した結果、子供の性同一性障害が必ず大人の性同一性障害になるのではなく、同性愛であったという事例もあるようです。同性愛といった性的思考と性同一性障害の両方を正しく理解した上で、セクシュアリティについて対応していく体制を整備しないと、大人が子供に間違った線路を敷いてしまうことになりかねません。正しく認識するとともに、支援策を学ぶための教員研修が必要であると思います。また、ちょっとした配慮ができるようになるための市役所でのしっかりとした研修、また書類の表記やLGBTへの啓発などの取り組みが必要です。

そこで質問です。

教職員にはどのような研修を行っているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

教育現場での対応ということでございますが、教職員の研修につきましては、LGBTに対する理解を深めるため、今年度、県内にある性的少数者の支援団体であるNPO法人RAINBOW茨城から講師を招き、性的マイノリティに関する研修会を初めて開催したところでございます。

今後も、文部科学省が作成しました性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について等の指針を活用しながら、職員研修のほうを継続し実施してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 子供たちが学校で安心して相談できる環境づくりが整っているのかどうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

まず、学校で相談を受ける教職員が相談者のほうに寄り添ったアドバイスや提案ができるよう、研修等によりLGBTに対する知識、理解を深めることが必要と考えております。また、相談を受けた教職員が1人で抱え込むことなく、教育支援センターや学校に配置している心の教室相談員等と連携したり、校内でサポートチームを編成するといった組織的な取り組みを含め、相談しやすい環境づくり、支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 続いて、トイレ問題について伺います。

だれでもトイレ等の整備はどのようになっているのか、お答えをお願いします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

学校のほうでは多目的トイレということで設置のほうがしてございます。設置状況でございますが、大規模改修が終了した学校におきましては、障害者用を含め、誰もが利用できる多目的のトイレが設置されておりますが、未設置の学校も数校あるのが現状でございます。学校のトイレのほうにつきましては、洋式化のほうが喫緊の課題となっておりますが、多目的トイレが未設置の学校におきましては、洋式化をあわせた整備はスペース等の問題により難しいため、大規模改修のほうとあわせた整備を考えております。それまでは教職員のトイレを使用させるなど、本人や保護者の希望のほうを優先に、他の児童にも配慮しながら対応してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 次に、市の各種申請書等の性別表記について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

代表的な市民課、保険課における現状についてご説明いたします。

まず、市民課でございますが、戸籍に関する届け出や住民異動届につきましては、制度上性別が必要であることから記載欄を設けておりますが、住民票や戸籍謄本等の証明書の交付請求書、こちらの用紙につきましては性別の記載欄は設けてございません。

次に、保険課で取り扱っております国民健康保険証への性別表記でございますが、こちらは性別に由来する特有の疾患や診療行為など、医療機関等での診療や審査機関でのレセプト審査を円滑に行うという観点から、性別表記が設けられております。しかし、国から示された取り扱いでは、保険証の表側に戸籍上の性別記載を希望しない旨の申し出があった場合は、保険者である市がその理由、本人からの申し出の理由がやむを得ないと判断した場合に、表面の性別欄を「裏面参照」と記した上で、裏面の備考欄に戸籍上の性別を記載することができるとことで示されてございます。

これまで、那珂市においてはこの件についての相談はございませんでしたけれども、そのような相談があった場合には、申し出者の心情に配慮した対応をしてみたいというふう考えているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） また、相談窓口やホットラインの設置はどうなっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

市民からの各種相談につきましては、LGBTに限らず市民相談室で受け付けておりまして、相談内容によって、庁内の担当部署に対応を依頼することになります。LGBTということで相談を受けた場合には、基本的には専門的な知見を必要とする内容であるというように考えられることから、専門相談員が電話とメールにより相談を受け付ける茨城県の性的マイノリティに関する相談室をご紹介しますという対応になってくると考えているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 職員の啓発についての取り組みはどうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 市職員向けの啓発につきましては、新規採用職員研修において人権施策という科目を設定しております。こちらでLGBTをはじめとするさまざまな人権について学んでおります。その研修を通して、決めつけや偏見をなくして平等に接することの重要性を理解していただき、人権が尊重される社会づくりを推進していくと、そういった意

識を高めているところでございます。このような取り組みをこれからも継続することにより、職員一人一人がさまざまな人権に関心を持ち、理解することで、誰もが暮らしやすい社会の実現につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 本年7月の茨城県パートナーシップ宣誓制度の開始を受けて、県内市町村の適用状況及び本市の取り組みはどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

県内市町村の適用状況につきましては、県の担当部署に問い合わせたところ、11月1日現在で水戸市や日立市、つくば市など、14市町が適用しているというふうに聞いてございます。

今後、市としましては、先ほどご質問にもありました、市の各窓口における申請書等の性別表記のことにつきまして、また県の宣誓制度による市営住宅への適用拡大など、関係課と前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 性的マイノリティを理解し、偏見や差別のない誰もが自分らしく暮らせる地域社会を目指していただきたいと願っております。

引き続きまして、発達障害について質問いたします。

発達障害とは、幼少期からあらわれる発達のアンバランスさによって、脳内の情報処理や制御に偏りが生じ、日常生活に混乱を来している状態のことです。特定のことはすぐれた能力を発揮する一方で、ある分野は極端に苦手といった特徴が見られます。こうした得意なことと苦手なこととの差、いわばでこぼこは、誰にでもあるものですが、発達障害のある人はその差が非常に大きく、そのために周囲にも理解されにくく、生活に支障が出やすいのです。

発達障害は、行動や認知の特徴によって主に次に3つに分類されます。人によっては複数の特性をあわせもつ場合もあります。1つ、ASD、自閉症です。2つ目、ADHD、注意欠如、多動性障害です。3つ目、LD、学習障害です。こうした特性は、見た目ではわからないため、大人になるまで見過ごされることも少なくありません。生きづらさの原因がわからず、鬱病、依存症などの2次障害に苦しむケースもあります。得意なことを生かしながら社会での仕事や役割に結びつけていく支援が求められています。発達障害は、子供特有のものではありません。成長した後も症状が持続したり、大人になってから気づく人もふえています。中でもADHDは、成人の3ないし4%が持っていると言われており、診断を受ける大人がふえています。

発達障害は、子供のころから症状があらわれて、大人になってから発症するものではありません。しかし、症状が軽い場合、また周囲の環境によって見過ごされる場合があります。

就職や結婚などによって行動の範囲や人間関係が複雑になります。それに対処し切れなくなったときに問題が表面化し、症状に傷つくことがあります。大人になると許容されないことの範囲が広くなり、本人が負う責任も大きくなります。不注意による症状は、特に社会に出てから仕事などに支障を来し、問題につながるものがふえます。発達障害の特性から社会生活がうまくいかず、それが本人の自己否定感を強める原因にもなります。そういったストレスから、2次的に鬱病やパニック障害、対人恐怖症などを伴うことがあります。そのため、親や周囲の大人たちが発達障害に早期に気づき、支援していくことが大切だと思います。

そこで、就学前の発達障害児、発達障害の可能性のある子供、そして大人になってからの支援、その取り組みについて伺います。発達障害かなと思ったら、どのようにしたらよいのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

子育てを行っていく中で、言葉が遅い、言葉がうまく話せない、落ち着きがない、何度注意してもやってしまう、あるいは泣いてパニックになるなど、さまざまな悩みがあるのではないかなというふうに思います。そういった場合につきましては、身近な市町村の保健センターや子供の発達に関する窓口相談に相談したいというふうに考えております。

本市におきましては、こども発達相談センター「すまいる」や健康推進課が相談窓口となりまして、相談支援を行っているところでございます。

また、小学校就学後に学習障害などの発達障害があると思われる場合につきましては、学校や教育支援センターに相談することができます。また、茨城県には茨城県発達障害者支援センターというものが設置されており、そちらで相談を受け付けております。

各相談窓口におきましては、お子さんへの支援をはじめ、保護者がお子さんにとどのように接したらよいのか、どういったことを意識して子育てしたほうがよいのかなど、さまざまな対応について話を聞くことができます。また、必要に応じ、保健、福祉、医療、教育などの関係機関につなぐことで一人一人の状況に応じたきめ細かな支援をしておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 発達障害に対する診断や検査にはどのようなものがあるか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

発達障害の診断につきましては、自閉症や学習障害等の発達障害専門外来のある医療機関で行っております。一方、発達検査につきましては、発達、言語、知能などに関する検査がございまして、発達の状況を確認するため、必要に応じ、発達障害の専門外来の医療機関や、地方自治体の発達障害者の相談機関などにおきましても行っているということでございます。

本市のこども発達相談センター「すまいる」におきましては、利用している未就学児の発達の状況を確認するため、あるいは小学校就学に向けての支援の必要から、心理士がおおむね4つの検査をしております。1つが、遠城寺式乳幼児分析的発達検査、2つ目が、新版S-M社会生活能力検査、3つ目が、田中ビネー知能検査、4つ目といたしまして、WISC-IVといった、このおおむね4種類の検査を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 発達障害への支援や治療方法はどういったものがあるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

まず、発達障害を持つお子さんへの支援でございますが、児童福祉法による発達や自立を支援する公的なサービスといたしまして、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する障害児通所支援、それから障害児入所支援などのサービスがございます。ただし、これらのサービスを受けるためには、障害福祉サービス受給者証、こちらの交付を市から受ける必要がございます、所得に応じて利用者負担が生じるということでございます。

一方、こども発達相談センター「すまいる」におきましては、発達障害の有無にかかわらず集団生活の中で親が子供にどのようにかかわったらよいかを学ぶとともに、親や子供、指導員との触れ合いを通しまして、子供の発達を促します、通常「にこにこ教室」と呼ばれる親子集団教室や個別指導が必要な幼児の支援としまして親子個別教室、こちらは「おひさま教室」と呼ばれているものですが、こちらの教室を実施しております。

また、発達障害の治療方法でございますけれども、発達障害は、脳の中樞神経に何らかの機能不全、または機能障害があるというふうに推定をされておまして、医療的には根治治療がないというふうにされているということでございます。現在のところは、医療機関を受診していただき、表出、表に出た行動などを安定させる投薬による治療を受けていただくということが行われているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） こども発達相談センター「すまいる」の役割と現状について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

こども発達相談センター「すまいる」は、障害の有無にかかわらず気軽に相談できる窓口としまして、保健、福祉、医療及び教育機関との連携を図りまして、心身の発達におくれのある、あるいは疑いのある乳幼児、それからその保護者のみならず、幼稚園、保育所の職員などの関係者に対しても相談、教室等の利用を通じまして、小学校就学前までの適切な支援

を行っておるということでございます。

また、就学後18歳未満のお子さんを持つ保護者に対しましても、電話での相談を随時受け付けている、そちらに依拠しているというところでございます。

平成30年度のセンターの利用状況でございますが、相談、親子教室等の実利用人数につきましては276人、初回相談受け付け件数は112人となっております。教室等の利用状況につきましては、親子集団教室の利用延べ人数は720人、親子個別教室の利用延べ人数は1,538人というふうになっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 教育支援センターの役割や、発達障害についてのかかわりについて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

教育支援センターでございますが、いじめや不登校など児童生徒の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図ることを目的として設置されております。具体的な業務内容でございますが、不登校児童生徒の学校復帰を支援する適応指導教室や学校や家庭での教育上の諸問題についての相談業務でございます。その中におきまして、発達障害に関する相談もございしますので、こども発達相談センターなど関係機関と連携しながら、現在、指導やアドバイス等の支援を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 各学校の特別支援教室は、どのように活用されているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

障害のあるお子さん一人一人に応じた教育を行うため、市内小中学校14校のうち13校に特別支援学級のほうを設置しているところでございます。特別支援学級の種別としましては、知的障害、自閉症、情緒障害、言語障害がございしますが、発達障害の児童生徒は主に自閉、情緒学級で受け入れのほうを行っております。特別支援学級は少人数の教育となっておりますので、特に発達障害のある児童生徒にとりましては、静かな環境の中で一人一人のニーズに合わせた教育を行えるという利点がございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） 義務教育の終了後、発達障害の方への支援はどのように行われているか、那珂市の状況について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

義務教育終了後、18歳までの発達障害児や18歳以上の発達障害者の方に対しましては、相談支援を行った上で、一人一人の障害の状況や程度に応じまして障害者総合支援法、こちらに基づく各種障害福祉サービスをご利用いただくことで支援をしているところでございます。また、発達障害につきましては、発達のおくれによる機能障害の早期発見、療育等の適切な支援への結びつけがその後の社会性の獲得に大きな役割を果たすものというふうに考えております。

このようなことから、出生から就学前までの乳幼児期、小学校入学から中学校卒業までの児童期、高校入学から25歳ごろまでの青年期の各ライフステージにおきまして、保育、学校教育、就労等、地域での成長を一貫して支援するため、関係機関の連携を行うとともに、障害児の将来に向けた自立と社会参加の促進に向けまして支援の充実を図っているというところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○3番（石川義光君） L G B T、そして発達障害で苦しんでいる全ての人が自分らしく暮らせる社会になるために、私たちがさまざまなことを理解し、受け入れることが大切です。そして、理解し、受け入れるためには、知識を得て考えるというプロセスが必要不可欠です。より一層の支援と取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告12番、石川義光議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

議案第68号から議案第86号までの以上19件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑については議案ごとを一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、花島 進議員の発言を許します。花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔7番 花島 進君 登壇〕

○7番（花島 進君） なるべくコンパクトに質問します。

まず、先ほどの石川議員の件ですけれども、私、何をどうしろということとは言えませんが、個人的な経験からいって何か考えるところがあります。

本題にまず入ります。

最初に、議案第71号、74号、75号の3件、共通要素がありますので、一括して質問した

いと思います。

この件は、3つの議案で合計5つの条例を改定する議案と読みました。共通の趣旨として利用料の徴収に関して那珂市民と同額にするか、あるいは2倍の額とするかの条件設定の文言の変更提案であると思います。執行部の提案理由説明では、表現がわかりにくいため修正したいとのことですが、私から見ますと、もとの条例の分は論理的に見れば、わかりにくいというよりは間違っていたと言えます。率直に読むと、那珂市民でものほとんどの人が2倍の料金を払うことになるような文になっています。まさかそんなことはないだろうということで、論理的ではいいかげんな読み方をするわけですが、きちんと考える人にとっては、混乱の種になっていました。法律などの文章ではこう書いてあるが、このように読むということが時々あります。そういうものは、文を読んだだけではわかりません。それは、よくないと私は考えています。普通の言葉できちんと論理的に表現されるのが望ましいです。論理がきちんとしていれば理解しやすいし、誤解や紛れが少なくなります。

さきの9月議会で利用料の見直し議案が提出され、可決されましたが、議案書の一部差し替えがありました。今回の議案はその訂正と同じ趣旨かと思います。私は、今回の提案を歓迎します。そして、訂正するならば、全ての利用料規程の文言を見直してはどうかと思いますが、今回の提案はさきの9月議会で気づいたことに関して全て見直した結果でしょうか、それをお伺いしたい。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

関連する全ての条例の条文の洗い出し作業を行いまして、文言の修正が必要な条例について今定例会に提出させていただいたものであり、ほかに修正する必要がある条例はございません。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） わかりました。

では、次の質問に移ります。

議案第78号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてです。

これについては、質問事項が複数ありますので、一括して質問したいと思います。

まず、現在の臨時職員の種類のそれぞれが新制度のどの区分に移行するのかを、概略を示されたい。

2番目、雇用の継続性については、法令と実務レベルにおける現制度と新制度では違いがあるのかどうか。

3番目、全体としては処遇の改善になるように見えますが、どのくらいの予算が増加することを見込んでいるのか。

4番目、現在雇用している臨時職員たちに、新制度への移行について説明や新しい制度に

対する意見の聴取をしているのかどうか。

5 番目、報酬はどのように変わると考えているか。

以上 5 点をお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず、1 つ目の現在の臨時職員の種類と、それぞれが新制度のどの区分に移行するのか、概略を示されたいということの質問でございます。

現在の本市の非常勤職員は嘱託員と臨時職員に区分されております。新制度におきましては、どちらも会計年度任用職員に移行いたします。この会計年度任用職員は 2 つの区分がありまして、1 つは、フルタイム会計年度任用職員で、1 日当たりの勤務時間が 7 時間 45 分の雇用形態です。もう一つは、パートタイム会計年度任用職員で、正規の職員よりも勤務時間が短い雇用形態になります。本市の来年度からの任用につきましては、パートタイム会計年度任用職員のみとする予定でございます。

2 つ目の雇用の継続性については、法令と実務レベルにおいて現制度と新制度に違いがあるかの質問につきましては、法令等におきましては、現在の非常勤職員の雇用期間は、嘱託員が 1 年、臨時職員が半年となっております。来年度から導入される会計年度任用職員の雇用期間は 1 年となっております。雇用の継続につきましては、現在の嘱託員及び臨時職員は単年度の雇用であり、会計年度任用職員に移行しましても同様に、原則として毎年度公募することが望ましいということになっております。しかしながら、実務レベルにおきましては、現在非常勤職員の方がさまざまな業務で補助いただいております、貴重な戦力となっている現状におきましては、毎年公募を行うことが各課の採用業務の煩雑化を招いてしまうことや、採用応募者が集まらない職種があることも考慮しますと、現在のように、ある程度継続して雇用して運用していくというふうに考えております。

また、会計年度任用職員は正規職員と同様に、地方公務員法が規定される守秘義務などの服務規程が適用されます。さらに、人事評価の対象ともなっております。

3 つ目の全体としては処遇の改善につながるように見えるが、どのくらいの予算が増加することを見込んでいるのかとの質問につきましては、既に報道されているとおり、会計年度任用職員制度導入より期末手当などの給与支給についての改善や、休暇制度が拡充されることとなります。来年度の予算につきましては、現在の臨時、非常勤職員の人数がそのまま会計年度任用職員に移行したと仮定しますと、概算で 1 億円強の増加を見込んでいるところでございます。

4 つ目の現在雇用している臨時職員たちに新制度移行について説明会や意見の聴取をしたのかという質問でございますが、会計年度任用職員制度についての説明会につきましては、本庁舎会議室において 10 月 30 日、31 日、それぞれ午前 1 回、午後 1 回の 4 回を実施しました。また、市役所での説明会に参加が困難な菅谷保育所や学校給食センターの非常勤職員に

つきましては、総務課がそれぞれの施設にお伺いして説明会を実施しています。

参加人数は、総数で341人ということで、各説明会におきまして、制度移行に伴う各種手当の支給や休暇制度などの疑問点について質問をいただいたところですが、そちらについて説明させていただいております。

5つ目の報酬はどのように変わるのかという質問でございますが、報酬の算定方法につきましては、時給単価の算定を基礎とするものから、正規職員の給料表を報酬算定の基礎とする方法に変更になるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 今の回答では、現在の雇用職員の処遇は改善されると思います。

実は、昨日ある場の話、聞いた話ですが、ある弁護士から、自治体によっては新制度を導入するけれども、人事予算を変えないようにするために一時金は払うようにするけれども、月々の給与を下げるなどということを計画しているところもあるそうです。本市の場合は、そういうことはないようで、1億円を超える大変な負担ですけれども、それを覚悟して新制度移行を考えるということですので、それはないと認識していますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市におきましては、会計年度任用職員の報酬額の設定に当たりまして、各職種において現在の時給単価を下回らないように考えております。調整もしております。議員おっしゃるとおり、そういった市町村もあるかとは思いますが、本市におきましては、期末手当等においては月額を基準に、現在の非常勤職員が会計年度任用職員に移行した場合においても、不利益にならないように配慮した報酬額を設定してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） わかりました。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告1番、花島 進議員の質疑を終結いたします。

以上で通告によります議案等の質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

議案第68号から議案第86号までの以上19件につきましては、お手元に配付しました議案

等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（君嶋寿男君） 日程第４、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第１項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 ４時３２分

令和元年第4回定例会

那珂市議会会議録

第4号（12月20日）

令和元年第４回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第４号）

令和元年１２月２０日（金曜日）

- 日程第 1 議案第 68 号 専決処分について（令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 3 号））
- 議案第 69 号 専決処分について（令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 議案第 70 号 那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 71 号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 72 号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 73 号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 74 号 那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 75 号 那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例
- 議案第 76 号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 77 号 那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 78 号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第 79 号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第 80 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 81 号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 82 号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 83 号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 84 号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 85 号 令和元年度那珂市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 86 号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
- 陳情第 8 号 東海第二原子力発電所の再稼働に反対する陳情

- 日程第 2 議案第 87 号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 88 号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 89 号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 90 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 91 号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 議案第 92 号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 議案第 93 号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議案第 94 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	小 泉 周 司 君	2 番	小 池 正 夫 君
3 番	石 川 義 光 君	4 番	君 嶋 寿 男 君
5 番	關 守 君	6 番	富 山 豪 君
7 番	花 島 進 君	8 番	筒 井 かよ子 君
9 番	寺 門 厚 君	10 番	綿 引 孝 光 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	中 崎 政 長 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	助 川 則 夫 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君

総務部長	加藤裕一君	市民生活部長	桧山達男君
保健福祉部長	川田俊昭君	産業部長	篠原英二君
建設部長	中庭康史君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	山田三雄君
会計管理者	清水貴君	行財政改革 推進室長	平松良一君
農業委員会 事務局長	根本実君	総務課長	渡邊莊一君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	事務局次長	飛田良則君
書記	小泉隼君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

◎議案第68号～議案第86号及び陳情第8号の各委員会審査報告、質
疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、議案第68号から議案第86号までの以上19件及び陳情を一
括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） おはようございます。

総務生活常任委員会、ご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第68号 専決処分について（令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号））の外4
件です。

次に、結果でございます。

議案第68号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第70号、第71号、第78号、第80号は全会一致で原案のとおり可決すべきものとな
りました。

理由でございます。

議案第68号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第70号は、関係法令の一部改正により本条例の一部を改正するものです。

議案第71号は、本条例中の表現のわかりにくい文言等について修正を行うものです。

議案第78号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について所要の条例整備をするものでございます。また、本条例制定に伴い、改正が必要な条例についてあわせて改正を行うものです。

議案第80号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君）　続きまして、産業建設常任委員会、木野広宣委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長　木野広宣君　登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（木野広宣君）　産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第68号　専決処分について（令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号））外9件でございます。

次に、結果でございます。

議案第68号及び第69号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第74号から第77号、第80号、第82号、第83号、第85号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

次に、理由でございます。

議案第68号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第69号は、令和元年台風19号の災害対応に伴う補正予算の専決処分であり、特に問題なく妥当なものです。

議案第74号は、市内に住所または勤務地等を有していない者が施設を使用する際の使用料の額について、規定の表現がわかりにくいため修正するものです。

議案第75号は、公の施設の広域利用に関する使用料について、広域利用の適用範囲の表現がわかりにくいため修正するものです。

議案第76号は、平成29年民法改正に伴い、連帯保証人が負担する債務の極度額を設定し、自然人の連帯保証人と家賃債務保証法人を選択できるよう、条例の一部を改正するものです。

議案第77号は、下水道事業について地方公営企業法の適用に係る条例の一部を改正するものです。

議案第80号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第82号、第83号、第85号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君）　続きまして、教育厚生常任委員会、筒井かよ子委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長　筒井かよ子君　登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（筒井かよ子君）　教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第68号　専決処分について（令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号））外7件でございます。

次に、結果でございます。

議案第68号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとする。

議案第72号、第73号、第79号から第81号、第84号、第86号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第68号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第72号は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法律の施行令が改正されたことに伴い、引用する法令の条文番号を改正するものです。

議案第73号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第79号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、条例の全部を改正するものです。

議案第80号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第81号及び第84号については、特に問題なく妥当なものです。

議案第86号は、那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、現在の指定期間が令和2年3月31日に満了となることから、改めて那珂市社会福祉協議会を指定管理者に指定するため、議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君）　続きまして、原子力安全対策常任委員会、助川則夫委員長、登壇願います。

〔原子力安全対策常任委員会委員長　助川則夫君　登壇〕

○原子力安全対策常任委員会委員長（助川則夫君）　原子力安全対策常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第45条第2項の規定により報告いたします。

付託事件、陳情第8号　東海第二原子力発電所の再稼働に反対する陳情。

結果でございますが、賛成多数で継続審査とすべきものとする。

理由でございますが、陳情第8号は、東海第二発電所は40年の寿命が尽きた老朽原発であ

り、速やかに廃炉にするのが道理であること、８年前の東日本大震災の際に緊急停止し、冷温停止に手間取った被災原発であること、日本原電は東日本大震災で受けた損傷部分の全容を公表しておらず、８年間もとまったままの原発を動かすと何らかのトラブルが発生すると予想されることなどから、那珂市議会として東海第二発電所の再稼働に明確に反対を表明することを求めるものです。

委員からは、新規制基準は安全を担保するものではなく、万全ではない。事故が起これば非常に多くの人やその財産に影響を与えることなどのさまざまなリスクからも、運転再開はすべきでないという意見、陳情の趣旨は理解できるが、原子力所在地域首長懇談会においても協議が続いている状況からも、現時点で判断するのは時期尚早であるという意見が出されました。その中で、これまで原発運転容認派、反対派、双方の専門家から意見を聞く機会を設けましたが、委員会として、また議会としての議論は足りておらず、もっと議論を深めた上で結論を出すべきとの理由から、継続審査とすべきであるという意見が出され、採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。よろしくお願いします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は、１人３回までとします。

質疑ございませんか。

笹島議員。

○１６番（笹島 猛君） 原子力安全対策常任委員長にお尋ねします。

今度の陳情の結果なんですけれども、賛成多数で継続審査すべきというものですけれども、これは委員会も任期があつて、廃案になることがわかっていながらして、こういう継続審査になったというのはどういう理由ですか。それを伺います。

○議長（君嶋寿男君） 助川委員長。

○原子力安全対策常任委員会委員長（助川則夫君） この東海第二原発の再稼働に関しましては、大変重い判断を議会としてしなければならない事案であるということは、委員それぞれがお持ちでございます。

そのような中で、この東海第二原子力発電所の再稼働を認めるべきでないという陳情が出されたわけでありましてけれども、それに関しまして先ほども申しましたように、賛成派、容認派の専門家の先生のお話等もお伺いいたしましたけれども、委員会としてそれぞれお一人お一人のまだ議論がし尽くされておらないという意見が出されたわけございまして、賛成多数で継続ということになったわけでありまして、お一人お一人が、全員が、あるいは多くの議員が、そういう継続という申し出をお一人お一人お伺いいたしましたけれども、その発言の際にこの継続審査が賛成多数になるということは、意見の中でお一人お一人はわからなかったと思います。そのような中で、賛成の多数ということになった結果でありますので、

継続審査ということにしたわけでございます。

当然、私自身も委員長でありますんで、継続審査ということになれば、廃案の形になるというような結果はわかっておりましたけれども、しかし委員一人一人の思いをお伺いして、継続審査が多数になったため、継続審査ということになったわけでございます。それ以上の他意はございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 継続審査によってということで、これ問題の解決を先送りしたような感じだけしか考えられないんですけども、これ理由を読んでみますと、最初は運転再開をすべきでないという陳情の趣旨は理解できると肯定的なんです。そして、今度は時期尚早とか、今度は原発容認派、反対派の専門家の意見を聞く機会を設けたがと、これもう十分その知識を得たような感じがするんですけども、どうなんですか、これ。こんなことをしていると、那珂市議会が何も決められない議会じゃないかという悪い印象を抱かれるんじゃないですか。それと、問題の解決を先送りしたという印象が受けられるような気がするんですけども、そこは委員長、どういう考えですか。

○議長（君嶋寿男君） 助川委員長。

○原子力安全対策常任委員会委員長（助川則夫君） 私自身の考えを申し上げるわけにはいきませんので、委員会としてお一人お一人それぞれお時間をとらせていただきまして、意見の思いを委員会の中で発言いただき、それをもとに採決しました結果、継続審査やむなしというようなことで多数を占めたわけでございますんで、最終的な結果としては今後に委ねることになるわけでございますけれども、その間しっかりとした議論、あるいはまた近隣の市町村等の動き等と、あるいはまた首長懇談会等々も今後動きが出てくると思いますけれども、そういったものをしっかりと冷静に見詰めていただきながら、議会として判断をするべきであるというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 外にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第68号 専決処分について（令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号））、議案第69号 専決処分について（令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号））、以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第69号までの以上2件は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第70号 那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、議案第73号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第74号 那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号 那珂市都市公園条例等の一部を改正する条例、議案第76号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第77号 那珂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第78号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第79号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第80号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第4号）、議案第81号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第82号 令和元年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第83号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）、議案第84号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第85号 令和元年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第86号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について、以上17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第86号までの以上17件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第87号～議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案第87号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第88号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第89号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第90号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第5号）、議案第91号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、議案第92号

令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）、以上6件を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第87号から議案第92号につきまして、ご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお開きください。

議案第87号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月20日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

令和元年度人事院勧告に合わせて、特別職の職員の給与に関する法律について、人事院勧告の一時金の支給月数の増に合わせる趣旨の改正法が今国会において可決されたことから、国の取り扱いに合わせて一時金の支給月数を0.05月増月するため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、6ページをお開き願います。

議案第88号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月20日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格事項の見直しが行われたこと及び令和元年度人事院勧告に伴い、給料の遡及改定を行うとともに、一時金の支給月数を0.05月増月するため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、29ページをお開き願います。

議案第89号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月20日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

令和元年度人事院勧告に伴い、給料の遡及改定を行うとともに、一時金の支給月数を0.05月増月するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、那珂市一般会計補正予算（第5号）をお開き願います。

議案第90号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度那珂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億9,826万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月20日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

歳出の内容としましては、各費目において人事院勧告に伴い、職員人件費及び関連する特別会計への繰出金を増額するものです。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において繰越金を増額するものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算をお開き願います。

議案第91号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）。

令和元年度那珂市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,408万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月20日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

歳出の内容としては、総務費において人事院勧告に伴い、職員人件費を増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において繰入金を増額するものでございます。

続きまして、那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算をお開き願います。

議案第92号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度、那珂市の農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,042万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月20日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

歳出の内容としましては、総務費において人事院勧告に伴い、職員人件費を増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において繰越金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号から議案第92号まで、以上6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第92号まで、以上6件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第87号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第88号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第89号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第90号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第5号）、議案第91号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、議案第92号 令和元年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）、以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第92号までの以上6件は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案第93号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事

業勘定）補正予算（第４号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第93号についてご説明申し上げます。

那珂市介護保険特別会計補正予算をお開き願います。

議案第93号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）。

令和元年度那珂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,339万2,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月20日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

歳出の内容としましては、総務費について、介護保険事務費においてマイナンバーの情報連携利用に係るシステム改修の委託料を増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において国庫支出金及び繰越金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第93号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、議案第94号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第94号についてご説明申し上げます。

那珂市一般会計補正予算（第6号）をお開き願います。

議案第94号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度那珂市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,612万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億2,839万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月20日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

歳出の内容としましては、農林水産業費については、被災農業者支援事業において、被災した農家の農業用機械の再取得等及び営農再開に係る取り組みに対する補助金を増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において県支出金及び繰越金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。
続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第94号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（君嶋寿男君） 日程第5、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（君嶋寿男君） 日程第6、陳情第8号の閉会中の継続審査の申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、原子力安全対策常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） 全員起立と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、陳情第8号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

先崎市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和元年第4回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をはじめとする27件の議案について慎重なご審議を賜り、原案のとおり可決をいただきました。まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、4日間にわたり令和元年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする各種の議案につきまして、熱心にご審議をいただき、また、貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

早いもので、本年も残すところ10日余りとなりました。私も市長となって10カ月がたち、議員各位のご理解とご協力を賜りながら市政運営において着実に進展を図ることができました。ここに改めて敬意と感謝の意を表したいと存じます。

さて、先日、今年の漢字が令和の「令」に決まりました。令和という新しい時代にまさにふさわしい漢字ではないかと思います。昨年は災害の「災」という字で、一昨年が「北」ということで、ここ2年、気象や国際情勢などを反映した漢字でありました。しかしながら、今年は台風19号などにより日本各地で災害が発生したにもかかわらず、この漢字に決まったのは、新しい時代、未来への明るい希望を願ったものではないかと感じております。来年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催をされます。来年が災害のない素晴らしい年になりますことを願うばかりでございます。

さて、本定例会の初日には、令和2年度予算編成方針をお諮りし、今後の財政運営の考え方を明示させていただきました。依然として厳しい財政状況にはありますが、第2次那珂市総合計画に掲げた施策や那珂ビジョンである「可能性への挑戦」を着実に推進するため、徹底した節減、合理化と創意工夫により、さらなる市政発展に向け、職員ともども熱意を持って取り組んでまいり所存でございます。どうか議員各位にはこれまで同様、私ども執行部の行政運営に対しまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、来年２月には那珂市議会議員選挙が行われます。今期で勇退をされる議員がおられると伺っており、これまで長きにわたり、市民の代表として市に対しときには厳しく、ときには温かくご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。これまでの議員各位からいただいた貴重なご意見やご要望等をこれから市政発展のために生かしてまいる所存でございます。

結びに、議員の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えられますよう心からお祈り申し上げますとともに、来年２月の市議会議員選挙におかれましては、お体に留意をされ、お力を尽くされますことをご祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。今年１年、本当にありがとうございました。どうぞよいお年をお迎えください。

○議長（君嶋寿男君） これにて令和元年第４回那珂市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前１０時４５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 君 嶋 寿 男

那珂市議会議員 筒 井 か よ 子

那珂市議会議員 寺 門 厚